備前市一般廃棄物処理基本計画

（案）

令　和　９　年　　月

備　　前　　市

目　　次

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置づけ 2
第３節　計画の期間 3
第４節　計画対象廃棄物 4

第２章　備前市の地域特性

第１節　備前市の位置・歴史 5
　１　本市の位置 5
　２　清掃事業の変遷 6
第２節　備前市の主要指標 7
　１　気候 7
　２　人口及び世帯数 8
　３　産業 9
　４　土地利用 10

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題 11
　１　ごみの排出形態と分別区分 11
　２　ごみの排出量 14
　３　ごみの性状 18
　４　市民の意識 20
　５　ごみの処理と処分 22
　６　ごみ処理経費 27
第２節　基本理念と基本方針 28
　１　基本理念 28
　２　基本方針 29
第３節　数値目標 30
　１　目標量 32
　２　数値目標の総括 37
第４節　計画の体系 38
第５節　重点施策 39
第６節　ごみ発生・排出抑制計画 41
　１　ごみ発生・排出抑制の方針 41
　２　具体的な施策 42
第７節　再資源化計画 49
　１　再資源化の方針 49
　２　具体的な施策 50
第８節　適正処理計画 56
　１　適正処理の方針 56
　２　処理の主体 57
　３　処理計画 58
　3-1　収集運搬量 58
　3-2　中間処理量 58
　3-3　最終処分量 58
　４　具体的な施策 59
　（１）　収集運搬計画 59
　（２）中間処理計画 60
　（３）最終処分計画 61
　（４）その他の計画 62

第９節　その他 65
１　ごみ減量の推進体制 65
２　関係者への協力要請 65
３　地球温暖化防止対策 65
第 10 節　食品ロス削減推進計画 66
１　計画策定の趣旨 66
２　計画策定の趣旨 66
３　食品ロスの現状と課題 67
４　基本理念・基本方針 69
５　市民・事業者・行政の役割 71

第４章　生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況 68
１　水環境 68
２　水質保全の達成状況 68
第２節　生活排水処理の現状と課題 73
１　生活排水処理の流れ 73
２　処理形態別人口 74
３　収集運搬の状況 75
４　中間処理・資源化・最終処分の状況 76
５　生活排水処理に関する課題 77
第３節　生活排水処理計画 78
１　基本理念 78
２　基本方針 78
３　生活排水処理の目標 79
４　生活排水の処理主体 79
５　生活排水を処理する区域及び人口 80
第４節　し尿・浄化槽汚泥の処理計画 81
１　排出抑制・再資源化計画 81
２　収集運搬計画 81
３　中間処理計画 82
第５節　その他の事項 83
１　市民に対する広報・啓発活動 83
２　家庭での発生源対策としての具体的取組 83
３　市における実践活動の取組 83

第５章　計画の進行管理

第１節　計画進行管理手法 86
第２節　計画進行管理指標 86

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、資源の浪費や地球温暖化など地球規模の環境問題や不法投棄など、身近な環境において大きな問題を生じました。そのため、これに代わる社会概念として、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続可能な形で発展する「循環型社会」が提示され、その形成が求められています。

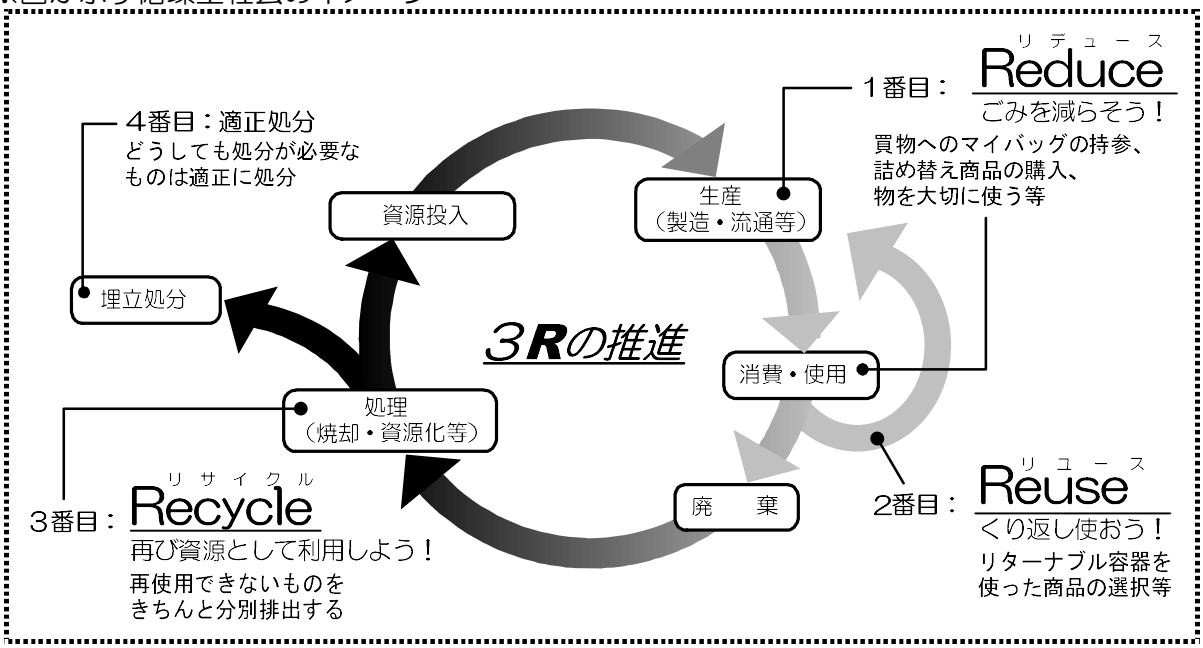
日本では平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が施行され、循環型社会の形成が進められてきましたが、世界的にも平成 27 年の国連サミットで 17 項目の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals／SDGs）が採択され、循環型社会形成に通じる目標に国連加盟国全てが協働で取り組んでいくこととなっています。

これらの目標を踏まえ、備前市（以下「本市」という。）においては廃棄物の発生抑制と再生利用、食品ロスの削減と活用、海洋ごみ・未処理排水対策による水質保全などを取り組むべき事項として捉えた上で、一般廃棄物処理基本計画を策定するものとします。

本市の一般廃棄物処理基本計画は、平成 18 年度に合併後のごみ処理や生活排水処理について示した第 1 次計画を策定した後、新たな課題に対して財政面と環境面が両立できるごみ処理や生活排水処理を推進するための第２次計画（以下「前計画」という。）を平成 25 年度に策定（令和元年度改訂）しています。

前計画策定後 13 年が経過し、計画期間が終了することから、現在の一般廃棄物の処理状況や社会情勢等を踏まえ、新たな計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※国が示す循環型社会のイメージ

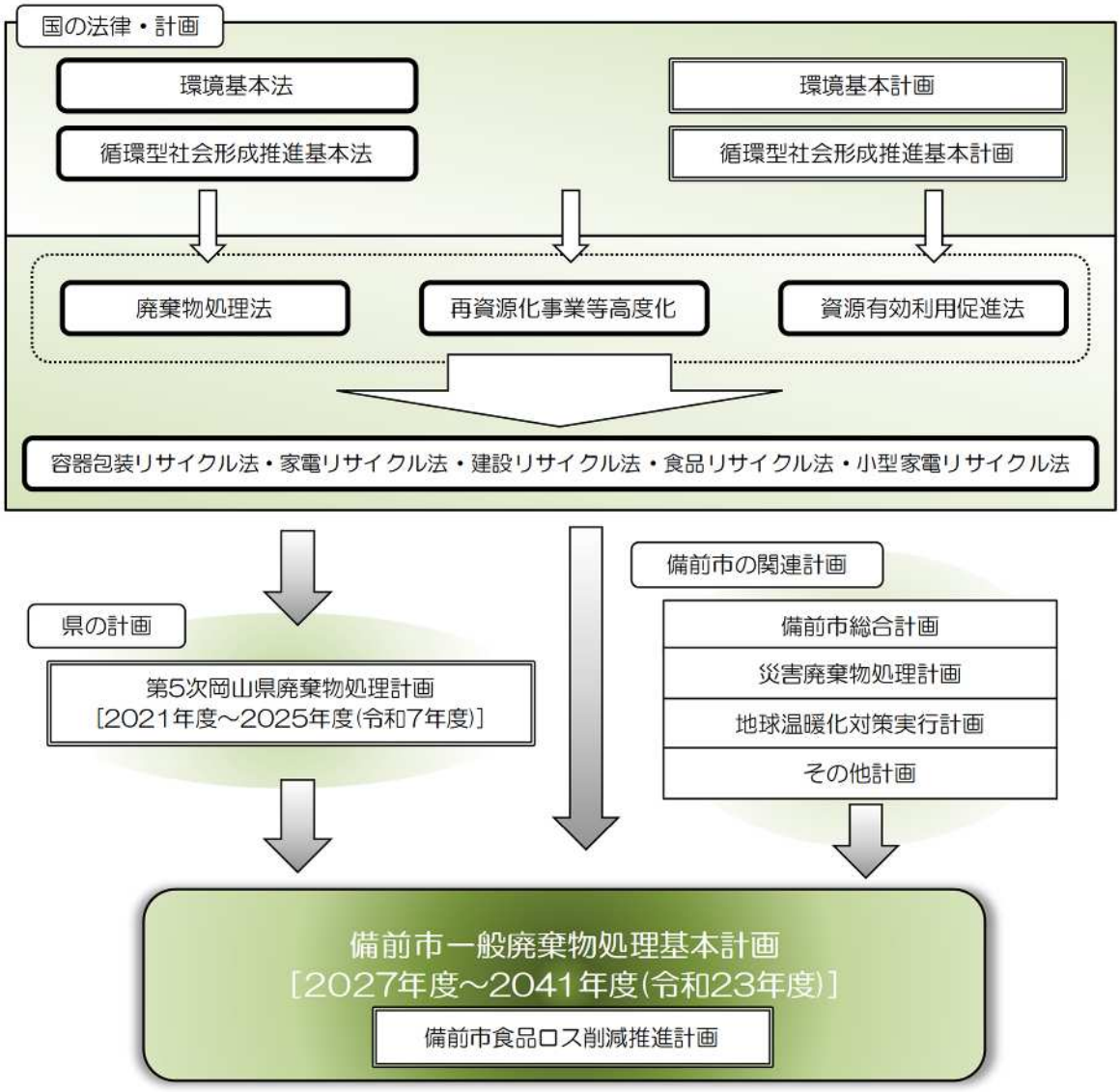


第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされています。

本計画は、本市が廃棄物処理法第６条に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を示した「一般廃棄物処理基本計画」です。そのため、本計画は、国の法律・計画、岡山県の計画及び本市の総合計画と整合したものです。

◆図表 1-1　計画の位置づけ



※一般廃棄物処理計画とは

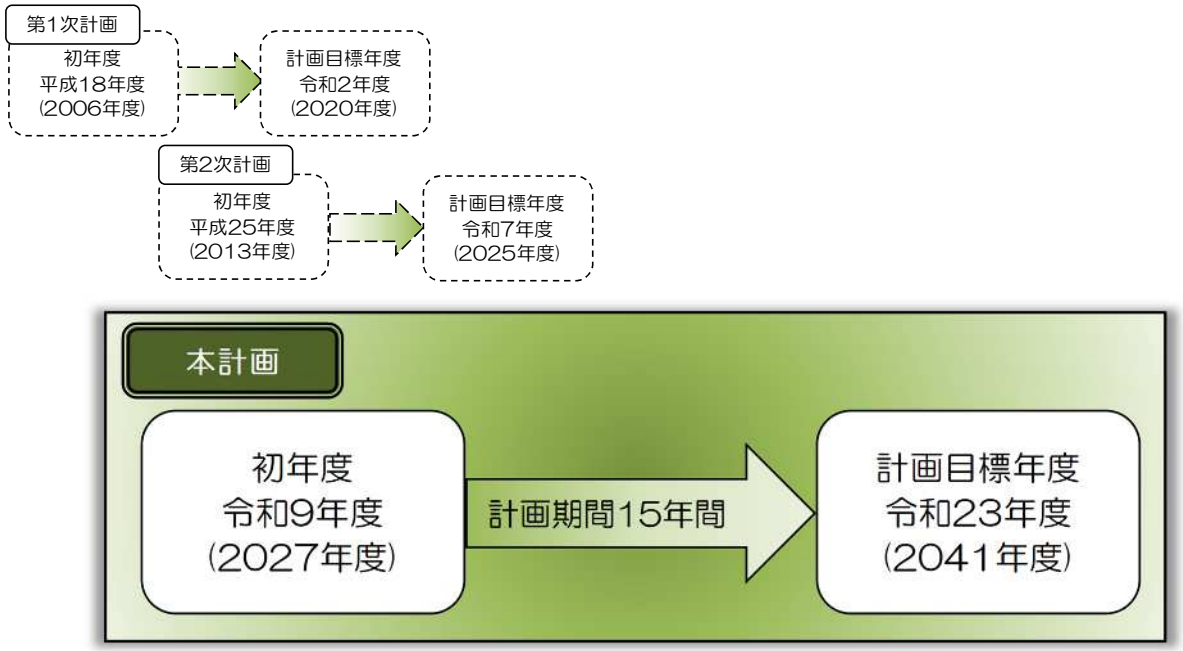
一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があり、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の削減のための方策に関する事項などについて定めるものとされています。

第３節　計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」によると10～15 年とされています。本計画は令和９年度から令和 23 年度までの期間 15 年間とします。

なお、毎年、計画の進捗状況を確認し、具体的な施策展開に反映するとともに、社会情勢等に大きな変化があった際には、計画内容との整合性などを検証した上で、計画の見直しを行います。

◆図表 1-2　本計画の期間

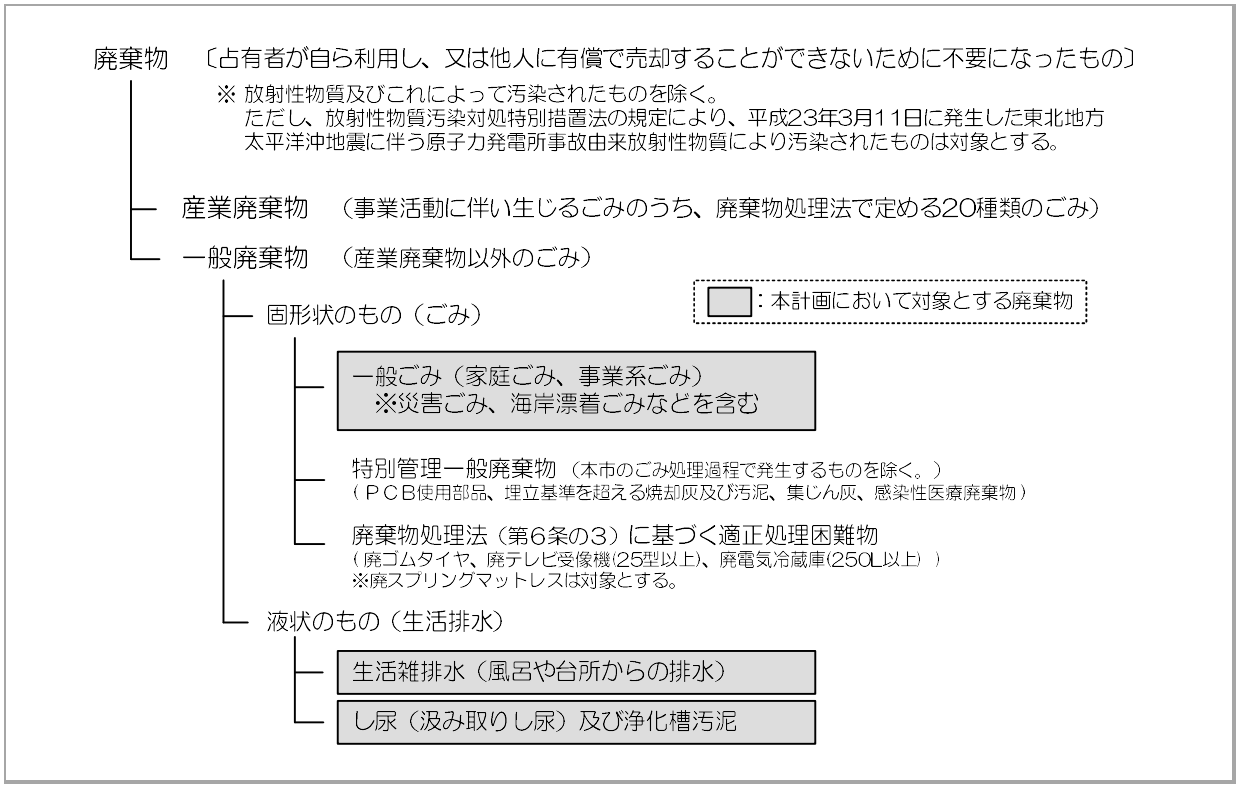


第４節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物のうち『ごみ』及び『生活排水』とします。

なお、ごみのうち本市（行政）による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3　本計画の対象廃棄物



◆図表 1-4　本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区　　分	取　り　扱　い
ＰＣＢ使用部品	本市では取り扱わない。
集じん灰	本市では取り扱わない。(本市のごみを処理する過程で発生するものを除く)
感染性医療廃棄物	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、指定場所への持ち込み及び販売店引取りとする。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 危険物 ・ガスボンベ、消火器、エンジンオイル等の廃油 ・農薬、劇薬、有害な電池　など 適正処理困難物 ・自動車などのタイヤ、バッテリー、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車、鉄アレイ、ボーリングの玉 ・農業用ビニール、畦シート、大型農機具、トラクターの爪 ・仏壇、ピアノ、漁網　など

第２章　備前市の地域特性

第１節　備前市の位置･歴史

１　本市の位置

本市は平成 17 年３月 22 日に、旧備前市、旧日生町、旧吉永町が合併して誕生した人口約３万人の市です。

本市は兵庫県と接する岡山県南東部に位置し、東西約 25km、南北約 30km で、市域は 228.23km^2 の広さを有しています。本市東部は兵庫県赤穂市及び上郡町に接し、西部は岡山市、赤磐市、和気町、南部は瀬戸内市及び瀬戸内海、北部は美作市、兵庫県佐用町に接しています。

◆図表 2-1-1　本市の位置



資料：岡山・倉敷地域公害防止計画を参考に加工

2 清掃事業の変遷

本市の清掃事業の変遷は図表 2-1-2 に示すとおりです。

平成 16 年度の合併以前は、旧備前市及び旧日生町ではそれぞれ焼却施設、最終処分場を持ち単独処理を行い、旧吉永町は和気北部衛生施設組合で処理を行っていましたが、日生清掃工場がダイオキシン類問題への対応ができないことから、平成 14 年度に旧日生町は可燃ごみの処理を和気北部衛生施設組合に委託することとなりました。それ以降、合併後もその処理体制を継続していましたが、平成 25 年度に和気北部衛生施設組合のごみ処理収集及び処理に関する事務が廃止されたことから、現在は本市管内から排出されるごみは全て本市において処理を行っています。

◆図表 2-1-2　清掃事業の変遷

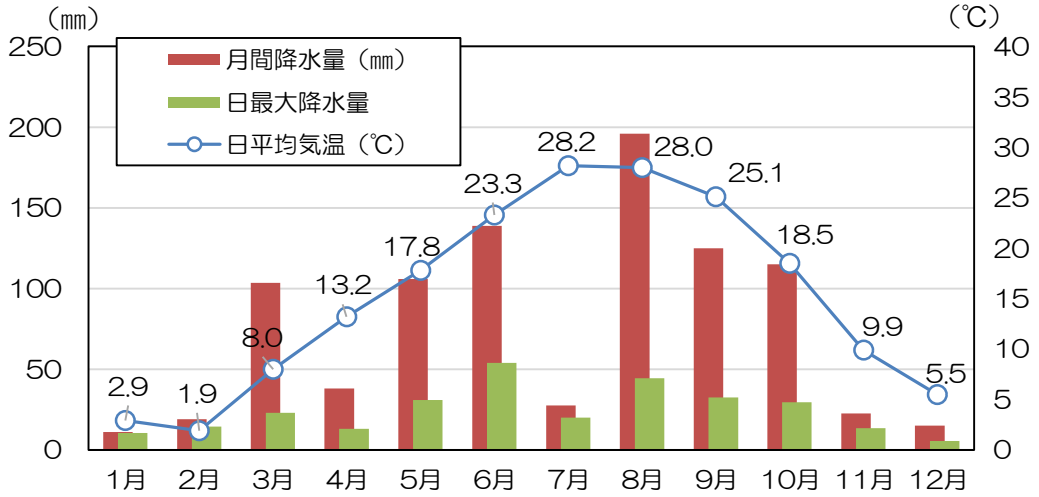
年　度	清掃行政
S41	和気北部衛生施設組合設立 旧吉永町は和気北部衛生施設組合に設立当初より加入するとともにごみ処理有料化開始
S44	備前市第一清掃工場供用開始（旧備前市）
S49	備前市第二清掃工場供用開始（旧備前市）
S52	日生清掃工場、選別処理施設供用開始（旧日生町）
S58	備前市一般廃棄物最終処分場供用開始（旧備前市）
S63	備前市不燃物前処理場供用開始（旧備前市）
H6	和気北部衛生施設組合クリーンセンター供用開始
H8	日生一般廃棄物最終処分場供用開始（旧日生町）
H9	備前市第一清掃工場休止（旧備前市） 日生鉄・アルミストックヤード供用開始（旧日生町） 日生ビンストックヤード供用開始（旧日生町）
H10	備前市第二清掃工場を撤去し、クリーンセンター備前を供用開始（旧備前市）
H14	ダイオキシン類問題により日生清掃工場稼働停止 旧日生町の可燃ごみを和気北部衛生施設組合で処理 旧日生町で指定袋制度によるごみ処理有料化開始
H16	旧備前市で指定袋制度によるごみ処理有料化開始 旧備前市、旧日生町、旧吉永町が合併して本市となる。
H18	備前市第一清掃工場解体
H19	日生清掃工場解体
H20	古紙類ストックヤード供用開始
H21	ペットボトルストックヤード供用開始
H22	9種23分別を一部地区で導入開始
H25	和気北部衛生施設組合のごみ収集・処理業務が廃止
H28	備前市衛生センター（汚泥再生処理センター）供用開始
H30	クリーンセンター備前を基幹的設備改良工事により延命化（事業期間H28～H30）

第２節　備前市の主要指標

1　気候

本市の年平均気温は 15℃程度で、令和７年では月ごとの日平均気温は 2～28℃程度、年間降雨量は 1,100mm 程度で、温和で晴天の多い典型的な瀬戸内式気候に属しています。

◆図表 2-2-1　令和７年の月別降水量及び月平均気温（和気アメダス）



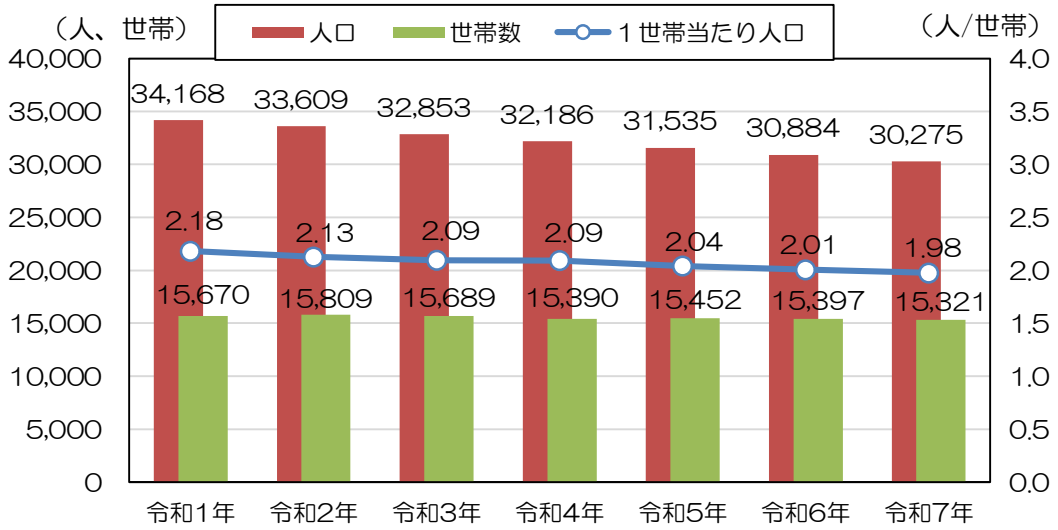
年次	気温（℃）					降水量（㎜）	
	平均			最高	最低	総量	日最大
	日平均	日最高	日最低				
令和3年	14.8	21.3	-1.4	36.0	-6.0	1,175.5	64.0
令和4年	14.7	32.8	-4.1	35.6	-7.5	790.0	54.5
令和5年	14.5	32.7	-3.1	36.6	-8.6	1,030.0	91.5
令和6年	15.6	34.3	-2.1	36.4	-6.8	1,434.0	124.0
令和7年	15.2	34.1	-4.7	37.1	-9.2	917.5	54.0
1月	2.9	10.1	-3.5	14.4	-5.6	11.0	10.5
2月	1.9	9.0	-4.7	15.6	-9.2	19.0	14.5
3月	8.0	15.0	1.6	24.6	-3.7	103.5	23.0
4月	13.2	21.1	5.1	27.5	-0.8	38.0	13.0
5月	17.8	24.2	11.3	29.8	3.4	106.0	31.0
6月	23.3	29.2	18.3	34.6	10.2	139.0	54.0
7月	28.2	33.4	23.4	36.4	20.8	27.5	20.0
8月	28.0	34.1	23.7	37.1	20.6	196.0	44.5
9月	25.1	30.7	21.0	34.8	14.2	125.0	32.5
10月	18.5	24.5	13.5	30.8	3.2	115.0	29.5
11月	9.9	17.8	4.0	22.4	-0.4	22.5	13.5
12月	5.5	12.8	-0.5	18.7	-5.5	15.0	5.5

資料：気象庁 HP

2 人口及び世帯数

本市の世帯数はおおむね横ばいで推移していますが、人口は年々減少しており、1 世帯当たりの人口も減少しています。外国人を含めた令和 7 年 10 月 1 日現在の人口は 30,277 人、世帯数は 15,321 世帯で、1 世帯当たりの人口は 1.98 人となっています。

◆図表 2-2-2　人口及び世帯数の推移（各年度 10 月 1 日現在）



年度	人口 （人）	世帯数 （世帯）	1世帯当たり人口 （人/世帯）
令和1年	34,168	15,670	2.18
令和2年	33,609	15,809	2.13
令和3年	32,853	15,689	2.09
令和4年	32,186	15,390	2.09
令和5年	31,535	15,452	2.04
令和6年	30,884	15,397	2.01
令和7年	30,275	15,321	1.98

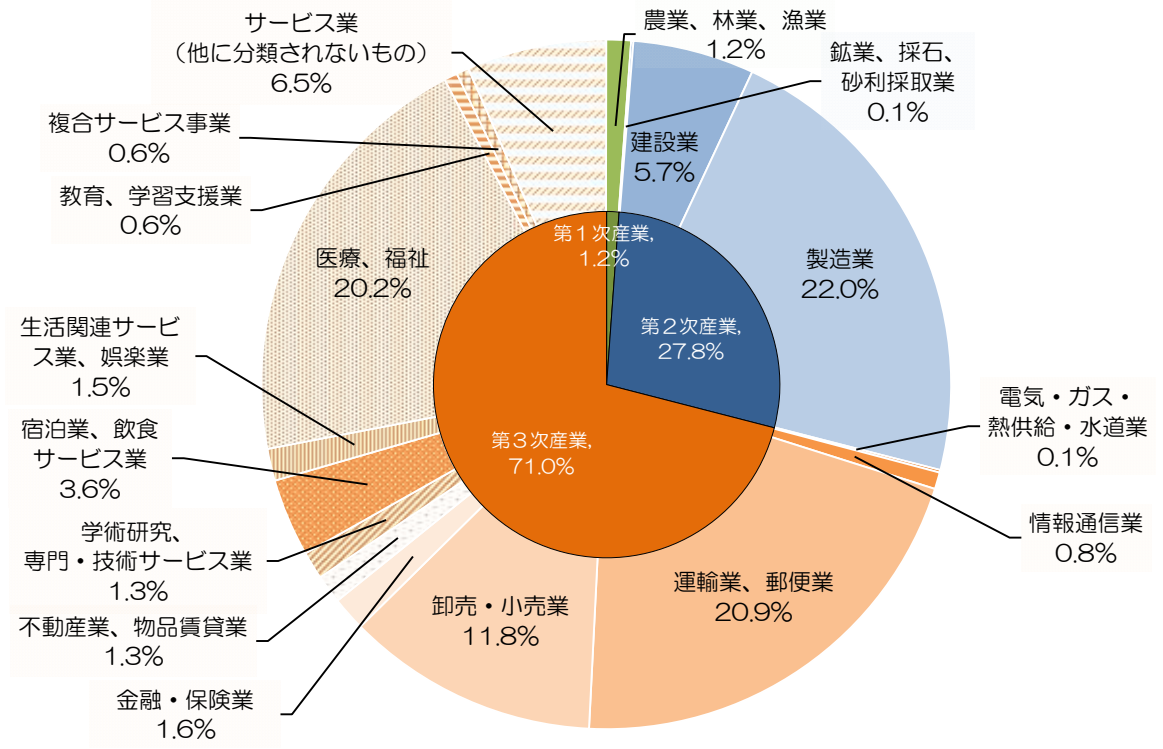
資料：本市資料（行政区別人口及び世帯数）

3 産業

本市の産業別就業者の割合を図表 2-2-3 に示します。

本市の産業別就業者数は合計 9,764 人で、このうち第 3 次産業就業者が 6,933 人（71.0%）と最も多く、次いで、第 2 次産業就業者が 2,718 人（27.8%）、第 1 次産業就業者が 113 人（1.2%）となっています。1 事業所当たりの就業者数は平均 10.0 人です。本市では古くから耐火煉瓦の生産が基幹的な産業となっており、産業の大分類で見ると製造業の就業者数が 2,152 人（22.0%）と最も多く、その 1 事業所当たりの就業者数も 13.5 人と平均より多くなっています。産業の大分類でみると事業所数が最も多いのは卸売業,・小売業となっており、1 事業所当たりの就業者数は 5.7 人程度です。

◆図表 2-2-3　産業別就業者数割合（令和６年６月１日）



	事業所数（所）	就業者数（人）		1事業所当たり
第1次産業	16	113	1.2%	7.1
農業、林業、漁業	16	113	1.2%	7.1
第2次産業	262	2,718	27.8%	10.4
鉱業、採石、砂利採取業	3	11	0.1%	3.7
建設業	99	555	5.7%	5.6
製造業	160	2,152	22.0%	13.5
第3次産業	698	6,933	71.0%	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	4	12	0.1%	3.0
情報通信業	7	76	0.8%	10.9
運輸業、郵便業	114	2,040	20.9%	17.9
卸売・小売業	202	1,155	11.8%	5.7

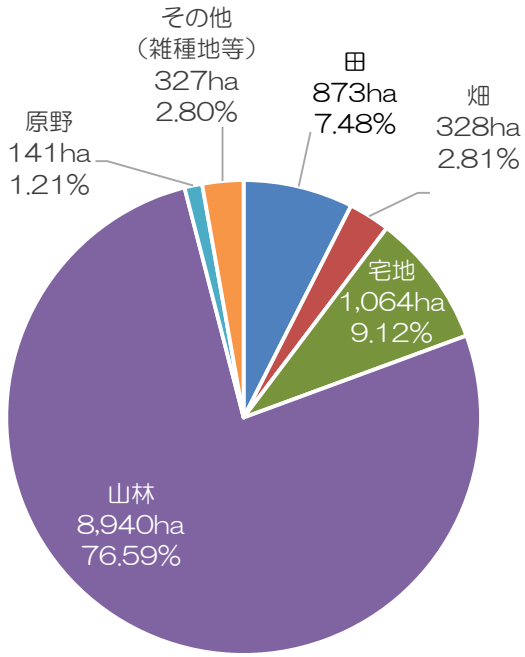
	事業所数（所）	就業者数（人）		1事業所当たり
第3次産業（続き）				
金融・保険業	20	156	1.6%	7.8
不動産業、物品賃貸業	32	131	1.3%	4.1
学術研究、専門・技術サービス業	31	127	1.3%	4.1
宿泊業、飲食サービス業	55	356	3.6%	6.5
生活関連サービス業、娯楽業	28	146	1.5%	5.2
医療、福祉	78	1,977	20.2%	25.3
教育、学習支援業	13	61	0.6%	4.7
複合サービス事業	6	58	0.6%	9.7
サービス業（他に分類されないもの）	108	638	6.5%	5.9
合計	976	9,764	100%	10.0

4 土地利用

本市の地目別民有地面積の割合を図表 2-2-4 に示します。

本市では、山林が 8,940ha で 76.59%と最も多くを占め、次いで占める割合が多いのは宅地の 1,064ha で 9.12%です。両者には８倍程度の差があり、本市の大部分が山林となっています。

◆図表 2-2-4　地目別民有地面積（令和 7 年 1 月 1 日）



合計	田	畑	宅地	山林	原野	その他 (雑種地等)
11,673ha	873ha	328ha	1,064ha	8,940ha	141ha	327ha
100%	7.48%	2.81%	9.12%	76.59%	1.21%	2.80%

資料：備前市の統計　令和７年度版

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題

１ ごみの排出形態と分別区分

(1) 現状

① 家庭系ごみ

本市のごみ処理体制は、合併前の体制を継承していた影響で家庭系ごみの分別区分が地域によって異なる状況が続いていましたが、平成 22 年９月から９種 23 分別による分別区分の統一を進めています。

９種 23 分別の導入により、従来は可燃ごみに区分されていた容器包装類（紙製及びプラスチック製）や布類、紙パック、新聞・雑誌・段ボール以外の古紙等に分別区分を設定し資源ごみに位置付けています。また、金属類、びん類、その他資源は分別区分を細かくした上で排出容器にコンテナを導入しています。

② 事業系ごみ

事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、排出事業者自らまたは収集運搬許可業者が運搬することが原則ですが、備前地域及び吉永地域においては本市が許可する収集運搬許可業者が存在しません。そのため、可燃ごみに限り家庭系ごみと同じ分別及び指定袋を使用して排出された場合は本市の直営（委託を含む）収集により処理施設へ運搬しています。一方で、日生地域においては本市の収集運搬許可業者が存在するため、日生地域の事業系ごみは、事業者が収集運搬許可業者に委託するか、自らの自己搬入によって処理施設へ運搬されています。

(2) 課題

９種 23 分別の導入から１５年が経過し、市民への分別ルールが、定着してきたものの、一部地域については未導入な状況となっています。

事業系ごみについては、地域によって収集運搬環境に差があること、また、本市にとって直営収集の負担が大きいことから適正な体制を構築していく必要があります。

◆図表 3-1-1　地域別のごみ処理システムの状況（令和 8 年 3 月現在）

	備前地域	日生地域	吉永地域
ごみの処理	本市	本市	本市
９種 23 分別の導入状況	97.4%	100%	100%
収集運搬許可業者の有無	なし	あり （本市の許可）	なし
事業系ごみの収集運搬サービス	直営	許可業者	直営

◆図表 3-1-2　ごみの分別区分（令和 8 年度）

本計画の表記	分別区分	排出物の例	排出方法
紙類	新聞	新聞・チラシ	資源回収ステーションの指定場所に排出
	雑誌	雑誌・書籍・カタログ	
	段ボール	段ボール	
	紙パック	紙パック	
	ざつ紙	古紙・紙製容器包装	
	布類	布類	
可燃ごみ	もえるごみ	生ごみ・紙くず・革製品・ゴム・ビニール製品・木切れ・草類等	指定袋に入れ、ごみステーションに排出
プラスチック類	廃プラスチック	プラ製容器包装・製品プラスチック（令和8年10月より）	資源回収ステーションにある回収容器に種類別に排出
	白色ﾄﾚｲ・発泡ｽﾁﾛｰﾙ	白色ﾄﾚｲ・発泡ｽﾁﾛｰﾙ	
	ペットボトル	ペットボトル	
金属類	スチール缶	スチール缶	
	アルミ缶	アルミ缶	
	その他金属	その他の金属類	
びん類	無色びん	無色びん	
	茶色びん	茶色びん	
	その他の色びん	その他の色びん	
	その他	化粧ビン・陶磁器等	
その他資源	蛍光管	蛍光管	
	廃乾電池	乾電池	
	体温計等	体温計・温度計	
小型混合物	小型混合物	小型家電製品・鋭利なもの等	指定袋に入れ、ごみステーションに排出
埋立ごみ	－	ブロック・レンガ等	持込
粗大ごみ	粗大ごみ	家具類・家庭電気製品・自転車等	予約制（電話・オンライン）戸別収集

※使用済みの天ぷら油などの廃食用油については、拠点回収も行っています。

具体的な排出方法は市ホームページ「ごみ分別の手引き」を参照ください

こちらの QR を読み込むことで確認できます⇒

【ごみ・資源物の出し方】

■ごみステーション

（もえるごみ・小型混合物）





- 市の指定ごみ袋に入れ、口を十字にしっかり結んで出します。
- 指定袋は、もえるごみが 45・30・20・10ℓ、小型混合物が 30ℓの袋です。
- 生ごみはよく水を切ります。刃物などの鋭利なものは新聞紙等で包みます。
- 指定袋に入らないものは粗大ごみ（戸別収集・有料・事前申込み）に出します。

■資源回収ステーション

（紙類・プラスチック類・金属類・びん類・その他資源）







- 種類ごとに、回収容器（コンテナ・回収かご・ネット）に入れます。
- びん・缶・ペットボトルは中を水洗いし、ふたを外します（ペットボトルはラベルも外します）。
- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック等は、種類別にひもで十字にしばって指定場所に置きます。
- 汚れの落ちないプラスチック類は「もえるごみ」へ。スプレー缶・カセットボンベは中身を使い切ってから「その他金属」へ出します。

■電池類の輩出方法

電池の種類・状態	出す場所	出し方
使い捨ての乾電池（アルカリ乾電池・マンガン乾電池）	資源回収ステーション	その他資源の「廃乾電池」の回収容器に入れる
リチウムイオン電池などの充電式電池、ボタン電池・コイン電池（電池単体）	市役所窓口	窓口に設置している回収容器に入れる
膨張・変形した電池	市役所窓口	窓口に設置している回収容器に入れる
リチウムイオン電池を内蔵し、電池を取り外せない製品	ごみステーション	「小型混合物」として指定ごみ袋に入れる

2 ごみの排出量

(1) 現状

本市のごみ排出量の実績を図表 3-1-3 及び 3-1-4 に示します。

本市管内から排出されるごみ量は、年々減少しており、令和２年度から減少傾向で推移し、令和７年度では 8,196 トンとなっています。

また、本市では市民による集団回収によって資源物の回収が行われています。令和７年度では 606 トンの実績で、これを加えたごみ総排出量は 8,802 トンとなっています。ごみとして排出された資源物（593 トン）や集団回収量に加え、不燃ごみ・粗大ごみ等から選別・回収した金属類や焼却灰（主灰）の資源化分などを合わせた資源化量は 1,771 トンで、資源化率（資源化量÷ごみ総排出量）は 20.1%となっています（図表 3-1-11 参照）。

家庭系、事業系の区分でみると、家庭系ごみは減少する傾向で推移し、事業系ごみは 1,200 トン前後でおおむね横ばいで推移しています。令和 7 年度では家庭系ごみが 7,012 トン、事業系ごみが 1,184 トンで、家庭系ごみがごみ排出量に占める割合は約 86%となっており、岡山県内の他市町村の状況（県平均 60%程度）と比較すると高い割合となっています。

ごみの種類別では、大部分が可燃ごみでごみ排出量のうち約 87%を占めており、ごみ排出量の推移は可燃ごみの推移に大きな影響を受けています。

１人１日当たり排出量※でみると、ごみ総排出量は令和 4 年度まで横ばいで推移していましたが、同年以降、減少傾向で推移し、令和７年度では 797 グラムとなっています。令和６年度の岡山県や全国平均と比べると排出量は少ない状況となっています。

一方で、家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量は減少傾向で推移しているものの、岡山県や全国と比較して多くなっています。ごみ総排出量は比較的少ないにも関わらず家庭系ごみ（資源ごみ除く）が多いのは、前述のとおり事業系ごみの一部が家庭系ごみに含まれていることが一因と考えられます。

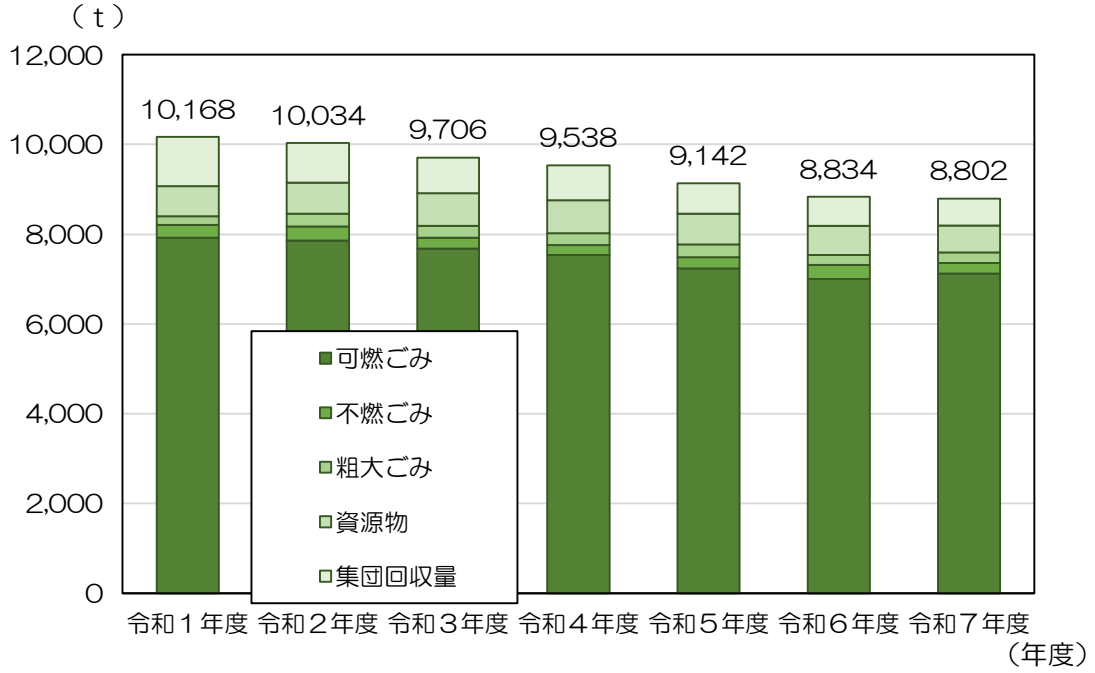
※1 人 1 日当たり排出量は、年間排出量（ｔ）÷年間日数（日）÷人口（人）×1,000,000 で求めます。

◆図表 3-1-3　年間ごみ排出量の実績

単位：ｔ/年度

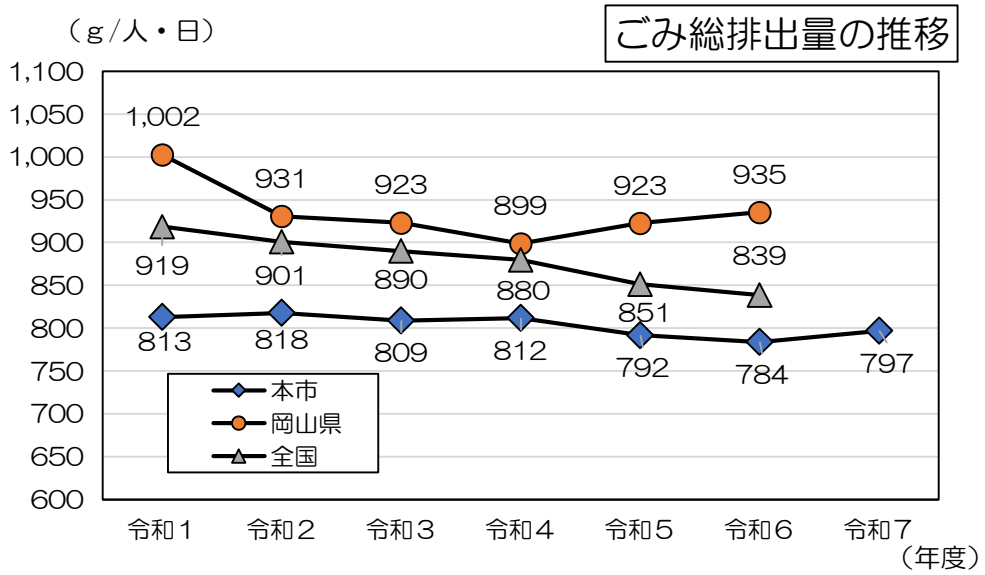
			令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
家庭系ごみ			8,115	7,969	7,767	7,576	7,262	6,897	7,012
	収集ごみ		7,124	7,033	6,833	6,659	6,286	5,894	6,014
		可燃ごみ	6,373	6,212	6,079	5,900	5,596	5,258	5,418
		不燃ごみ	28	57	34	17	9	3	11
		粗大ごみ	54	64	59	55	60	50	51
		資源物	669	700	661	687	621	583	534
	搬入ごみ		991	936	934	917	976	1,003	994
		可燃ごみ	598	571	559	560	590	661	661
		不燃ごみ	245	149	110	95	100	103	85
		粗大ごみ	148	216	200	216	222	175	189
		資源物	0	0	65	46	64	64	59
事業系ごみ			962	1,187	1,145	1,186	1,197	1,292	1,184
ごみ排出量			9,077	9,156	8,912	8,762	8,459	8,189	8,196
集団回収量			1,091	878	794	776	683	645	606
ごみ総排出量			10,168	10,034	9,706	9,538	9,142	8,834	8,802

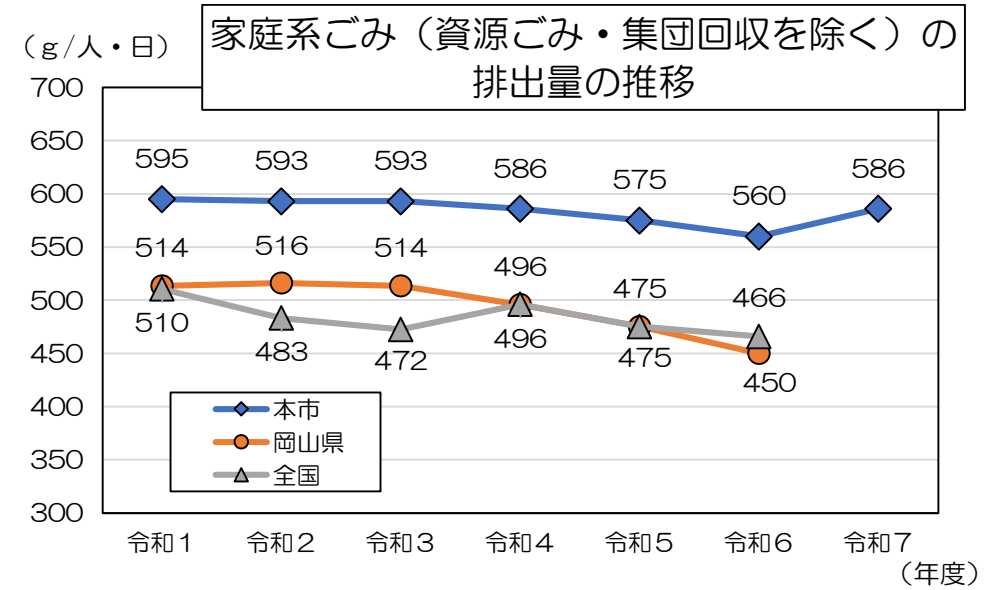
ごみ種類別排出量		可燃ごみ	7,929	7,859	7,680	7,542	7,242	7,006	7,129
		不燃ごみ	277	317	247	216	250	311	230
		粗大ごみ	202	280	259	271	282	225	240
		資源物	669	700	726	733	685	647	593



資料：一般廃棄物処理実態調査票（環境省）

◆図表 3-1-4　１人１日当たり排出量の推移





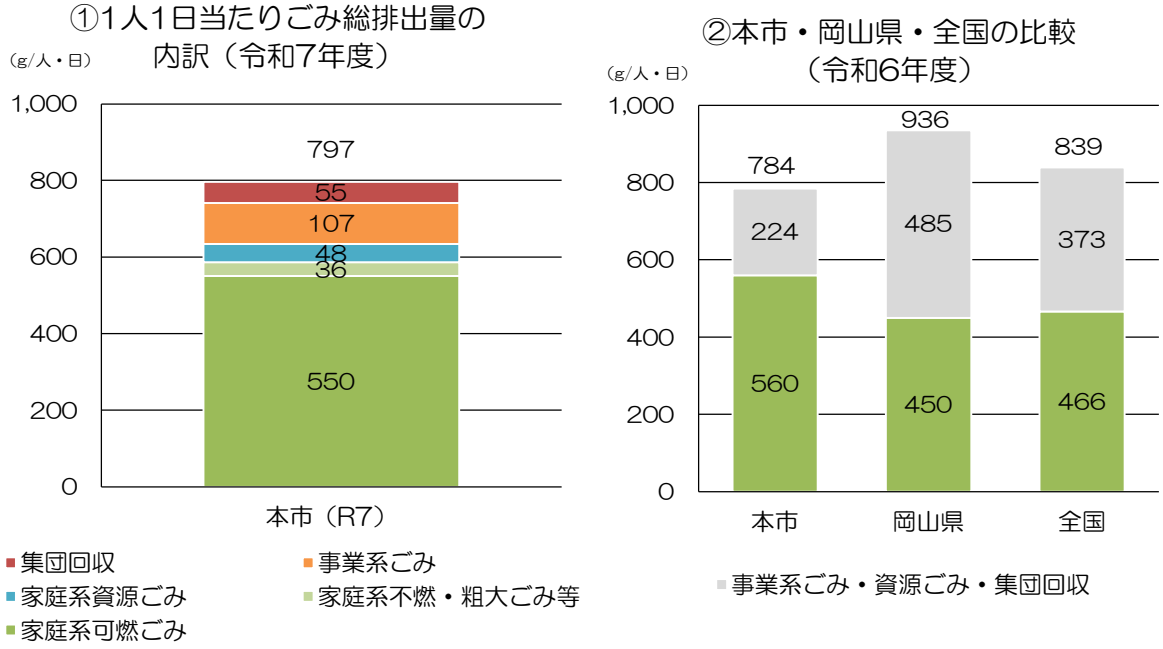
注１）全国・岡山県のデータは一般廃棄物処理実態調査票（環境省）を使用しているため、令和６年度が最新データとなります。
注２）１人１日当たり排出量は外国人を含む各年 10 月１日現在の人口を用いて算出したもの。

【本計画で用いる１人１日当たり排出量】

本計画では、対象とするごみの範囲に応じて、次の １ 人 １ 日当たり排出量を用いています。

項目	対象のごみ	令和７年度における対象量
１人１日当たりごみ総排出量	家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計	797ｇ/人日
１人１日当たり家庭系ごみ排出量	家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等（資源ごみ・集団回収を除く）	586ｇ/人日
１人１日当たり家庭系可燃ごみ排出量	家庭から排出され、収集又は直接搬入された可燃ごみ	550ｇ/人日
１人１日当たり食品ロス量	家庭系収集可燃ごみに含まれる食品ロス	54ｇ/人日

【1 人 1 日当たり排出量の内訳と比較】



資料：①本市実績（令和７年度、人口 30,275 人）より算出、②一般廃棄物処理実態調査（環境省）
※端数処理の関係で、内訳の合計が一致しない場合があります。

(2) 課題

ごみの排出量は令和２年度以降減少傾向にあり、また、市民１人１日当たりの排出量はこれまで横ばい傾向で推移していたものの、令和４年度以降減少傾向に転じています。ごみの分別区分９種 23 分別が導入され、周知を行ったことで市民意識の高まりがあったことが考えられます。

１人１日当たりの排出量が減少する一方で、家庭系ごみの１人１日当たりの排出量については、全国や岡山県の平均値に対し多い傾向にあり、引き続き減量化を目指す必要があります。また、家庭系ごみに事業系ごみの一部が含まれている状況を踏まえ、家庭系・事業系それぞれの排出実態を的確に把握できる収集体制を構築していく必要があります。

また、ごみ処理施設や最終処分場を有効に利用していくため、引き続きごみ処理に要する経費を低減させるためには、より一層ごみの発生・排出を抑制していくことが必要です。

3 ごみの性状

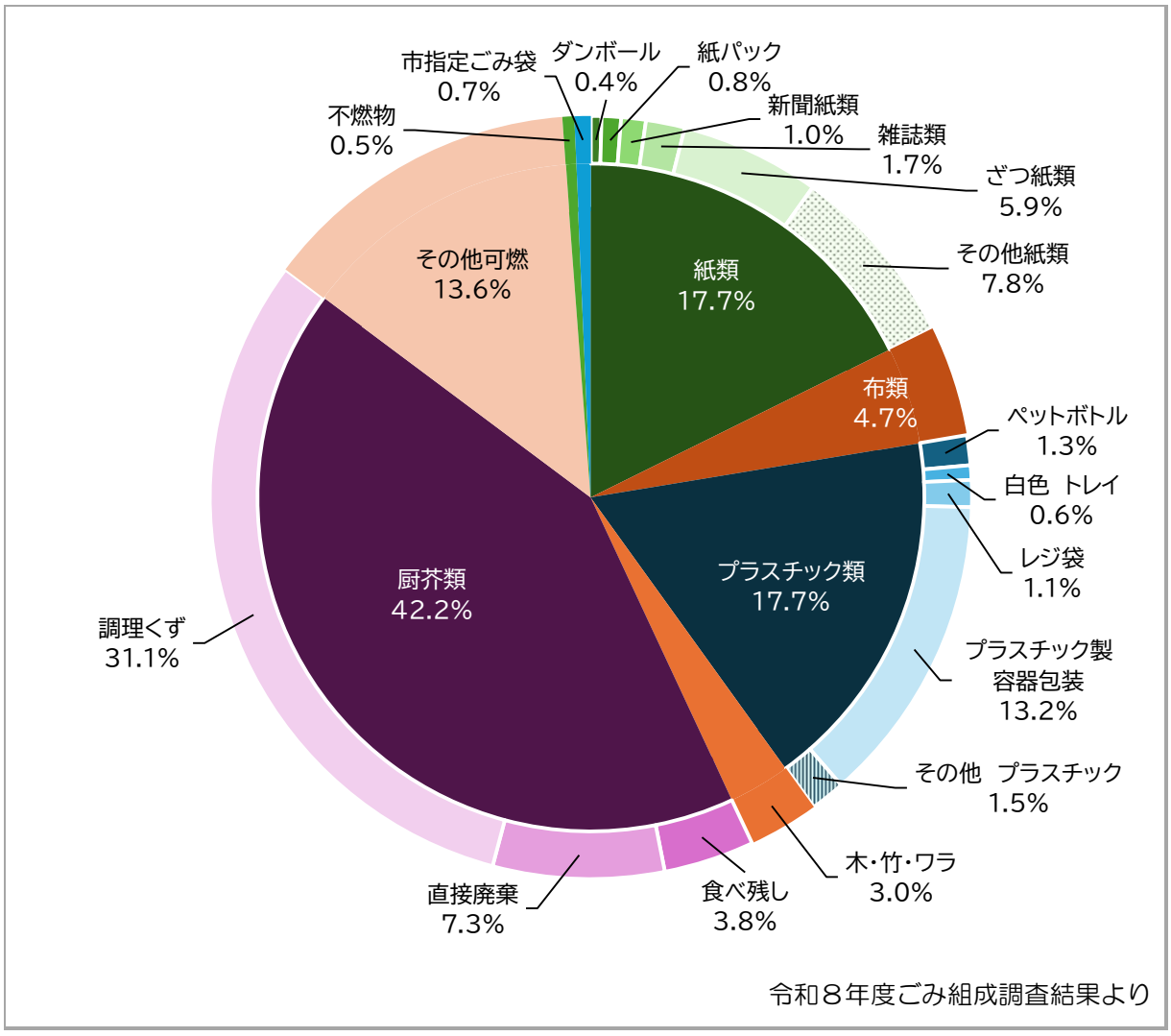
(1) 現状

令和８年度に実施した家庭系収集可燃ごみの組成調査結果を図表 3-1-5 に示します。

家庭系収集可燃ごみの性状は、調理くずや食べ残しなどの生ごみであるちゅう芥類（42.2%）の占める割合が最も多く、次いで紙類（17.7%）、プラスチック類（17.7%）の割合が多くなっています。

家庭系収集可燃ごみの中には、古紙類や布類、廃プラスチック（プラスチック製容器包装類）等の資源ごみとして区分されているものや、手付かずで捨てられた賞味期限切れ食品など、資源ごみとして排出可能なものや無駄に捨てられているものも多く含まれており、さらなる資源化が可能な状況となっています。

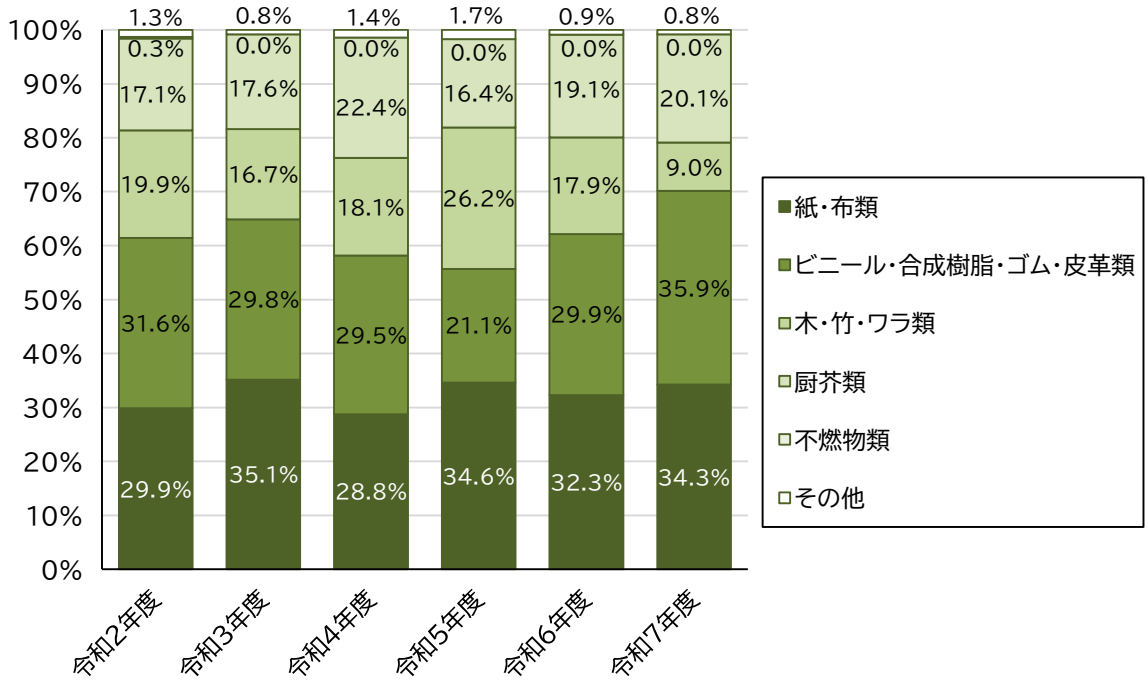
◆図表 3-1-5　家庭系収集可燃ごみの性状：質重量ベースの種類組成（令和８年度）



前ページのごみ組成は家庭系収集可燃ごみに限定したものですが、ごみ焼却施設においては収集ごみに限定せず施設に搬入された可燃ごみのごみ質分析を定期的に行っており、乾燥重量ベースの種類組成を把握しています。その結果をみると、紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、ちゅう芥類では 10 ポイント程度の変動がありますが、おおむね種類組成は大きく変化せず同様の割合で推移していると考えられます。

◆図表 3-1-6　可燃ごみの性状：乾燥重量ベースの種類組成等の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ組成	紙・布類	29.9%	35.1%	28.8%	34.6%	32.3%	34.3%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	31.6%	29.8%	29.5%	21.1%	29.9%	35.9%
	木・竹・ワラ類	19.9%	16.7%	18.1%	26.2%	17.9%	9.0%
	厨芥類	17.1%	17.6%	22.4%	16.4%	19.1%	20.1%
	不燃物類	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	1.3%	0.8%	1.4%	1.7%	0.9%	0.8%
単位容積重量（kg/m³）		151	101	211	193	172	130
三成分	含水率	52.1%	52.2%	62.6%	58.0%	55.5%	52.2%
	生ごみ灰分	5.1%	3.9%	4.4%	4.6%	3.9%	3.9%
	可燃分	42.9%	43.9%	33.1%	37.5%	40.7%	44.0%
低位発熱量（KJ/kg）		6,770	6,950	4,660	5,610	6,265	6,970



(2) 課題

家庭系収集可燃ごみの性状から、紙類とプラスチック類には資源化可能なごみが多く含まれていることが分かります。また、厨芥類の内約 30%は食品ロスとなっており、削減可能なごみも含まれています。

分別の徹底によりリサイクルの推進を図るとともに、手付かず食品などの無駄なものを減らすことによって、可燃ごみを削減することができます。

そのため、市民及び事業者はこれまで以上に正しい分別ルールの理解と分別の徹底、ごみの発生抑制の取組を進めていく必要があります。

4 市民の意識

(1) 現状

令和８年度に本計画策定にあたり、市民の意見を聴取すべく、市民アンケートを実施しました。

【アンケート概要】

調査時期：令和８年６月～

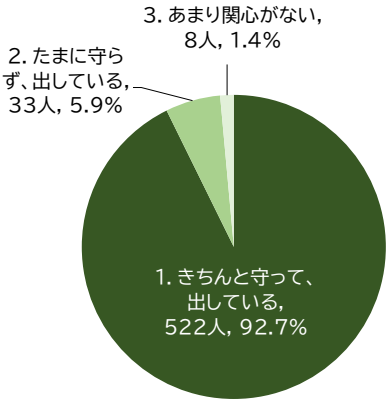
調査方法：電子アンケート（ホームページ、LINE、市窓口で配布された二次元コードよりアクセス）

回 収 数：563 票（令和８年８月現在）

【アンケート結果】

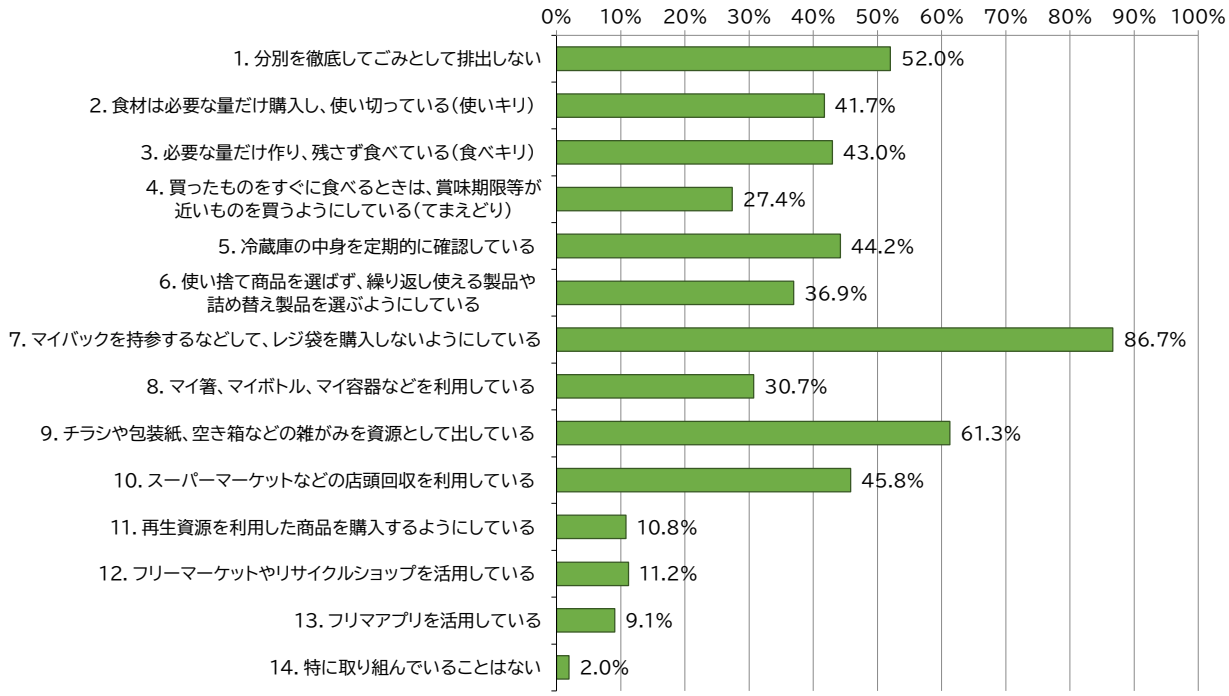
ごみの分別

ごみの分別についてどの程度実施しているかについて、「きちんと守って、出している」と回答した人が最も多く、92.7%となりました。



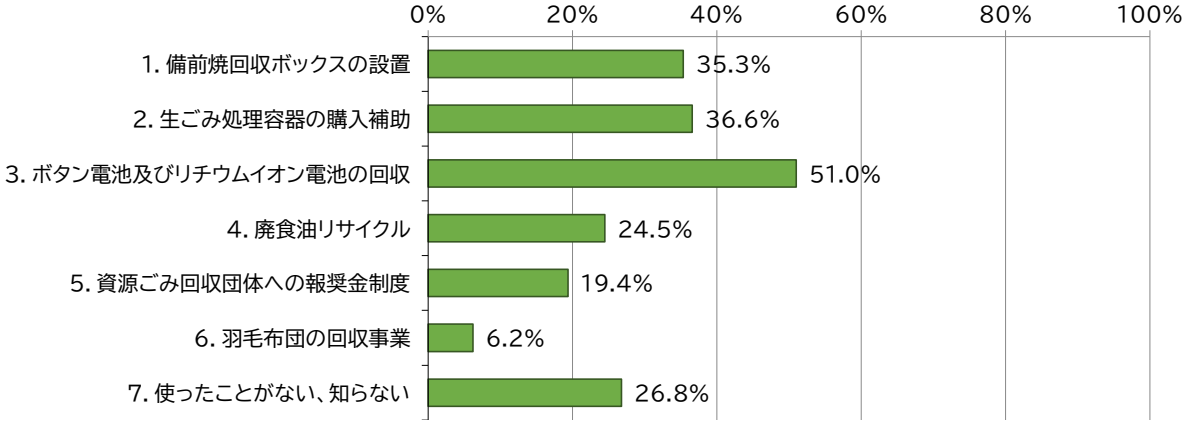
減量化・資源化のために取り組んでいること

ごみを排出する際、減量化及び資源化のために取り組んでいることについて、「マイバックを持参するなどして、レジ袋を購入しないようにしている」と回答した人が最も多く、86.7%となりました。次いで「チラシや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している」と回答した人が 61.3%、「分別を徹底してごみとして排出しない」と回答した人が 52.0%となっています。



備前市で実施している事業について

本市で実施しているごみの減量や資源化等に関する事業で知っている事業について、「ボタン電池及びリチウムイオン電池の回収」と回答した人が最も多く、51.0%となりました。次いで「生ごみ処理容器の購入補助」と回答した人が 36.6%、「備前焼回収ボックスの設置」と回答した人が 35.3%となっています。



(2) 課題

アンケート結果から、ごみの分別を守っている人は 90%以上と高い結果となりました。

減量化・資源化のために取り組んでいることについては、「マイバックを持参するなどして、レジ袋を購入しないようにしている」取組は 80%以上となりましたが、その他の取組については 50%前後にとどまっています。ごみの減量のためには、各取り組みの実施割合を引き上げる必要があるため、ごみの減量やリサイクルに向けた取組の効果や必要性について、周知啓発を行う必要があると考えられます。

また、本市で実施しているごみの減量や資源化に関する事業で知っている事業については、もっとも多い「ボタン電池及びリチウムイオン電池の回収」と回答した人が 51.0%と、２人に１人の水準での認知度であったことから、普及啓発について課題として挙げられます。

5 ごみの処理と処分

(1) 現状

① ごみ処理の流れ

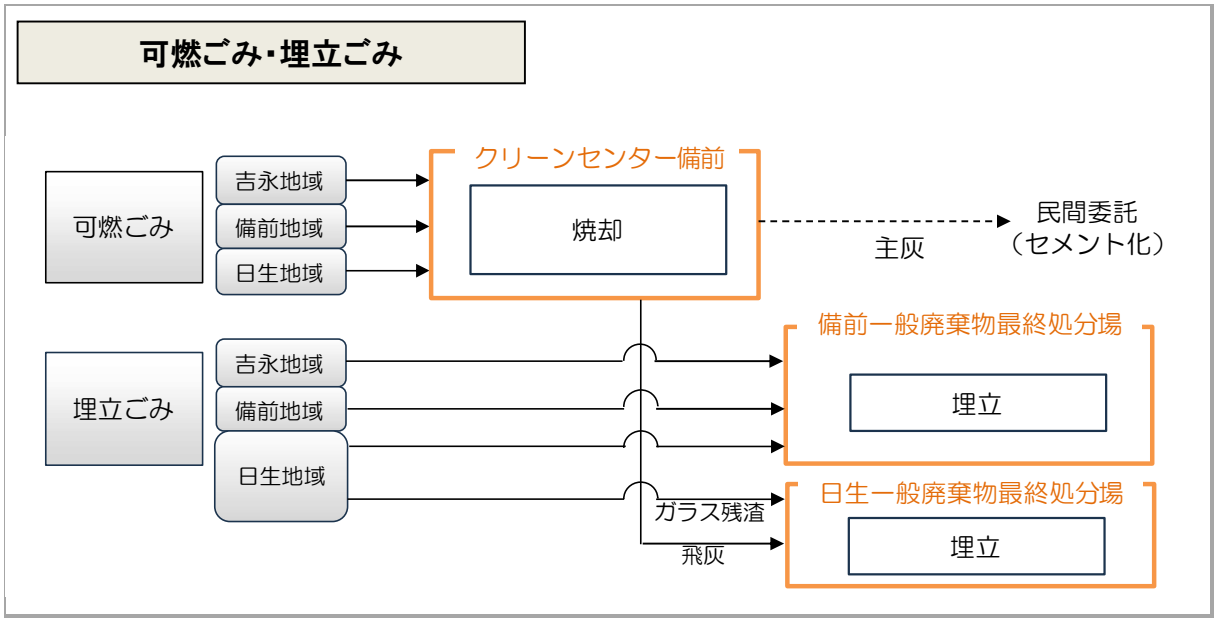
ア 可燃ごみ・埋立ごみ

本市のごみ処理の流れを図表 3-1-7 に示します。

可燃ごみは、クリーンセンター備前において焼却処理し、処理後の焼却残渣については、主灰は平成 24 年度より民間委託によるセメント原料化を行っており、飛灰は日生一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

埋立ごみは、備前一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。

◆図表 3-1-7(1)　ごみ処理の流れ（令和７年３月末現在）



イ 粗大ごみ

粗大ごみは、日生清掃センターで選別・保管を行ったのち資源化しています。

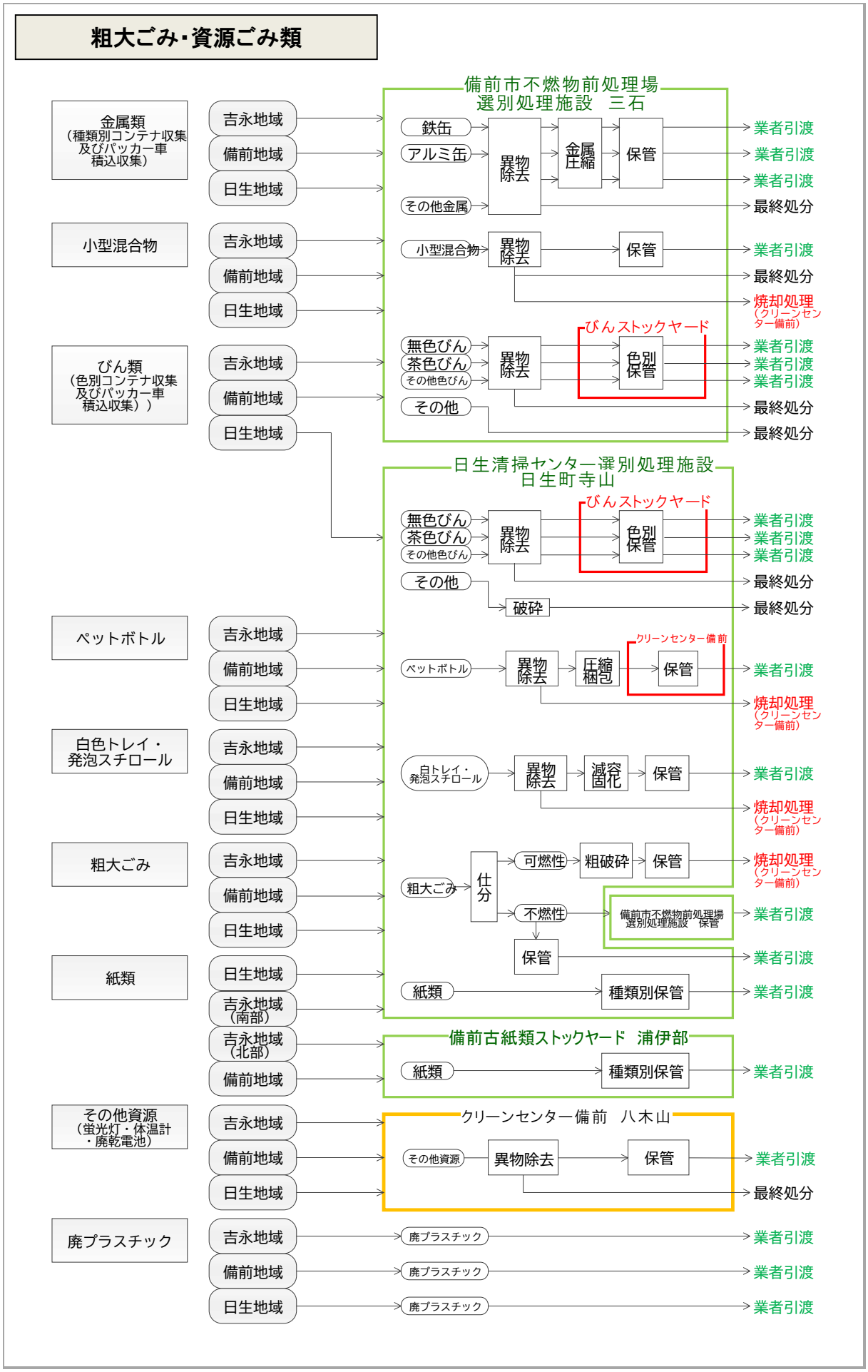
なお、日生清掃センターでの可燃性の選別残渣については、クリーンセンター備前にて焼却処理しています。

また、可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ以外の資源ごみ類は、備前一般廃棄物最終処分場の不燃物前処理施設（以下「備前前処理施設」という。）、日生清掃センターの２施設で処理を行っています。

金属類・小型混合物は備前前処理施設、ペットボトル、白トレイ・発泡スチロールは日生清掃センターで処理後に資源化し、廃プラスチックは資源化業者に直接持ち込んで資源化しています。また、蛍光管や乾電池等についてはクリーンセンター備前において保管し資源化を行っています。

びん類と紙・布類は地域によって異なり、びん類は備前地域及び吉永地域では備前前処理施設、日生地域では日生清掃センターでそれぞれ処理後に資源化し、紙・布類は備前地域及び吉永地域では備前ストックヤード（紙類ストックヤード）、日生地域では日生清掃センターで保管後に資源化しています。

◆図表 3-1-7(2)　ごみ処理の流れ（令和７年３月末現在）



◆図表 3-1-8(1)　中間処理施設の概要（焼却）

施設名	クリーンセンター備前
供用開始	平成 10 年 （平成 28 年度～平成 30 年度 基幹的設備改良工事実施）
処理能力	39t/日
処理方式	ストーカ式　機械化バッチ　2 炉

◆図表 3-1-8(2)　中間処理施設の概要（粗大・資源化）

施設名	備前一般廃棄物最終処分場 不燃物前処理施設	日生清掃センター 選別処理施設
供用開始	昭和 63 年	昭和 52 年
処理能力	6t/日	8t/日
対象ごみ	缶、小型混合物、びん	ペットボトル、びん、缶、 白トレイ・発泡スチロール

◆図表 3-1-8(3)　中間処理施設の概要（保管）

施設名	日生清掃センター	その他市内施設
	日生びんストックヤード	備前市びんストックヤード
供用開始	平成 9 年	平成 9 年
保管能力	85m^2	150m^2
保管対象	ガラス類	ガラス類

施設名	日生鉄・アルミストックヤード	備前ストックヤード （古紙類ストックヤード）
供用開始	平成 9 年	平成 20 年
保管能力	15m^2	126m^2
保管対象	鉄・アルミ類	古紙類、布類

施設名	日生ストックヤード （ペットボトルストックヤード）
供用開始	平成 21 年
保管能力	140m^2
保管対象	ペットボトル

◆図表 3-1-9　最終処分場の概要（残余容量は令和 7 年時点）

供用開始	備前一般廃棄物最終処分場	日生一般廃棄物最終処分場
供用開始	昭和 58 年	平成 8 年
埋立容量	94,550m^3	15,554m^3
残余容量	2,878m^3	4,422m^3
対象ごみ	地区清掃ごみ（土砂、草木）、陶器、ブロック、レンガ、中間処理残渣（びん、金属）、火災ごみ	地区清掃ごみ（土砂、草木）、陶器、ガラス残渣、焼却残渣

※残余容量は最終覆土分を除く。

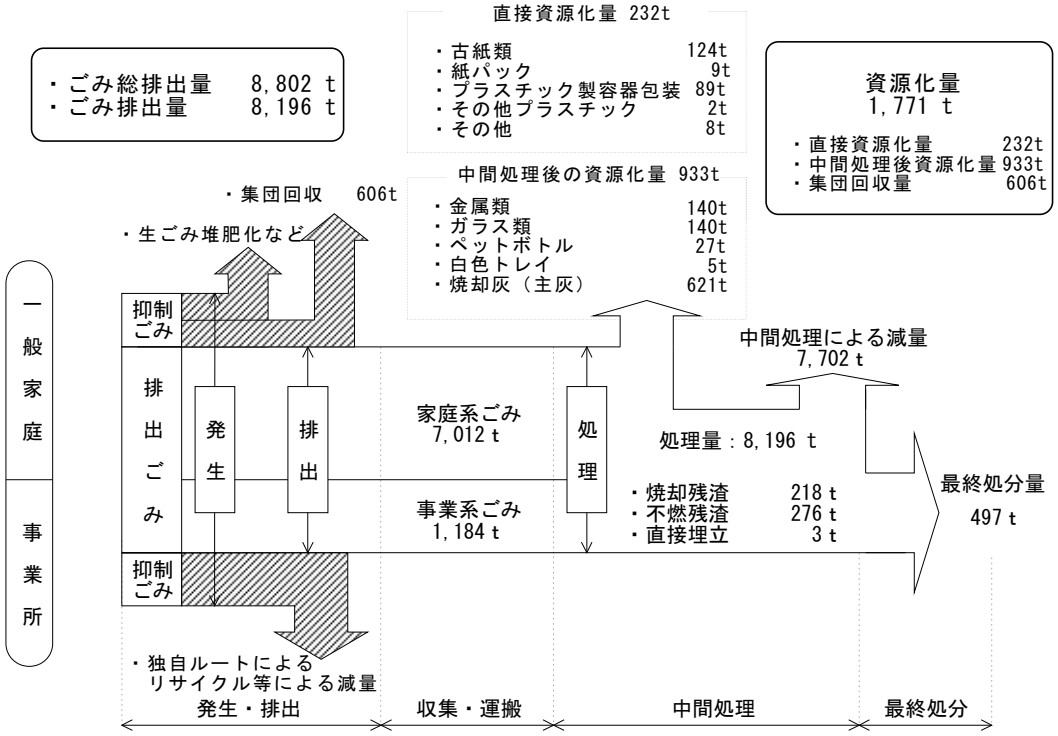
② リサイクルと最終処分

本市の令和７年度におけるリサイクルと最終処分の状況を図表 3-1-10 に示します。

ごみ総排出量 8,802 トンに対し、資源化量は 1,771 トン、最終処分量は 497 トンで、リサイクル率（資源化率）は 20.1%、最終処分率は 6.1%でした。資源化量の内訳は図表 3-1-10 のとおりで、分別区分上の「資源物」（593 トン）だけでなく、集団回収量（606 トン）や、中間処理後に資源化した金属類・ガラス類、焼却灰（主灰）などを含みます。

岡山県及び全国の令和６年度平均と比較すると、リサイクル率は全国平均を上回り、最終処分率は全国平均を下回っていますが、いずれも岡山県平均には及ばない状況です。なお、前計画の数値目標値と比較すると、最終処分量は目標達成できているものの、リサイクルは達成できていない状況です。

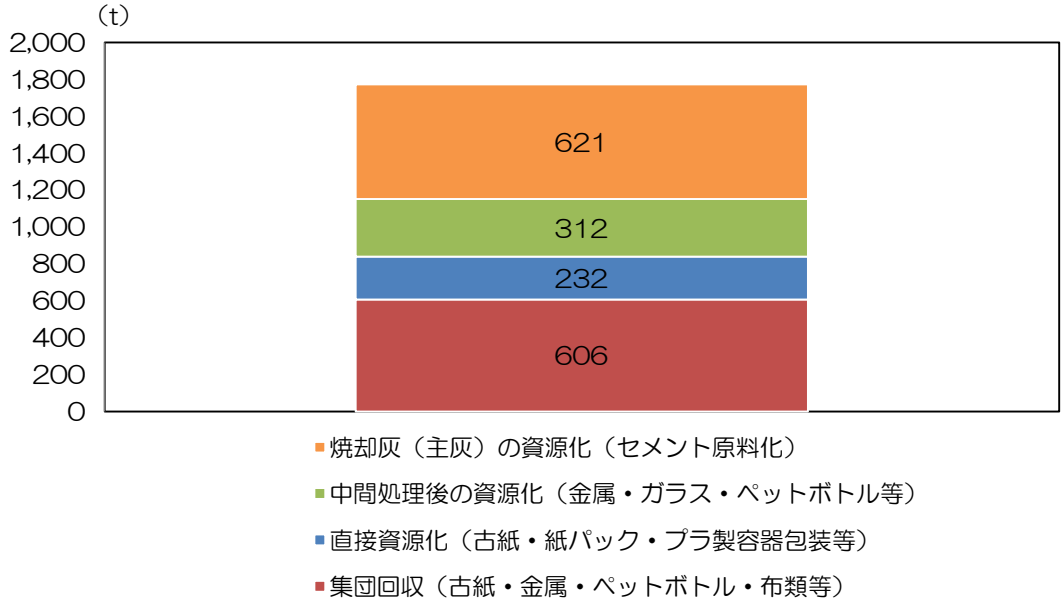
◆図表 3-1-10　リサイクルと最終処分の流れ（令和７年度）



実績比較	リサイクル率 【資源化量÷ごみ総排出量】	最終処分率 【最終処分量÷ごみ排出量】
本市（R7）	20.1%	6.1%
岡山県平均（R6）	31.8%	3.7%
全国平均（R6）	19.3%	8.0%
前計画目標値	25.2%	7.1%（626 トン）

注１）全国・岡山県のデータ：一般廃棄物処理実態調査票より
注２）ごみ総排出量＝ごみ排出量＋集団回収量

◆図表 3-1-11　資源化量の内訳（令和７年度）



資源化率（リサイクル率）＝資源化量1,771t÷ごみ総排出量8,802t＝20.1％　注）資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量（焼却灰を含む）＋集団回収量。分別区分上の「資源物」（593t）は、主に直接資源化量・中間処理後資源化量の対象となります。

(2) 課題

処理施設が分散していることやびん等一部の品目は中間処理や保管を違う施設で同時に行っているなど複雑なシステムのもと処理を行っています。

処理の効率化や市民の利便性のためには、シンプルなシステムに統一することが必要です。

また、最終処分場の残余容量が少ないことを考慮すると、引き続きごみ減量に努め最終処分量の削減を行っていくとともに、広域化による処理の検討についても行っていく必要があります。

6 ごみ処理経費

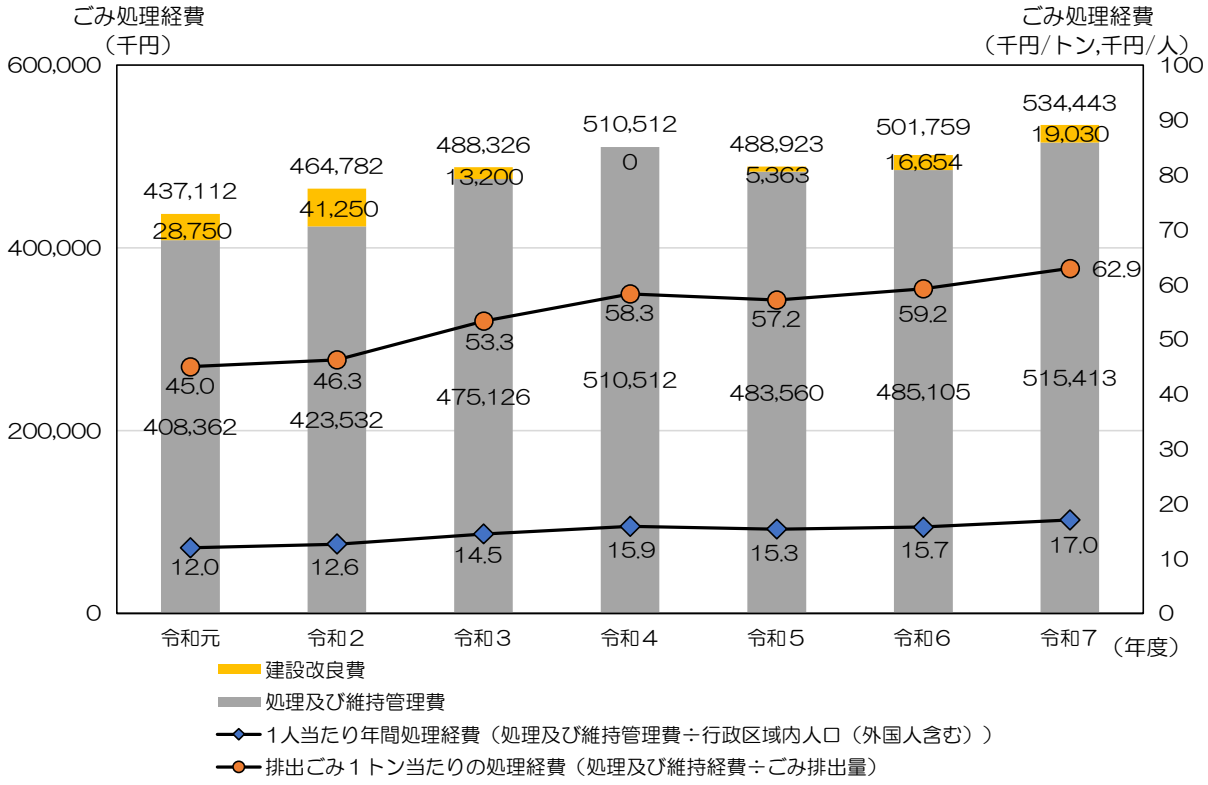
(1) 現状

本市のごみ処理に要する経費を図表 3-1-12 に示します。

本市のごみ処理経費のうち、建設改良費とその他の経費を除いた処理及び維持管理費は、令和元年度では 408,362 千円で、令和７年度では 515,413 千円です。また、ごみ１トン当たりの処理経費は、令和元年度が 45.0 千円であるのに対し、令和７年度では 62.9 千円となっています。

近年の人件費等必要経費の高騰や、施設の老朽化による処理及び維持管理費が増加しており、１ 人当たり年間処理経費、排出ごみ１トン当たりの処理経費いずれも増加傾向となっています。

◆図表 3-1-12　ごみ処理の経費



(2) 課題

処理及び維持管理費は令和５年度に減少に転じたものの、増加傾向で推移しています。特に排出ごみ１トン当たりの処理経費の増加が著しく、令和元年度比で約 40%増加しています。

これは、人件費や燃料、薬剤費等の高騰によるものと考えられます。

近年の経済情勢が続いた場合、今後もごみ処理の経費が増加することが考えられます。ごみ処理経費をできるだけ低減させるよう努める事が必要です。

第２節　基本理念と基本方針

１　基本理念

令和７年１２月に策定した第３次備前市総合計画（後期計画）（以下「総合計画」という。）では、計画期間を令和７年度から令和 11 年度までの５年間、まちづくりの基本理念を『**市民一人ひとりを大切にし、豊かさを共有する**』とし、さらに、生活環境政策“環境を大切にして未来につなぐまち”においてごみ処理に関する施策、安全・生活基盤政策“安全で快適な生活が送れるまち”において生活排水処理などに関する施策を定めています。

この基本目標のもと、都市基盤の整備、定住・交流基盤の充実を図り、県南東部の拠点都市として安全で快適な魅力あるまちづくりを進め、環境に配慮し豊かな時間の保全と美しい景観の継承・形成に努めていくものとしていることから、これを受け、本計画における基本理念は『**豊かな自然と暮らしやすさと共に構築する循環型社会**』とし、様々な施策を展開しつつ、全市で一体的な循環型社会を構築していくものとします。

◆図表 3-2-1　第３次備前市総合計画（後期基本計画）における施策体系

政　策	施　策	
政策１教育・文化 誰もがいつまでも成長し続け、輝けるまち	1-1	生涯学習の充実
	1-2	就学前の教育、保育等の充実
	1-3	学校教育の充実
	1-4	歴史文化の活用と伝統文化の継承
	1-5	スポーツ・レクリエーション活動の推進
政策２交流・コミュニティ 地域で支え合う持続可能なまち	2-1	コミュニティの育成と地域活動の支援
	2-2	人権問題の解決
	2-3	国際理解と多文化共生の推進
政策３健康・福祉 誰もがいつまでも安心して暮らせるまち	3-1	生涯を通じた健康づくりの推進
	3-2	子育て支援の充実
	3-3	生活困窮者等の自立支援
	3-4	障がいのある人への福祉の充実
	3-5	高齢者への福祉の充実
	3-6	地域に密着した医療サービスの提供
政策４産業経済・都市計画 地域の活力を生む産業を振興させるまち	4-1	商工業・海運業の振興
	4-2	魅力ある農林水産業の推進
	4-3	魅力ある資源を活かした観光の推進
	4-4	秩序ある土地利用と良好な市街地（都市施設）の形成
	4-5	移住・定住の促進
	4-6	住宅の供給と安心できる住環境の整備
政策５安全・生活基盤 安全で快適な生活が送れるまち	5-1	防災・防犯体制の強化
	5-2	河川改修・砂防施設整備
	5-3	安全でおいしい水の安定供給
	5-4	生活排水の適正処理
	5-5	道路・港湾の整備
政策６生活環境 環境を大切にして未来につなぐまち	6-1	公共交通の確保
	6-2	廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進/斎場
	6-3	環境保全対策の推進

2 基本方針

本計画における基本理念のもと、本市のごみ処理における基本方針は、①3R+Renewable（リニューアブル）で推進するごみ減量と再資源化、②適正なごみ処理の実施、③市民・事業者・行政が一体となって進めるごみ処理対策の３つとします。

基本方針

① 3R+Renewable（リニューアブル）で推進するごみ減量と再資源化

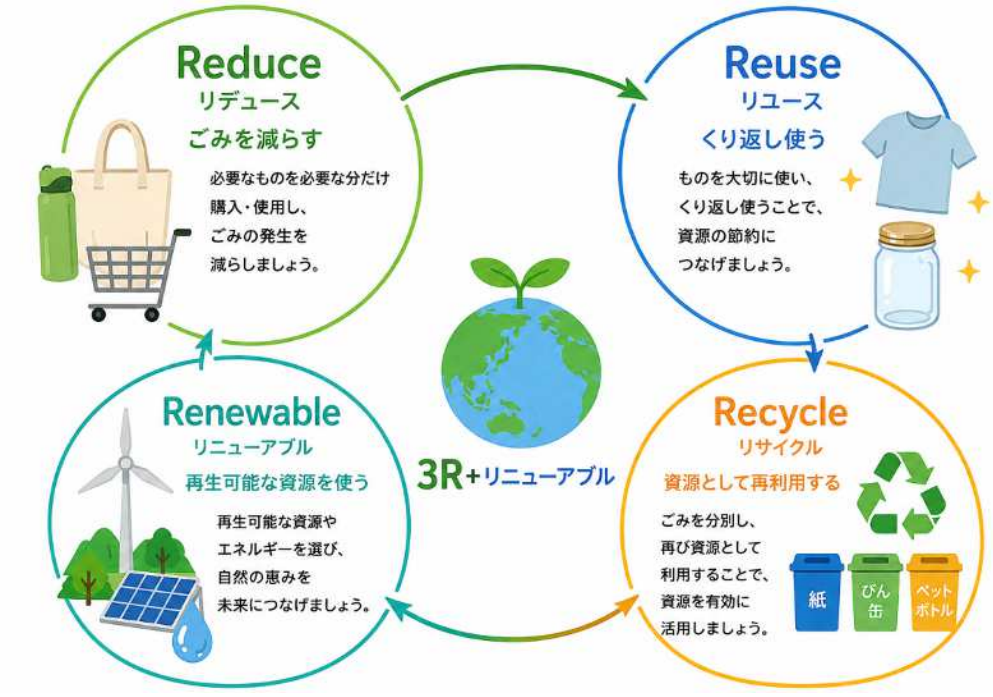
ごみ処理量や最終処分量を最小化、資源の有効利用を進めるため、3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：繰り返し使用する、リサイクル：再生して利用する）に積極的に取り組みます。

② 適正なごみ処理の実施

ごみ分別区分の統一やごみ処理施設の集約、リチウムイオン電池の適切な回収、不法投棄対策等を図り、市民・事業者にとって公平な行政サービスの確保に努めるとともに、適正なごみ処理の実施に努めます。

③ 市民・事業者・行政が一体となって進めるごみ処理対策

ごみの適正処理は行政だけで行うのではなく、市民や事業者等のごみ排出者も排出抑制や分別を積極的に行うなど、それぞれの役割を果たしながら協働して進めていくものとし、市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の低減に努めます。



第３節 数値目標

前計画においては、令和７年度を数値目標年度として、１ 人 １ 日当たりごみ総排出量を 771 グラム、リサイクル率を 25.2%、最終処分量を 626 トンとすることを掲げていましたが現状の実績では最終処分量を除きいずれの目標値も達成できていない状況です。

岡山県や国が掲げている目標値と比べると、家庭系ごみの１人１日当たり排出量や再生利用率（リサイクル率）は目標に対して低い水準にありますが、１人１日当たりごみ排出量については目標値を大きく下回り既に達成できています。

令和７年度の１人１日当たりのごみ総排出量は前計画の基準年度である平成 30 年度と比べ減少傾向で推移しています。リサイクル率の実績値は、前計画の基準年度である平成 30 年度と比べおおむね同程度です。ごみの排出状況は、９種 23 分別で新たに資源ごみに区分された品目の分別が進んできたこと以外は平成 30 年度とあまり大きく変わっていないと想定し、目標設定については、図表 3-3-1 に示す国の目標に一定の配慮をしつつ実行可能な範囲で設定します。なお、設定方法等については前計画と同様の考え方で行うものとします。

◆図表 3-3-1　国及び岡山県の一般廃棄物に関する目標

■国の基本方針における一般廃棄物の減量化等の目標

	令和４年度（現状）	令和１２年度（目標）
排　出　量	４０百万トン	約９%削減（37 百万トン）
１人１日当たり家庭系ごみ排出量	496 グラム/人・日	478 グラム/人・日
一般廃棄物の出口側循環利用率	20%	26%
一人一日当たりごみ焼却量（新規）	679 グラム	580 グラム
最終処分量	3.4 百万トン	約５%削減（3.2 百万トン）

■第五次循環型社会形成推進基本計画の目標（一部抜粋）

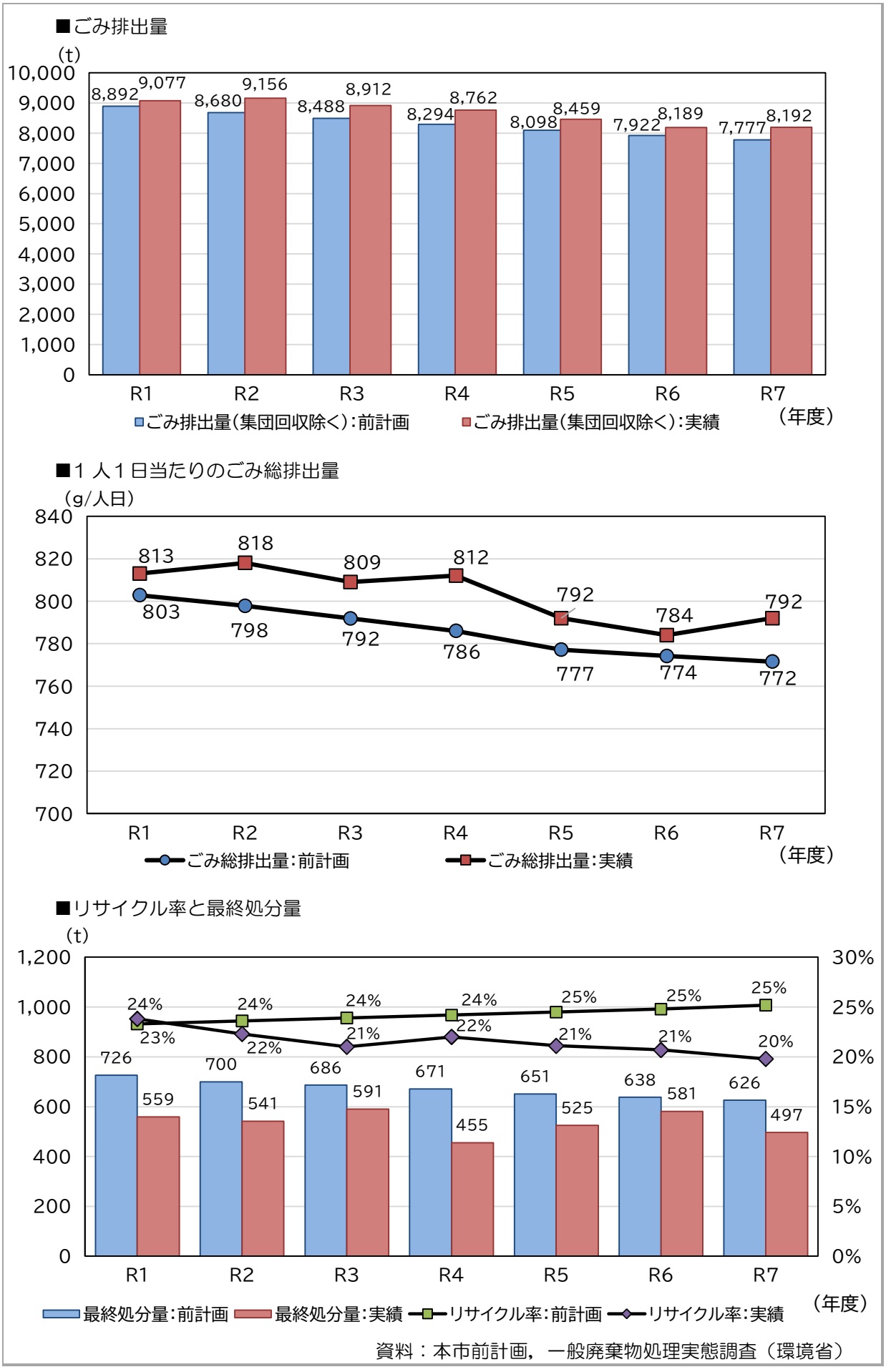
	令和 12 年度（目標）
１人１日当たりごみ排出量	約 580g/人・日
一般廃棄物の出口側の循環利用率（リサイクル率）	約 44%
最終処分量	約 11 百万トン

■岡山県の第５次岡山県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化等の目標

	令和元年度（現状）	令和７年度（目標）
１人１日当たり排出量	1,002 グラム/人・日	935 グラム/人・日
うち、家庭系ごみ	512 グラム/人・日	477 グラム/人・日
再生利用率	19.6%※ガス化溶融分を除く （29.1%）※ガス化溶融分を含む	23.1%
最終処分量	82.9 トン/日	64.1 トン/日
排出抑制・資源化率※	96.1%	97%

※排出抑制・資源化率＝（1-（埋立処分量）/（平成 17(2005)年度の排出量））×100

◆図表 3-3-2　前計画の推計値と実績値の比較（前計画の目標年度は R7）



資料：本市前計画，一般廃棄物処理実態調査（環境省）

1 目標量

(1) 対象品目

本市管内で排出されるごみは、その大部分が収集ごみに排出される家庭系の可燃ごみであり、集団回収量を除くごみ排出量のおよそ 85%を占めています。排出抑制及びリサイクルの具体的な削減数値は、家庭系収集可燃ごみを対象に設定します。

排 出 抑 制

無駄なものを排出する生活を行わず、ものをできるだけ長く使うように努め、ごみの減量化に取り組む事によって、あらゆるごみの排出抑制を行うことができます。特に本市においては家庭から排出される可燃ごみの内、約 11%は食べられる食品である物の廃棄されている食品ロスであるため、重点的に削減する対象として設定するものとします。

【手付かず食品】
食品を賞味期限切れなどで手を付けずに捨ててしまうことは、無駄な食材を買わないように心掛けることで、誰でも減らすことができます。

【調理くず】【食べ残し】
調理くずや食べ残しは、生ごみ処理容器を用いることで堆肥化や減量化を行い、ごみとして排出する量を減らすことができます。もちろん、食材を無駄なく料理に使い、食事は適量を作るなど発生量を少なくする心がけも必要です。

資 源 化 移 行

本市では資源ごみとして位置付けられているにも関わらず可燃ごみとして排出されている品目が約 32%含まれていると推計され、分別を徹底し、資源ごみに排出することでごみの再資源化を進めることができます。また、令和8年 10 月より、廃プラスチック収集に新たに製品プラスチックの回収を開始しており、更なる資源化を推進しています。

ここでは以下の９品目を資源化移行の対象とします。

【新聞】【雑誌】【段ボール】【紙パック】【ざつ紙（紙製容器包装類）】
【廃プラスチック（プラスチック製容器包装類、製品プラスチック）】【白トレイ・発泡スチロール】【ペットボトル】【布類】
分別を徹底し、資源ごみとして排出することで再資源化することができます。

焼却灰の再資源化

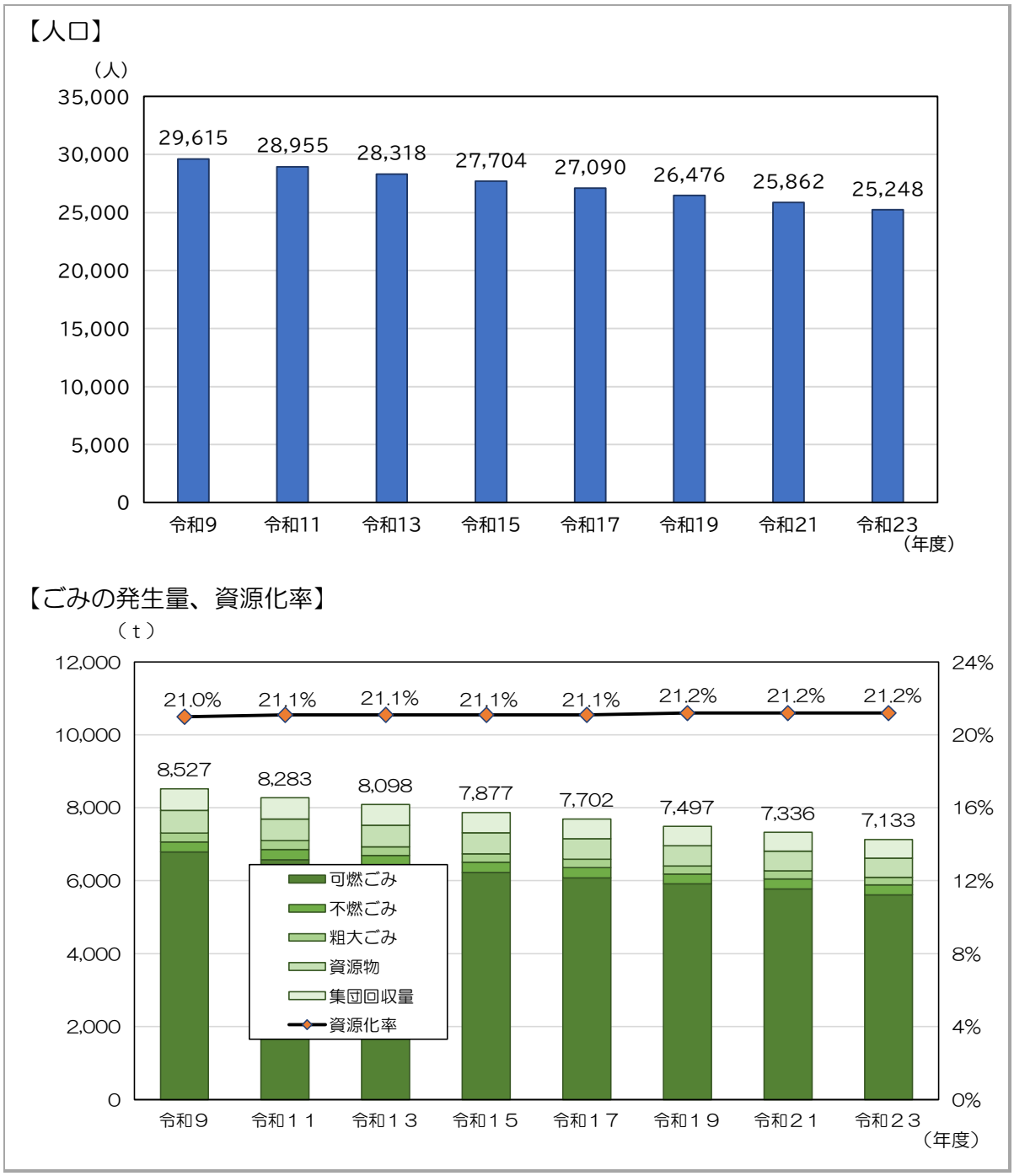
本市では、焼却施設で発生した主灰を再資源化しています。今後、飛灰についても再資源化することを検討しています。焼却灰の再資源化の対象を拡充することで、資源化率の向上を進めます。

(2) 現状推移値

本市の人口、ごみの発生量、資源化率における現状推移値を図表 3-3-3 に示します。現状推移値は、本市が現状の施策を継続し、新たな施策を行わなかった場合の将来の予測値です。

本市は１人１日当たりのごみ排出量が減少傾向であることから、今後も減少していくことが見込まれ、また、人口も減少していくものと予測されていることからごみの発生量も減少していく見込みです。

◆図表 3-3-3　年間ごみ排出量の現状推移値



(3) 目標量

目標量は次のとおり設定します。目標設定の概要を図表 3-3-4、ごみ排出量の将来見込みを図表 3-3-5 に示します。

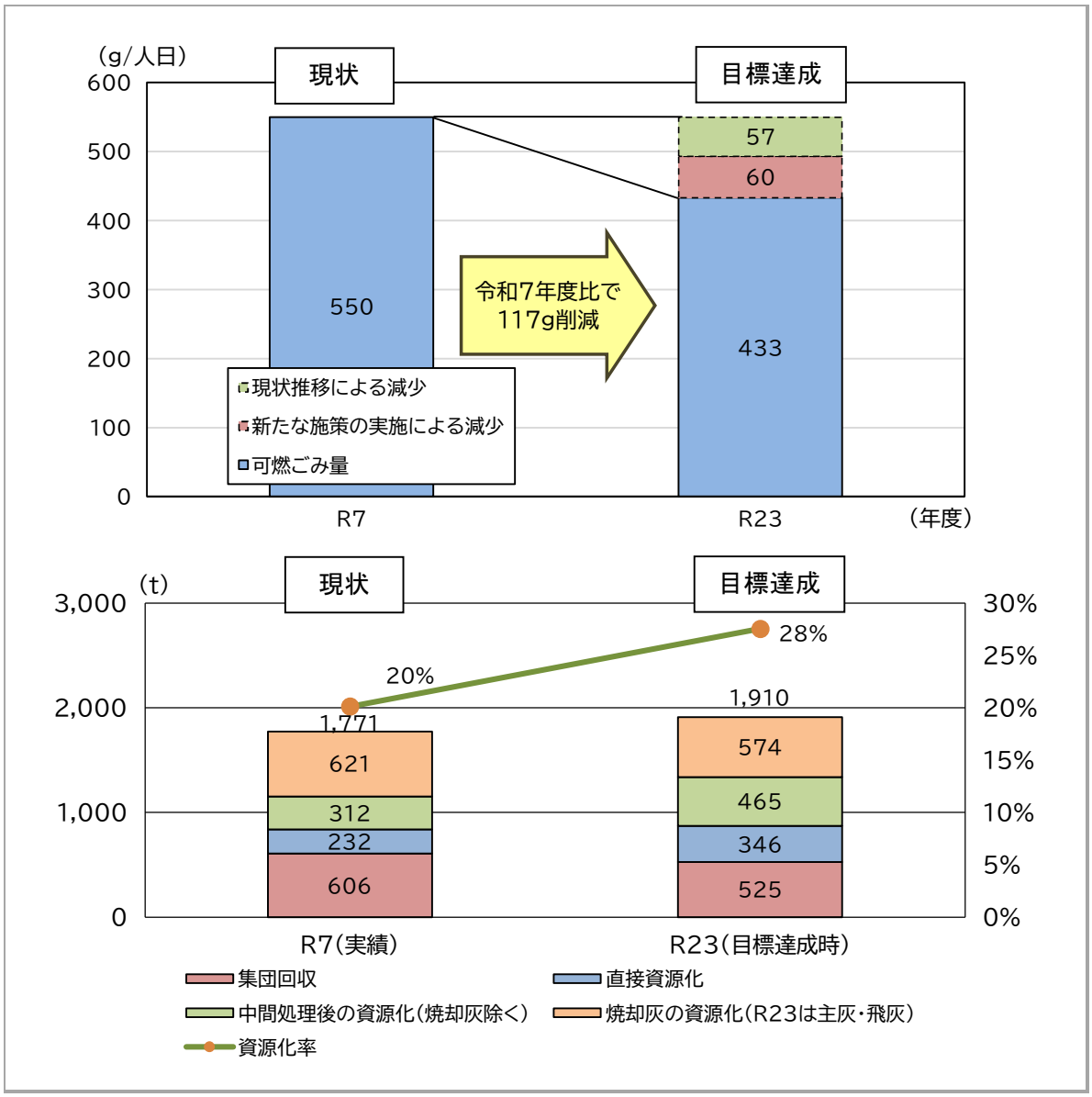
排 出 抑 制

手付かず食品、調理くず、食べ残しの１人１日当たり排出量は合わせて 207 グラムと推定されますが、食品ロスに該当する量は 54 グラムと推計されます。その内食品ロス量が半減（27 グラム）することを目指します。

資 源 化 移 行

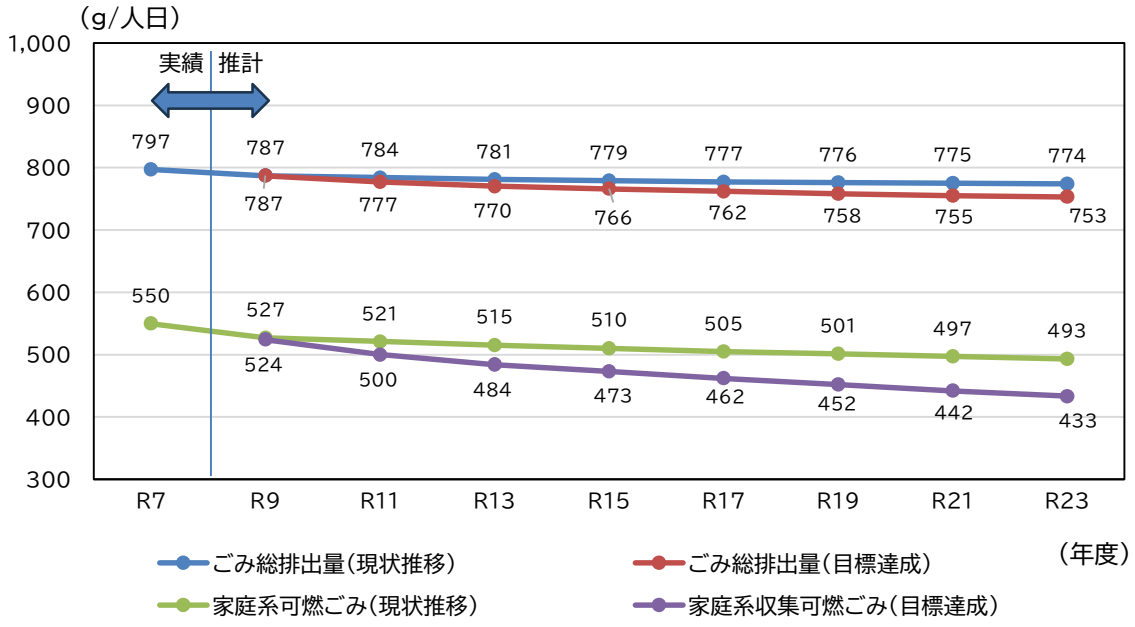
新聞、雑誌等の古紙類、紙パック、ざつ紙等の紙製容器包装類、廃プラスチック（プラスチック製容器包装類）、白トレイ・発泡スチロール、ペットボトル、布類の家庭系収集可燃ごみへの混入量は、１人１日当たり排出量に換算して合わせて 157 グラムと推定されます。市民アンケート結果から、減量化・資源化のために取り組んでいることを 50%まで引き上げることを目指すとして、分別協力度を 25%とし、39 グラムを分別徹底により資源ごみへ移行させることを目指します。

◆図表 3-3-4　家庭系収集可燃ごみの排出抑制目標量・再資源化目標量

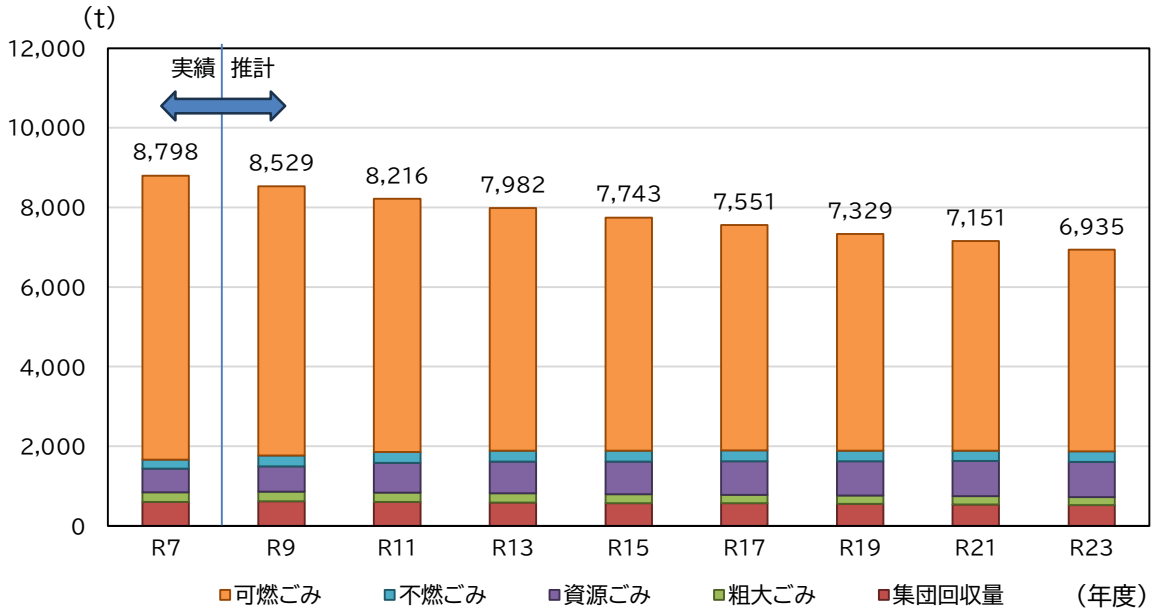


◆図表 3-3-5　ごみ排出量の将来見込み

市民１人１日当たりの排出量（現状推移と目標達成時の比較）

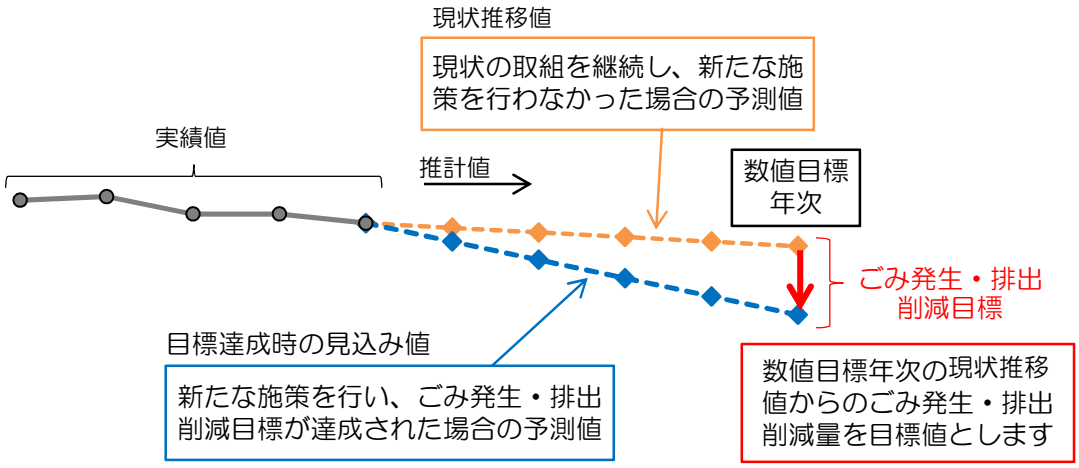


年間排出量（目標達成時）

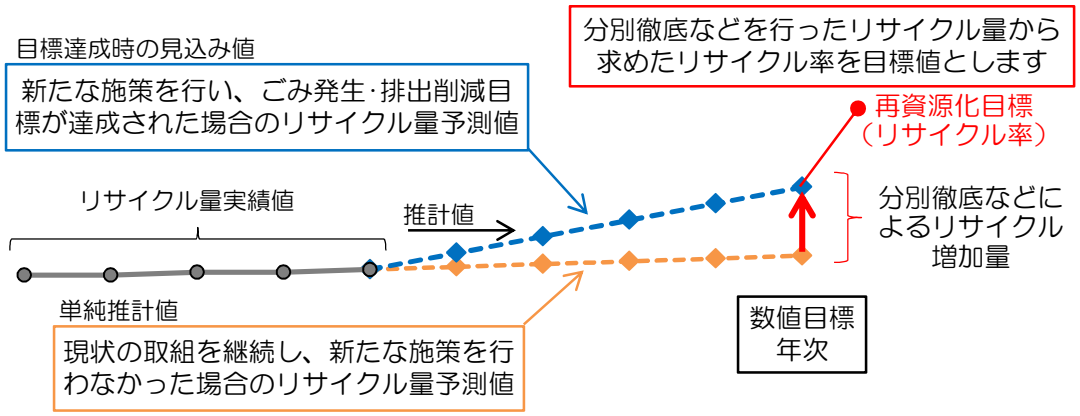


◎現状推移値と数値目標値について

現状推移値とは、ごみ発生・排出削減のための現状の取組を継続した場合で、新たな施策を行わなかった場合の将来の予測値です。一方、ごみ発生・排出削減の数値目標は、数値目標年次における現状推移値からどれだけごみを削減するのかを示したものです。



再資源化目標は、市民や事業者が資源ごみの分別を進めるための目標値で、リサイクル率で示します。　（リサイクル率（資源化率）＝資源化量÷ごみ総排出量）



2 数値目標の総括

(1) 排出抑制目標

市民及び事業者の排出抑制に関する取組の推進によって、家庭系収集可燃ごみの削減を図り、集団回収量を含む1人1日当たりごみ総排出量を令和23年度に753グラムとすることを目標とします。

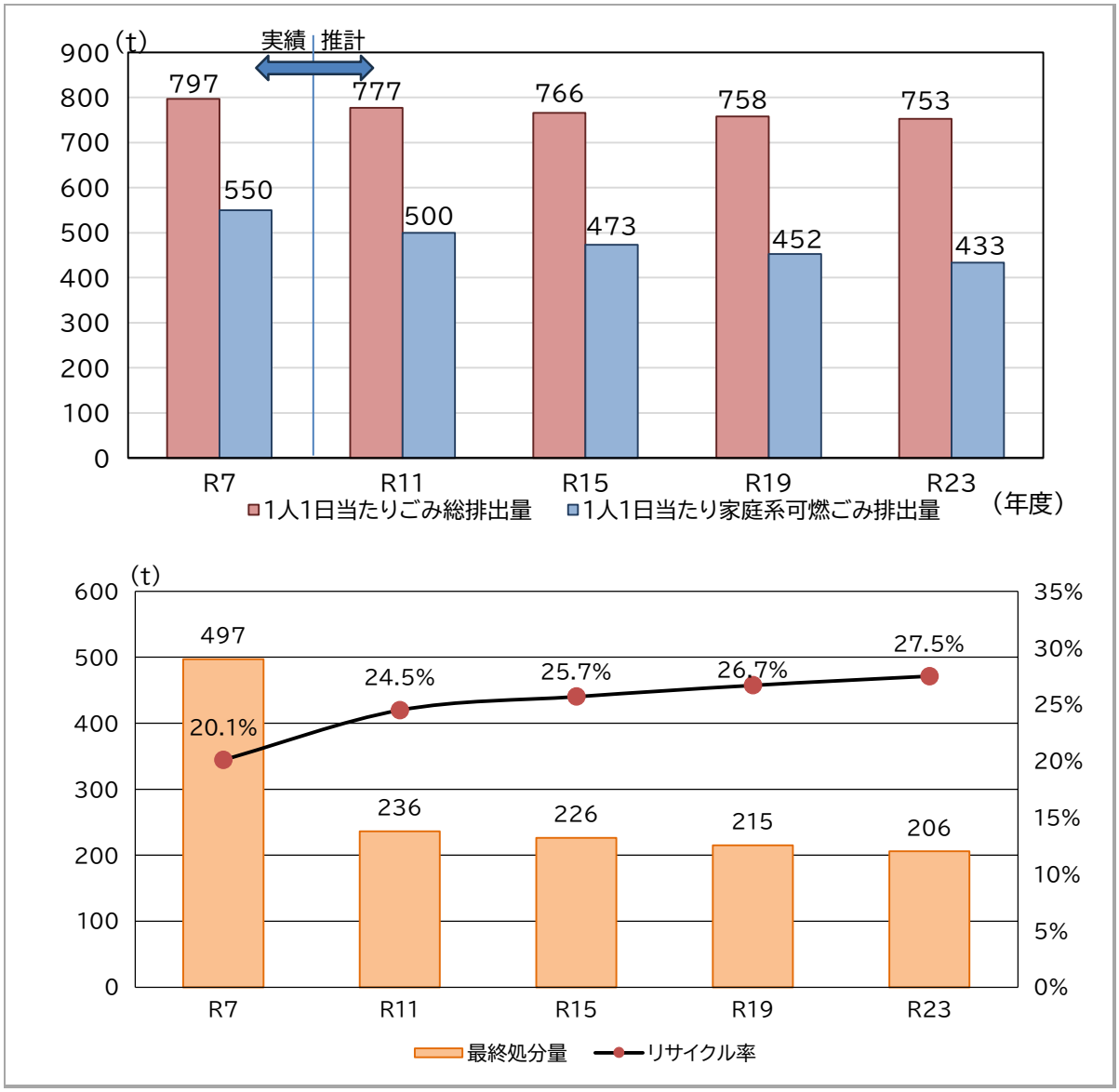
(2) 再資源化目標

市民及び事業者の分別徹底に関する取組の推進によって、家庭系収集可燃ごみに混入している資源品目の資源化及び製品プラスチックの回収、焼却灰の資源化により資源ごみへの排出量を増加させ、リサイクル率を令和23年度に約27.5%とすることを目標とします。

(3) 最終処分目標

ごみの排出抑制及び再資源化量の増加の結果に伴って最終処分量は最小化していくものとし、令和23年度において、206トンに削減することを目標とします。

◆図表 3-3-6　ごみ排出量の将来見込み（目標を達成した場合）



第４節　計画の体系

基本理念

豊かな自然と暮らしやすさと共に構築する循環型社会

基本方針

① 3R+Renewable（リニューアブル）で推進するごみ減量と再資源化

ごみ処理量や最終処分量を最小化、資源の有効利用を進めるため、3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：繰り返し使用する、リサイクル：再生して利用する）に積極的に取り組みます。

② 適正なごみ処理の実施

ごみ分別区分の統一やごみ処理施設の集約、リチウムイオン電池の適切な回収、不法投棄対策等を図り、市民・事業者にとって公平な行政サービスの確保に努めるとともに、適正なごみ処理の実施に努めます。

③ 市民・事業者・行政が一体となって進めるごみ処理対策

ごみの適正処理は行政だけで行うのではなく、市民や事業者等のごみ排出者も排出抑制や分別を積極的に行うなど、それぞれの役割を果たしながら協働して進めていくものとし、市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の低減に努めます。

具体的施策

重点施策

- 重点施策1 ： 3R＋Renewable(リニューアブル)の推進
- 重点施策2 ： 廃プラスチックの一括回収の推進
- 重点施策3 ： 最終処分場のあり方の検討
- 重点施策4 ： 食品ロス削減の推進
- 重点施策5 ： 処理困難物の適正排出の推進
- 重点施策6 ： 不法投棄対策の推進
- 重点施策7 ： 海岸漂着物対策の推進

ごみ発生・排出抑制計画

- 市民・事業者の意識向上
- 3R+Renewable行動の実践
- 助成制度
- 経済的誘導システム
- 協働体制による取組促進

再資源化計画

- 分別収集の推進
- リサイクルの推進

適正処理計画

- 収集運搬計画
- 中間処理計画
- 最終処分計画
- その他の計画

第５節 重点施策

本計画において重点的に展開していく施策は、各計画に対し横断的な取組であることから、本項に特筆して示すものとします。なお、重点施策と関連する施策については、施策の体系図に示すものとします。

重点施策 １　3R+Renewable(リニューアブル)の推進

本市では、これまで 3R（「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」によるごみの減量・資源化を推進してきました。本計画では、更なるＲとして「Renewable（リニューアブル）」を追加し、ごみの減量・資源化を推進していきます。

※「Renewable（リニューアブル）」とは、これまでの資源を再生可能な資源（バイオマス素材・再生プラスチック等）に代替することで、カーボンニュートラルの考えに貢献するほか、資源安全保障にも寄与するものとなっています。

【取り組み例】

☆レジ袋やごみ袋の素材をバイオマスプラスチック製にする。

☆ワンウェイプラスチック製品（ストロー、スプーン等）をバイオマスプラスチックや木材などの素材を使った製品に変えていく。

重点施策 ２　廃プラスチックの一括回収の推進

本市では、これまで廃プラスチックとして容器包装プラスチックの収集のみを行ってきました。令和４年４月より施行されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック製品の設計から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体で資源循環を推進することとし施行されており、本市においても令和８年 10 月より製品プラスチックを含めた廃プラスチックの回収を開始しています。新たな分別方法となることから、その区分や方法について周知を徹底し、分別回収を推進します。

重点施策 ３　最終処分場のあり方の検討

本市が管理運営する最終処分場は２施設あり、備前一般廃棄物最終処分場では埋立ごみ、日生一般廃棄物最終処分場では埋立ごみのほか、クリーンセンター備前の焼却残渣（飛灰）を処分しています。

日生一般廃棄物最終処分場は、比較的残余容量に余裕はありますが、一方で、埋立ごみを処分している備前一般廃棄物最終処分場は現状と同様の埋立が続いているため数年で満杯となる状況です。

今後も安定したごみの適正処理を続けていくため、外部搬出等を含めた、最終処分の在り方について策定を行います。

重点施策 4　食品ロス削減の推進

本市では、これまでも食品ロスの削減について普及啓発を行ってきました。更に食品ロスを削減するためには、発生抑制について具体的な方策を示し、市民・事業者・行政が連携して取組むことが重要です。本計画では食品ロスの削減を目的とした「食品ロス削減推進計画（本章第 10 節）」を包含しており、同計画で本市における食品ロス量の削減量や取組むべき行動等を示しています。

重点施策 5　処理困難物の適正排出

本市では、リチウムイオン電池を内蔵し電池を取り外すことができない機器は「小型混合物」として回収し、リチウムイオン電池やボタン電池などの電池単体は市役所窓口に設置している回収容器で回収しています（図表 3-1-3 参照）。リチウムイオン電池は衝撃を与えると発火する恐れのあるものであり、安全なごみ処理を行うためには適切な排出と適切な処理が求められています。リチウムイオン電池の排出方法について広く普及啓発し、適正な処理を進めていきます。

重点施策 6　不法投棄対策の推進

本市では、不法投棄対策として環境衛生指導委員会や警察など関係団体等と連携した監視パトロールの実施や不法投棄防止看板の設置等を行っています。特に山間部への大量廃棄の対策が課題となっています。監視カメラの設置やパトロールの強化を実施し、不法投棄対策を推進していきます。

重点施策 7　海岸漂着物対策の推進

本市では漂着ごみの清掃は主にボランティア等により行われていますが、漂着ごみには砂に埋まった大木や岩に絡まったロープなど運搬が困難なものや、中に薬品の入った容器や注射針など危険なものが存在することもあり、また、際限なく流れ着くなど様々な問題を含んでいます。本市では、海岸清掃を行う市民団体等で対応困難な漂着ごみを適正に処理するための体制について検討を行うとともに、ポイ捨て防止の啓発など内陸部の発生源対策についても行っていきます。

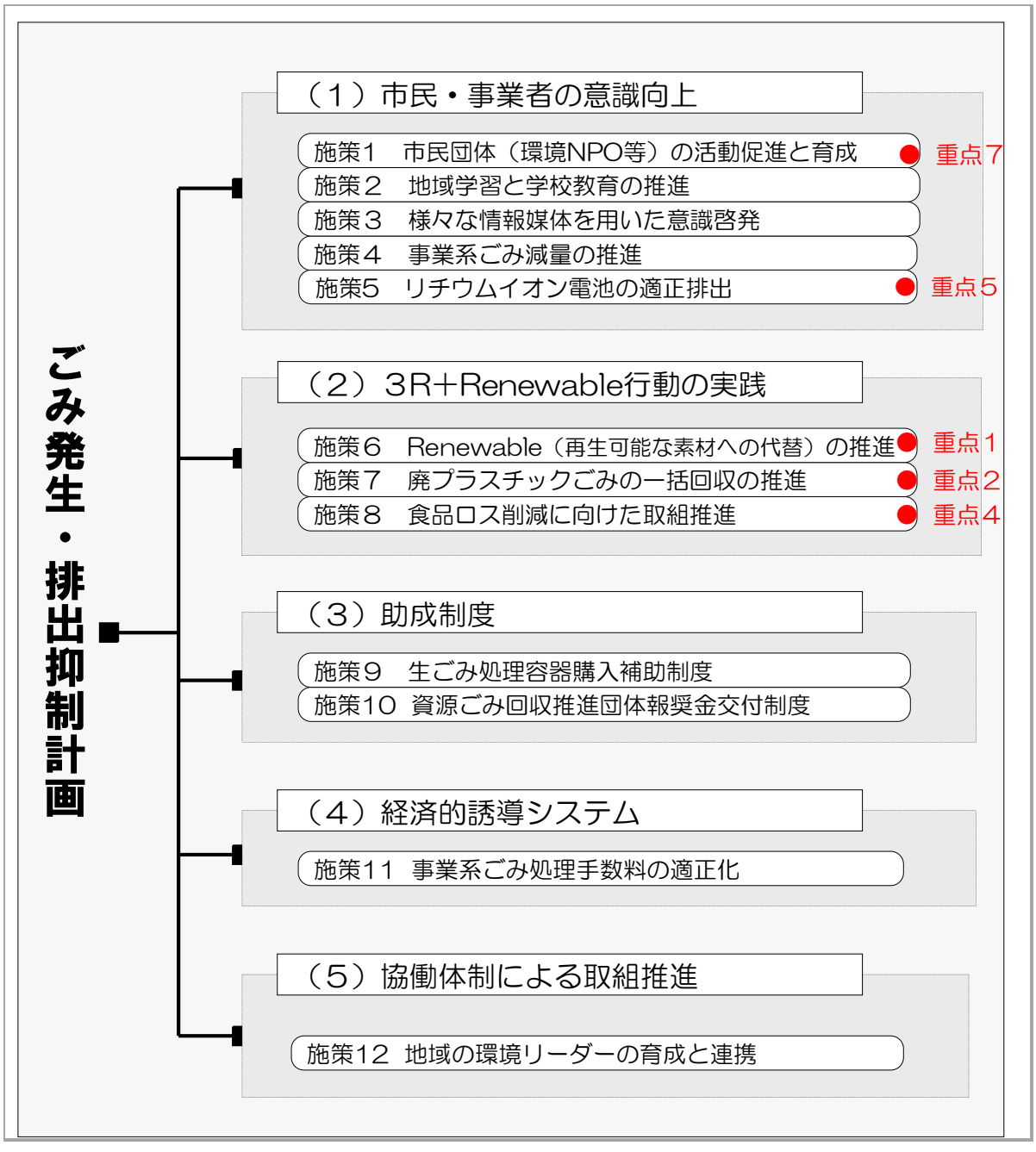
第６節　ごみ発生･排出抑制計画

１　ごみ発生･排出抑制の方針

ごみの発生・排出抑制のためには、ごみの減量に取り組む市民や事業者を増やしていくことが必要です。加えて、市民・事業者・行政が協働して取組を行うことが効果的です。

ごみ発生・排出抑制に関しては、市民・事業者の取組支援、協力体制の構築、助成制度等を展開していくものとします。

◆　ごみ発生・排出抑制に関する施策の体系



2 具体的な施策

(1) 市民･事業者の意識向上

施策１ 市民団体（環境 NPO 等）の活動促進と育成

本市には、様々な分野で環境活動に取り組む市民団体等が存在しています。これらの市民団体等がごみの減量化や資源化等に関して主体的に取組を行うとともに、市民を指導しながら取組を推進することで市民の意識啓発を図ることができます。

そのため、市民団体等との連携強化及び協働体制の整備を行い、環境保全に関する活動を支援するとともに、市民を指導する役割を担う組織として育成を行っていきます。

各主体の役割
【市民】 市内で行われている環境保全に関する市民活動に積極的に参加しましょう。また、環境活動を行う市民団体に参加・協力しましょう。
【行政】 市民団体等が行う環境保全に関する活動を支援します。

施策２ 地域学習と学校教育の推進

地域の自治会や公民館活動における環境学習への住民参加を促進し、実践活動と連携した活動を推進します。

また、学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで環境学習に取り組み、児童・生徒のごみの減量化やリサイクル、不法投棄などに対する意識を高めるとともに、小中学生をはじめ、こども園などに対しても環境に対する意識を高められるような機会の充実を図ります。

各主体の役割
【市民】 子供向けに実施される環境学校など、子どもを中心とした環境保全に関する活動に積極的に参加しましょう。
【行政】 市民団体等が行う環境保全に関する活動を支援します。また、学校における環境学習の充実を図ります。

施策３　様々な情報媒体を用いた意識啓発

現在、９種 23 分別への移行などの制度変更等を中心に広報していますが、ごみ減量化やリサイクルなどの具体的な取組方法についても情報発信することが必要です。

広報誌「広報びぜん」やパンフレット、本市のホームページなど、様々な媒体を使って市民に広く情報提供しています。また、本市に関する総合的な情報を提供する公式 LINE において、コンテンツの一部としてごみの分別排出に関する機能を提供しているほか、情報提供ページを設けています。さらに、ごみ収集を行うパッカー車のラッピングを活用した啓発を行っています。

これらの様々な情報媒体を通じて、ごみ減量化やリサイクルへの取組意識、新たな分別方法の徹底意識などの浸透を図ります。

各主体の役割
【市民】 広報びぜんなど、市の発信する情報を積極的に見るようにしましょう。
【行政】 広報の内容はできる限り分かり易く充実したものとし、継続的に情報発信を行います。

【広報びぜん（令和８年８月号）】



施策４　事業系ごみ減量の推進

循環型社会を構築するためには、家庭から排出されるごみを減らすだけでなく、事業活動に伴って排出される事業系ごみについてもごみ発生・排出削減やリサイクルに取り組んでいく必要があります。そのため、事業系ごみの削減方法等を、本市のホームページやパンフレットなどで情報提供を行い、事業者のごみ減量・リサイクル実践を支援します。

各主体の役割
【事業者】 従業員に事業所でのごみ発生抑制・リサイクルについての意識啓発を行うとともに、具体的な取組を積極的に行いましょう。
【行政】 事業者に対し、ホームページやパンフレットなどを用いてごみの発生抑制やリサイクル方法等の情報提供を行い、具体的な取組を積極的に実践するよう促します。

施策５　リチウムイオン電池の適正排出

リチウムイオン電池は強い衝撃や圧力が加わると発火する危険性があるため、可燃ごみへの混入等を防ぎ、適切な排出を行う必要があります。本市においても電池を取り外せない機器は「小型混合物」として、リチウムイオン電池やボタン電池などの電池単体は市役所窓口に設置してある回収容器で回収しているため、排出方法について普及啓発を行っていきます。

各主体の役割
【市民・事業者】 リチウムイオン電池を内蔵し、電池を取り外せない機器は「小型混合物」として排出しましょう。 リチウムイオン電池、ボタン電池、小型充電式電池などの電池単体や、膨張した電池は、市役所窓口に設置してある回収容器に排出しましょう。
【行政】 不適切な排出の危険性の周知や排出方法について周知徹底を行います。

(2) 3R+Renewable行動の実践

施策６　Renewable（再生可能な素材への代替）の推進

これまでの石油からできるプラスチック製品を、植物由来の製品（バイオマスプラスチック、紙、木材）に置き換えることで、より環境を大切にしたまちづくりを目指します。

限りある資源を有効に使い、資源の無駄使いを減らすことの普及・啓発を推進します。

各主体の役割
【市民】 積極的に植物由来の製品を活用しましょう。
【行政】 Renewable の取組についてホームページやパンフレットなどを用いて情報提供を行い、具体的な取組を積極的に実践するよう促します。 指定ごみ袋をバイオマスプラスチック製とする検討をします。

施策７　廃プラスチックごみの一括回収の推進

本市では、これまで廃プラスチックとして容器包装プラスチックのみを収集してきました。令和８年 10 月より、この廃プラスチックの回収対象として製品プラスチックが追加され、回収に努めています。新たな回収品目となるため、排出方法などについて本市のホームページやパンフレットなどで情報提供を行い、市民のリサイクル実践を支援します。

各主体の役割
【市民】 廃プラスチックの分別を積極的に行いましょう。
【行政】 ホームページやパンフレットなどを用いて廃プラスチックの排出方法等の情報提供を行います。

施策８　食品ロス削減に向けた取組推進

本市において実施したごみの組成調査結果でも明らかなように、可燃ごみにはまだ食べられる食品が廃棄されており、これは食品ロスと呼ばれています。

令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど食品ロスは大きな社会問題となっており、食品ロスを削減する取組の実施がこれまで以上に求められています。食品については消費生活と密接に関係することから、消費者生活を担当する部署とも連携を図りつつ、市民が食品ロス削減に向けた様々な取組に積極的に取り組めるよう、具体的な取組方法についてパンフレットや広報誌等で情報発信を行っていきます。

各主体の役割
【市民】 料理をする際は、買いすぎない、作りすぎない、食べ残さないようにしましょう。
【行政】 具体的な取組方法を市民に広く情報発信します。

◇食品ロス削減のための取組例

<table>
<tr><td>【エコクッキング】
・材料は必要なものを必要な量だけ購入
・調理くずが少ないレシピを選択
・食べられる量だけ作る</td><td>【3010（さんまるいちまる）運動】
・食べ残しが多く発生する外食、特に宴会の際に、最初の 30 分と最後の 10 分は食事を食べる時間として会を進行する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【消費期限・賞味期限の周知】
・消費期限（安全に食べられる期限）
主に生鮮食品に付けられており、期限前に食べた方がよい。
・賞味期限（美味しく食べられる期限）
期限を過ぎても色、匂い、味等に異常が無ければ食べることができる。</td></tr>
</table>

(3) 助成制度

施策９　生ごみ処理容器購入補助金制度

本市では、生ごみの処理容器を購入しようとする世帯に対して、事前に申請することで購入費用を補助する制度を設けています。

生ごみを少しでも減量してごみ処理施設での負荷を減らすため、様々なタイプの生ごみ処理容器を補助対象としており、ダンボールコンポストセットも補助対象としています。公式 LINE の情報提供ページで制度を掲載しているほか、その他の方法でも市民に対して購入補助制度を活用するよう呼びかけ、生ごみ処理容器の普及を図っていきます。

各主体の役割
【市民】 生ごみ処理容器を積極的に活用して生ごみの減量に努めましょう。
【行政】 購入補助制度を継続していくとともに、制度の活用や生ごみ処理容器の使い方や生ごみ減量効果などについて市民に情報発信します。

◇本市の生ごみ処理容器購入補助金制度の概要

【交付条件】

・市内住所を有し、居住していること。
・容器を設置することができる場所を有していること。
・肥料化容器の場合は、肥料化された生ごみを自家処理できること。

【補助対象と補助金額】

補助対象容器	補助対象基数	補助金の額（限度額）
地上設置型コンポスト容器	１世帯当たり合計２基まで	全額（3,000 円）
ボカシ等の容器		全額（3,000 円）
ダンボールコンポストセット		全額（2,000 円）
バイオ利用分解消滅型容器	１世帯当たり１基まで	1/2（20,000 円）
加熱型容器		1/2（20,000 円）

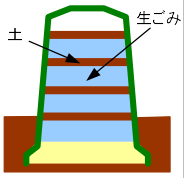
【補助実績】

補助対象容器	R4	R5	R6	R7
対象容器合計	39 件	36 件	38 件	37 件

◇生ごみ処理機等の種類としくみ

【地上設置型コンポスト】

・庭や畑などの土の上に設置する容器型のコンポストで、底のない、または底部を土に接する構造の容器を地面に設置し、生ごみを投入します。生ごみを投入した後、土や落ち葉などをかぶせることで、土中に存在する微生物の働きによって生ごみを分解・発酵させ、たい肥化します。



【ボカシ等の容器】

・密閉できる容器に生ごみを入れ、「ボカシ※」と呼ばれる発酵促進材を加えて発酵させる方式です。コンポストと異なり、密閉状態で一次発酵させ、その後発酵した生ごみを土へ埋めることで土中で分解・熟成され、たい肥となります。

※ボカシは、米ぬかやもみ殻などに微生物を混ぜて発酵させた資材です。

【バイオ利用分解消滅型容器】

・基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、最終的にごみを消滅させる処理容器です。
微生物が生ごみ中の有機物を分解し、最終的に水分や二酸化炭素などに変換することで、生ごみそのものを大幅に減量・減容する仕組みです。



【加熱型容器】

・ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させる方式です。
生ごみは水分を多く含んでいるため、水分を除去するだけでも重量・容積を大きく減らすことができます。



【ダンボールコンポストセット】

・ダンボール箱の中に、ダンボールコンポスト用の基材を入れ、その基材に含まれる微生物によって生ごみを分解する方式です。
「ダンボール箱そのものが生ごみを分解する」のではなく、基材＋微生物＋酸素＋適切な水分によって生ごみを分解します。

施策10　資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度

資源ごみの回収活動（廃品回収）を実施した町内会や子供会、PTA などの登録市民団体等に、資源物 1kg 当たり５円の報奨金を交付しています。

この制度を利用した市民による資源物の回収について、継続していきます。

各主体の役割
【市民】 報奨金交付制度を活用し、資源の回収に努めましょう。
【行政】 報奨金交付制度を継続していくとともに、制度を活用するようホームページや広報などで市民に呼びかけます。

◇本市の資源ごみの概要

【対象品目】

・新聞	・牛乳パック	・アルミ	・茶ガラス
・雑誌	・その他古紙	・スチール	・その他ガラス
・ダンボール	・繊維	・その他金属	・ペットボトル

(4) 経済的誘導システム

施策11　事業系ごみ処理手数料の適正化

本市における事業系ごみ処理手数料は、現在、家庭系ごみと同様の料金体系としており、施設へ持ち込む場合（事業者自らによる搬入、許可業者による搬入）10kg 当たり 100 円となっています。地域によっては直営収集を利用し、市民と同じ指定袋（容量 1L 当たり 1 円相当）による排出としています。

収集運搬許可のための事業系ごみ処理手数料改定と合わせ、市内での格差を是正し、かつ、事業者自らの責任と負担による処理が推進される料金や徴収方法など、事業系ごみ処理手数料の適正化を図っていくものとします。

(5) 協働体制による取組推進

施策12　地域の環境リーダーの育成と連携

市民の中から地域におけるリーダーとして「環境衛生指導委員」264 名以内を委嘱し、環境衛生に関する知識普及や実践活動の徹底などの取組を行っています。また、市民団体等においても環境保全などの活動が行われています。

各主体の役割
【市民】 環境リーダーに積極的に協力しましょう。また、環境衛生等に強い関心があれば自ら環境リーダーとなって地域の指導役を担っていきましょう。
【行政】 環境衛生指導委員の委嘱等を行い、地域との連携をはかります。

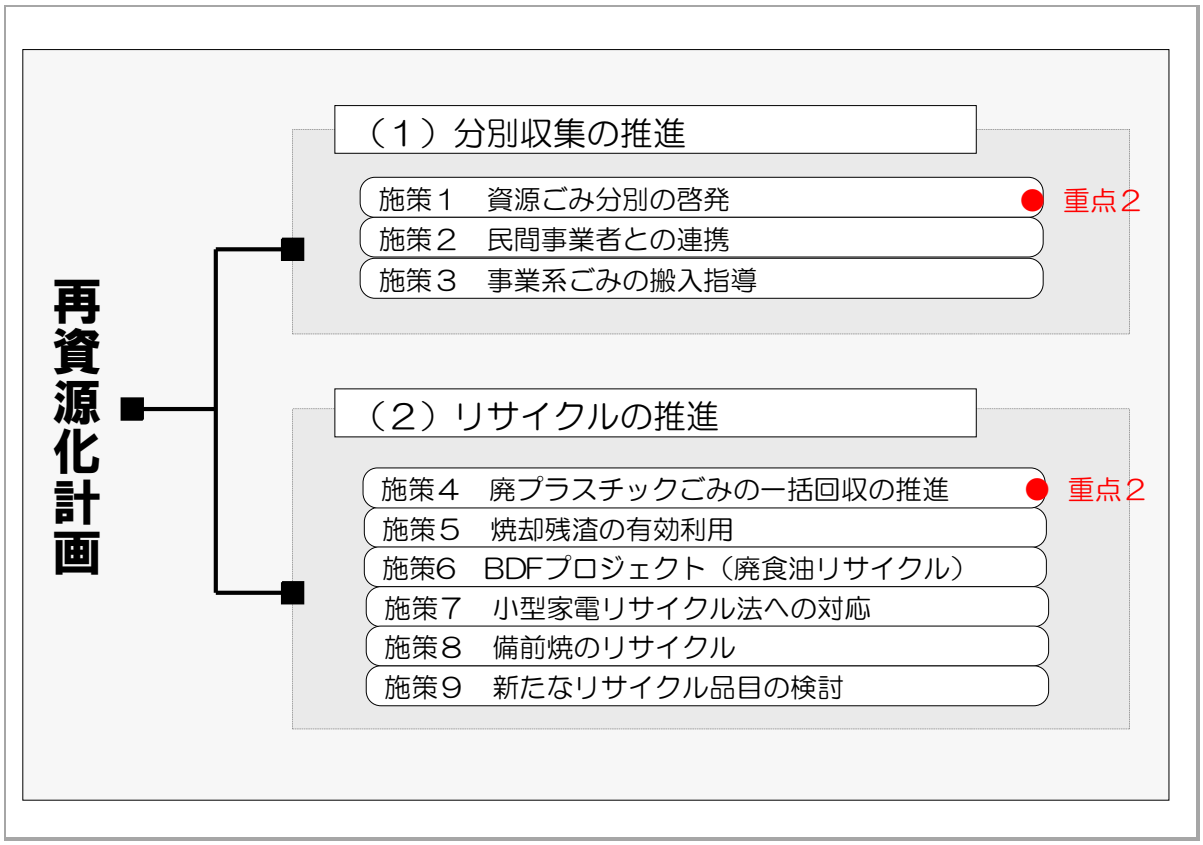
第７節　再資源化計画

１　再資源化の方針

ごみの再資源化は、主にマテリアルリサイクルによって行われるため、市民の資源ごみ排出段階において正しい分別と排出量の増加が必要です。そのため、市民及び事業者の分別への取組を支援するとともに、資源ごみを排出しやすい環境を整備します。

また、リサイクルを推進するためのシステムづくりを進めます。

◆　再資源化に関する施策の体系



資源循環を支える３つのリサイクル

資源循環を進めるためには、廃棄物を単に「ごみ」として処理するのではなく、可能な限り資源として有効利用することが重要です。リサイクルには、再生利用の方法によって「マテリアルリサイクル」「サーマルリサイクル」「ケミカルリサイクル」などの方法があります。

☆マテリアルリサイクル

資源物を原料として、別の製品や同じ種類の製品の材料として再利用する方法です。例えば、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルや繊維などの原料として利用する方法が挙げられます。

☆サーマルリサイクル

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や温水、蒸気などとして有効利用する方法です。ごみの焼却処理に伴うエネルギーを有効に活用できることから、ごみの持つエネルギーを回収する取組として位置付けられます。

☆ケミカルリサイクル

ごみを化学的な処理によって分解・変換し、化学原料などとして再利用する方法です。例えば、廃プラスチックを化学原料や製鉄用の原料などに戻す方法があります。

2 具体的な施策

(1) 分別収集の推進

施策１　資源ごみ分別の啓発

リサイクルの推進を図るためには、分別の徹底により資源ごみ量を増やし、また、資源化処理の効率化や資源物の品質を高めていくことが不可欠です。

本市では令和８年 10 月より製品プラスチックの収集を開始しています。可燃ごみには資源ごみとして排出可能なごみが含まれている場合も多く、可燃ごみに多く排出されています。これらをできるだけ多く分別回収し、資源としてリサイクルしていくことが必要です。

そのため、分別方式について積極的に PR を行い、分別徹底を推進していきます。

① パンフレット・冊子

市民に分かり易い９種 23 分別の手引きや紹介パンフレットを作成し、定期的に配布するなどの情報提供により、分別徹底を図ります。

② スマートフォンアプリ（びぜん navi）

本市に関する総合的な情報を提供するスマートフォンアプリ「びぜん navi」において、ごみの分別区分を検索する機能やごみ収集日を通知する機能を利用するよう呼びかけ、市民がごみを分別排出するための労力を減らした環境を作ることで分別の徹底を図ります。

環境ＮＰＯや環境衛生指導委員との連携

地域において、身近に分別方法について相談できる指導者的な市民が存在することで、正しい分別ルールの浸透を図ることができます。

本市では、環境衛生に関する知識普及等を目的に環境衛生指導委員を委嘱しています。また、環境問題に取り組む NPO 等の市民団体も存在します。これらの市民と連携を図り、地域のリーダーとしての役割を担ってもらい、市民の分別徹底を促進していくものとします。

資源回収ステーションの例



施策２　民間事業者との連携

資源ごみの収集日以外でも、市民が気軽にいつでも資源ごみを出すことができる場所があることで資源の回収量を増やすことができます。

ペットボトル及びびんについては、通常の定期収集を行っている資源回収ステーションとは別に、民間事業者と連携し、施設に設置している回収拠点の活用を推進していきます。市民に利便性を提供することで資源回収量が更に増えるように、引き続き資源回収拠点の設置可能性について研究していきます。

各主体の役割
【市民】 収集日に排出することが難しい場合等は民間事業者（スーパーなど）に設置してある回収拠点を積極的に利用しましょう。
【行政】 市民の利便性を考慮して店舗や事務所への常設型の資源回収拠点の設置可能性について研究していきます。

施策３　事業系ごみの搬入指導

事業者が事業活動により排出するごみについては、廃棄物処理法第３条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

ごみを排出する事業者及び収集運搬許可業者に対して、分別徹底を行うよう指導していくとともに、施設に持ち込まれたごみの確認検査を行い、排出不適物を確認した場合は個別に指導を行うなど分別徹底を推進します。

(2) リサイクルの推進

施策４　廃プラスチックごみの一括回収の推進

本市では、これまで廃プラスチックとして容器包装プラスチックのみを収集してきました。令和８年 10 月より、この廃プラスチックの回収対象として製品プラスチックが追加され、回収に努めています。新たな回収品目となるため、排出方法などについて本市のホームページやパンフレットなどで情報提供を行い、市民のリサイクル実践を支援します。

各主体の役割
【市民】 廃プラスチックの分別を積極的に行いましょう。
【行政】 ホームページやパンフレットなどを用いて廃プラスチックの排出方法等の情報提供を行います。

施策５　焼却残渣の有効利用

可燃ごみの処理施設であるクリーンセンター備前では、焼却処理残渣として主灰と飛灰（集じん灰）が発生しています。このうち主灰についてはリサイクル業者への委託によりセメント原料としてリサイクルを行っています。また、飛灰についても、リサイクルの実施を検討しています。

引き続きセメント原料化による焼却残渣のリサイクルを行います。

各主体の役割
【市民・事業者】 異物の混入等によって処理や設備のトラブルが起きないように、分別ルールを守ってごみを出しましょう。
【行政】 セメント原料化による焼却残渣のリサイクルを継続して行います。

施策６　ＢＤＦプロジェクト（廃食油リサイクル）

家庭等で調理時に排出される廃食油は、台所の流しに捨てると河川の水質汚濁を招きます。一方で、適正に回収し再生処理を行うことで資源として有効利用することができます。

本市では市内全域で民間事業者による廃食油の拠点回収を行い、回収した廃食油は環境に優しい再生可能エネルギーとして注目される BDF への再利用をはじめ、堆肥化処理を行っています。また、地球温暖化対策の観点から、平成 31 年４月よりクリーンセンター備前で使用する補助燃料（助燃装置（バーナー）の燃料）も灯油から BDF に切り替えています。

今後も継続することでリサイクルと水質保全を推進するとともに、回収場所を増やして資源の有効利用の拡大を図ります。

各主体の役割

【市民】

使用済みや賞味期限切れの食用油は積極的に回収場所へ持って行きましょう。

回収ができない油の種類もあるため、廃食油の分別にも気をつけましょう。

【行政】

市民が廃食油を出しやすくなるよう回収場所を増やすとともに、廃食油の堆肥化と有効利用を継続します。

◇本市の廃食油回収の概要

【回収場所】

- 備前市民センター
- 吉永総合支所
- 日生市民会館
- 片上小学校
- 西鶴山簡易郵便局
- 香登公民館
- 伊部公民館
- 伊里公民館
- 吉永病院
- 三石公民館
- 日生病院
- 大ケ池荘
- レストランレマーニ
- 西鶴山共同調理場
- 寒河コミュニティセンター
- 伊部認定こども園
- 備前病院
- くるみの森
- 伊里共同調理場
- 伊賀商店
- 旧はまっこ作業所
- 日生認定こども園
- 日生共同調理場
- 伊里認定こども園
- 吉永認定こども園
- フォーティーセブンリカーズ　業務スーパー備前店

【回収対象】※家庭の廃食油が対象

- 菜種油
- サラダ油
- ひまわり油
- 大豆油
- コーン油
- 紅花油
- ごま油
- オリーブ油

【対象外】

- ラード（豚脂）
- やし油
- 牛脂
- パーム油
- 鉱物油

◇廃食油の有効利用

- 廃食油は、バイオディーゼル燃料（Bio Diesel Fuel／BDF）の原料として有効利用が可能です。
- バイオディーゼル燃料（BDF）は燃料として利用することで化石燃料の使用削減ができ、これにより地球温暖化ガスの排出削減に貢献できます。
- また、廃食油は石けんとして再生し、有効利用することも可能です。



施策７　小型家電リサイクル法への対応

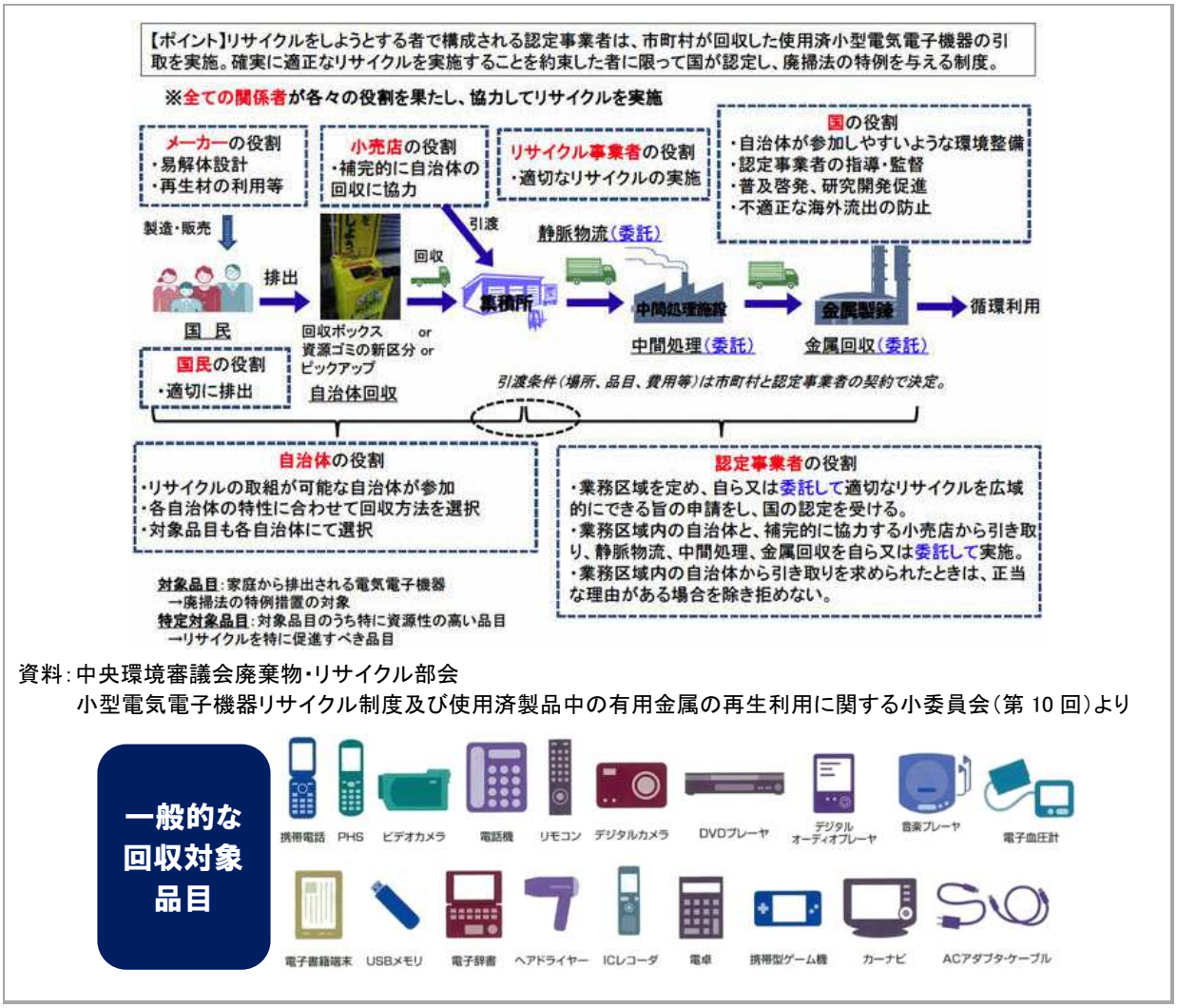
携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、電話機等の小型家電製品にはレアメタル等の貴重な資源と有害物質が含まれています。これまで多くが埋立処分されていた小型家電製品から資源及び有害物質を適正に回収、処理するため、平成 25 年度に「使用済み小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されました。

本市では、小型家電類は小型混合物の区分としており、鋭利な金属類などとともに備前最終処分場前処理施設で一部選別をしたのちに委託業者に引き渡して資源化しています。

今後、他事例での取組状況を鑑み、本市に適した対象品目の選定及び回収・リサイクル方法を検討し、有用金属類の再資源化を促進していくものとします。

各主体の役割
【市民・事業者】 分別を守ってごみを出しましょう。
【行政】 本市の実情に適合した対象品目の選定や回収方法について検討を行います。

◆　小型家電リサイクル法の制度案概要



資料：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 10 回）より

施策８　備前焼のリサイクル

本市では、ごみの減量と資源の有効活用を目的として、また、SDGs の取り組みの一環として、不用となった備前焼の陶器を無料回収し、資源としてリサイクルする、「備前焼リサイクルボックス」を設置しています。回収した備前焼は、再び素材として還元され、再び製品としてリサイクルされます。取組の周知を行う事で、リサイクルの推進を図ります。

各主体の役割
【市民・事業者】 不要となった備前焼は、備前焼の回収ボックスに排出しましょう。
【行政】 回収した備前焼を備前焼製造事業者へと引渡し、再商品化するよう努めます。

施策９　羽毛布団の資源化

本市では、収集したごみから羽毛布団を回収し、その中身の羽毛を再利用できるよう、資源化しています。回収された羽毛は、事業者へ引き渡し、再び製品としてリサイクルされます。

施策１０　新たなリサイクル品目の検討

本市では、これまで様々な品目をリサイクル品目としてきました。引き続き、国や県の動向を注視し、新たなリサイクル品目の導入可能性について検討していきます。

各主体の役割
【市民・事業者】 新たなリサイクル品目が追加された際は、積極的に分別に協力しましょう。
【行政】 本市の地域特性を十分に踏まえ、持続可能なリサイクルシステムの検討を行います。

【リサイクル検討の例】

生ごみのリサイクル

食品製造工場や食品加工工場、スーパー等の小売店など食品を扱う事業所からは食材のくずや売れ残り食品などの生ごみが発生します。これらの生ごみを堆肥化することなどにより資源として有効利用することができます。

生ごみのリサイクルを推進するため、リサイクルの対象とする生ごみの種類や資源化方法、有効利用方法などについて、本市域内の状況と適合するシステムの検討を行っていきます。

剪定枝のリサイクル

本市内の公園植栽や街路樹等の剪定くず、一般家庭や事業所の庭木剪定枝は、破砕や養生等の処理によって、マルチング材や生ごみ堆肥化の微生物保持担体などバイオマス資源として有効利用することができます。

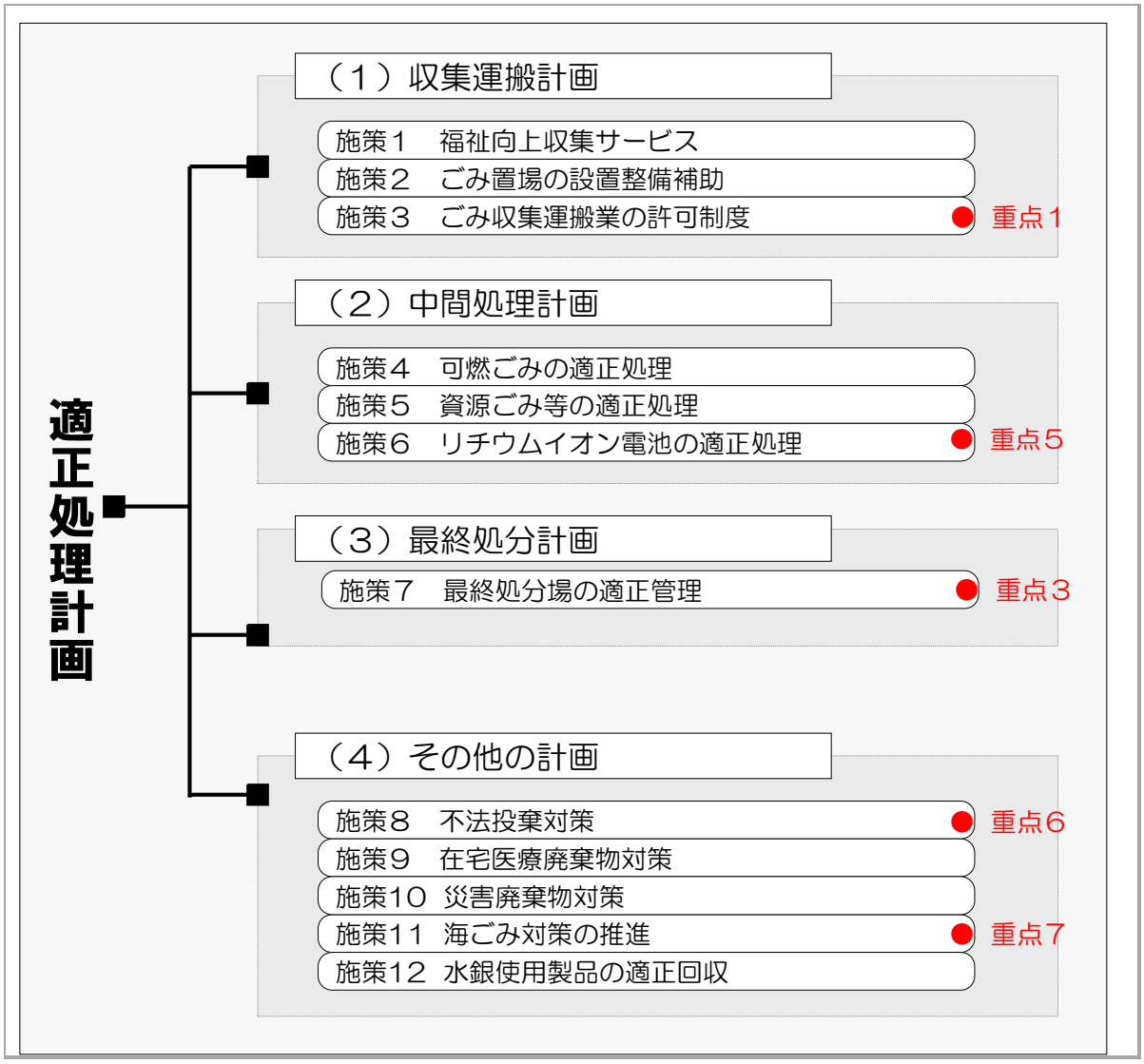
剪定枝リサイクルの推進のため、本市の地域特性を踏まえた上で、対象とする剪定枝や資源化方法、有効利用方法などを検討していきます。

第８節　適正処理計画

１　適正処理の方針

収集から処理・処分までの流れにおいて、市民の利便性と必要経費等のバランスを考慮しつつ適正な行政サービスを提供していきます。また、ごみの適正処理への取組をもって、地域の環境保全に努めます。

◆　適正処理に関する施策の体系



2 処理の主体

本市管内から排出されるごみの処理主体は、排出から中間処理、最終処分などの工程ごとに、図表3-8-1に示すとおりとします。

■排出段階

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である市民・事業者が行います。適正処理の観点からもごみの発生抑制を推進する必要があることから、本市は排出者の取組に必要となる支援等を行い、協働してごみの発生抑制を行います。

■収集・運搬

排出から収集段階までは市民との接点ともなるため、現状どおり本市が主体となって行うものとします。

事業系ごみの運搬については、原則として事業者自らの責任により行うものとします。

■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本市において行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-8-1　ごみ処理の段階ごとの処理主体（責任者）

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
市　民	市　民	本　市	本　市	本　市	市　民	本　市
事業者	事業者	事業者 （本　市）	事業者 本　市	事業者 本　市	事業者	事業者 本　市

※委託処理の場合も本市の処理主体として含みます。

3 処理計画

3-1 収集運搬量

収集運搬量は、事業系ごみの直営収集サービス分を含めて令和23年度に5,590トンと見込みます。

3-2 中間処理量

可燃ごみはクリーンセンター備前にて他施設から発生した可燃性残渣も合わせて焼却処理します。また、資源ごみは備前前処理施設及び日生清掃センターで処理、粗大ごみは日生清掃センターで処理を行います。不燃ごみは一部の直接埋立分を除き、備前前処理施設で処理します。これらを合わせて中間処理量は令和23年度に5,998トンと見込みます。

3-3 最終処分量

本市では、焼却により発生した主灰を再資源化しており、飛灰についても再資源化を予定しています。最終処分場への埋立は不燃ごみの直接埋立及び不燃性残渣となり、令和23年度に206トンと見込みます。

4 具体的な施策

(1) 収集運搬計画

施策１　福祉向上収集サービス

介護が必要な高齢者や身体障がい者など、ごみ出しが困難である市民にとってステーション方式によるごみの収集は負担が大きい方式です。

今後は、高齢化の進行等によりこうした市民の増加が予想されます。

本市では、現在図表 3-8-2 に示す方を対象に、ごみ出し支援を行っています。

引き続き、地域福祉の視点から社会福祉団体や介護サービス事業者との連携を図りながら、ごみ出しが困難な市民への支援に努めます。

◆図表 3-8-2　ごみ出し支援対象となる世帯

	対象となる世帯	
要介護認定者	要介護３～５	
身体障がい者	肢体不自由１・２級	視覚障がい１・２級

各主体の役割

【市民】

近所にごみ出しに困っている方がいる場合は、助け合いの精神でごみ出しを手伝いましょう。

【行政】

ごみの排出が大きな負担となる市民を対象としたごみ出しの支援を行うとともに、制度の普及啓発を行います。

施策２　ごみ置場の設置整備補助

地区内にごみ置場を設置する場合、15 万円を限度に経費の全額を補助する環境衛生改善事業補助制度を設けています。収集業務の効率化や環境美化の推進を図るため、今後も制度を継続していきます。

各主体の役割

【市民】

環境美化のため、ごみ置場の適正な維持管理に努めましょう。

【行政】

ごみ収集の効率化や環境美化の推進のため今後も制度を継続します。

施策３　ごみ収集運搬業の許可制度

日生地域には収集運搬許可制度を導入している一方で、備前地域及び吉永地域は直営での収集となっており、本市の事業系ごみ収集運搬環境には地域差があります。

これが様々な課題の要因となっていることから、地域差を解消すべく法令に基づき直営で収集できない地域について収集運搬許可業者による収集運搬が可能となるように許可制度の見直しを行います。

(2)中間処理計画

施策４　可燃ごみの適正処理

可燃ごみは、腐敗する性状を持つため、高温焼却することで衛生的な処理を行うとともに、減容化を行っています。また、高度な二次公害防止対策が不可欠です。

そのため、効率的な施設運営を行うとともに、計画的な施設の保守管理の実施により、安定した適正処理を行っていくものとします。

各主体の役割
【市民・事業者】 異物の混入等によって施設トラブルが発生し、可燃ごみの適正処理が維持できなくなることのないよう、分別ルールを守ってごみを出しましょう。
【行政】 施設トラブルを未然に防止するため、施設の適正な維持管理に努めます。

施策５　資源ごみ等の適正処理

資源ごみや粗大ごみなどは、資源化業者に引き渡し直接資源化を行っている紙類や廃プラスチックを除き、破砕や選別、圧縮梱包などの処理を行い、減容化や再資源化を行っています。

そのため、効率的な施設運営を行うとともに、計画的な施設の保守管理の実施により、安定した適正処理を行っていくものとします。


備前一般廃棄物最終処分場

各主体の役割
【市民・事業者】 施設トラブルの原因とならないよう、分別ルールを守ってごみを出しましょう。
【行政】 施設トラブルを未然に防止するため、施設の適正な維持管理に努めます。

施策６　リチウムイオン電池の適正処理

リチウムイオン電池が収集した可燃ごみなどに混入された場合、衝撃により発火する恐れがあり、重大な事故につながる恐れがあります。原則、市民へ混入防止の普及啓発を行い、収集の段階で混入することを防ぎ、未然に防止することを基本としますが、発火が確認された場合は、迅速に対応し、火災等を未然に防ぐよう努めます。

各主体の役割
【行政】 不適切な排出の危険性の周知や排出方法について周知徹底を行います。 発火が確認された際は、迅速に処理を行います。

(3)最終処分計画

施策７　最終処分場の適正管理

現在、管理運営している最終処分場は廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理が必要であり、埋立終了後についても浸出水や埋立物の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまで維持管理が必要です。

よって、引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めていきます。

各主体の役割
【行政】 廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、施設周辺地域の環境保全に努めます。

(4)その他の計画

施策8　不法投棄対策

不法投棄に関しては、環境美化や有害物質の拡散防止の側面からも防止することが重要で、そのため、環境衛生指導委員会や警察など関係団体等と連携した監視パトロールの実施や不法投棄防止看板の設置等、不法投棄をしにくい環境づくりを行います。

各主体の役割
【市民・事業者】 ごみは分別ルールに従って、決められた場所に排出し、ポイ捨て・不法投棄をしないようにしましょう。また、不法投棄を発見した場合は、本市や地域の環境衛生指導委員、警察に通報しましょう。
【行政】 関係団体と連携した監視パトロールの実施や、発見時の警察への速やかな通報などを行います。また、不法投棄防止看板の設置を行います。

施策9　在宅医療廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があります。

他の自治体においては、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が起こった事例もあることなどから、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進します。具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは本市により処理するものとします。

各主体の役割	
【市民】 鋭利なものや感染性のあるものなど、安全上特に問題のある在宅医療廃棄物は、医療機関等を通じて専門業者に引き渡しましょう。	【事業者】 医療機関や薬局等の医療関係事業者は、医療処置を行う市民に対し、安全かつ適正に廃棄物の排出を行うことができるように必要な情報提供や指導を行いましょう。
【行政】 市民が在宅医療廃棄物について適正な処理を行うように、広報やパンフレット等により情報提供・意識啓発を行います。	

施策１０　災害廃棄物対策

災害時に対応するため、本市では備前市地域防災計画を令和９年３月に策定しています。また、災害廃棄物処理計画を令和２年３月に策定し、災害廃棄物の発生量の想定や仮置場所、収集運搬、処理・処分方法等について、災害時に実際に発生する廃棄物を迅速かつ円滑な処理できるよう本市の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害発生時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者へも応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していきます。

各主体の役割	
【市民】 災害時はごみが散乱しないように注意し、ごみの速やかな回収のため本市等の行う収集運搬や適正処理に協力しましょう。	【事業者】 災害時には本市等が行うごみ処理対策に協力しましょう。
【行政】 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を速やかに適正処理できるように、ごみ収集運搬機材及び人員の確保とその適正配置などに努めます。	

施策１１　海ごみ対策の推進

近年の海ごみ問題は、海岸で発生するものだけでなく、陸域で発生したごみが河川や水路等を通じて海へ流れ込むものも多くあります。特に、容器包装プラスチックやペットボトル、レジ袋などのプラスチックごみは、適正に処理されず環境中に流出すると、紫外線や波、風などの影響によって劣化・細分化され、5mm 未満のマイクロプラスチックとなることがあります。

本市では海岸清掃活動によって漂着ごみ対策を行っていますが、海岸の清掃や漂着ごみの回収だけでなく、海へ流出する前の段階でごみを減らし、適正に処理することが重要です。

また、漂着ごみの清掃は主にボランティア等により行われていますが、漂着ごみには砂に埋まった大木や岩に絡まったロープなど運搬が困難なものや、中に薬品の入った容器や注射針など危険なものが存在することもあることから、海岸清掃を行う市民団体等では対応困難な漂着ごみを適正に処理するための体制について検討を行うとともに、ポイ捨て防止の啓発など内陸部の発生源対策についても行っていきます。

各主体の役割
【市民・事業者】 きれいな海岸を保つため、海岸清掃が行われる場合は積極的に参加しましょう。また、河川へのポイ捨てをしないようにしましょう。
【行政】 市民等の海岸清掃活動への支援を行うとともに、市民等で対応が困難な漂着ごみの処理体制についての検討及び内陸での発生源対策を行います。

施策１２　水銀使用製品の適正回収

水銀による環境汚染防止等に関する国際条約「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月に発効したことをうけ、国においては水銀汚染防止法（水銀による環境の汚染の防止に関する法律）が施行され、これに合わせて廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されています。水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本市でも対応が求められます。

家庭からごみとして排出される水銀使用製品は主に蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられます。本市ではこれらのごみはその他資源の区分で収集していますが、ごみ排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がります。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうと焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなります。

また、製品使用もせず廃棄もせずに保持しているもの（退蔵品）の存在が想定されることから、回収体制の整備を図るとともに法規制について市民に周知を図り、分別の徹底と排出時の取り扱いの周知徹底を推進し、退蔵品等の適正な回収を行うことを進めます。

各主体の役割	
【市民】 水銀を使用した体温計・温度計、また、タンスや倉庫に眠る退蔵品は、燃えるごみや燃えないごみに混入することがないよう適切に分別排出しましょう。	【事業者】 事業所で発生したこれらのごみは水銀使用製品産業廃棄物です。産業廃棄物として自らの責任で適切に処理しましょう。
【行政】 水銀使用製品の回収体制の整備を進めます。また、法規制の周知を図り、退蔵品の適切な分別排出について、広報誌等を通じて啓発します。	

◆　主な水銀使用製品（使用せずに保持しているもの（退蔵品）も含む）の概要

品目	概要	本市での分別
電　池	ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、退蔵品の回収が必要	市の回収ボックス 購入店・販売店に引渡
蛍光管	蛍光管１本当たり６㎎の水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄を確実に回収することが必要	その他資源
水　銀 体温計	１本当たり約 1.2ｇ程度の水銀が使用され、蛍光管約 200 本分に相当 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	
水　銀 温度計	１本当たり約 3.7ｇ程度の水銀が使用され、蛍光管約 620 本分に相当 ⇒家庭、事業所における退蔵品の回収を進めることが必要	
水　銀 血圧計	１台当たり約 48ｇの金属水銀が使用され、蛍光管約 8,000 本分に相当 ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	

資料：環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（H27.12）

第９節　その他

1　ごみ減量の推進体制

本市では、廃棄物に関する実態把握、調査研究並びに廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の推進や啓発活動に関する事項を協議する場として、廃棄物減量化資源化対策等推進協議会を設置しています。

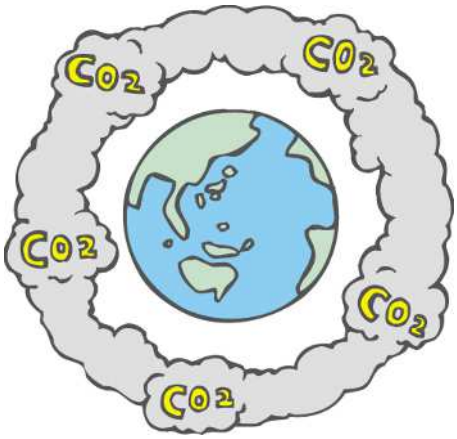
ごみ問題の解決に向けて市民・事業者・行政が一体となって減量化等を推進していくため、市民や事業者の視点から調査協議を行い、本市の施策に反映させていきます。

2　関係者への協力要請

製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量のため、できるだけごみの出ない製品設計、容器の利用促進、自主回収ルートの確立などの協力要請を行います。また、適正処理困難物等の処理施設整備について岡山県や国等の関係各機関への要請を行っていきます。

3　地球温暖化防止対策

廃棄物処理分野からの温室効果ガス排出量は増加しており、持続可能な社会を構築していく上では、廃棄物処理においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策を実施しています。



①　生ごみの減量

可燃ごみの水分が多い場合、施設での処理時に助燃剤が必要になるなど水分蒸発に余計なエネルギーが使われることになります。そのため、水分の多い生ごみについて水切りの徹底や、堆肥化等により可燃ごみへの混入量を減らすことなどを推進していきます。

②　化石燃料のBDFでの一部代替

クリーンセンター備前では補助燃料として灯油を使用していますが、その全量を令和元年度から BDF で代替しています。平成 31 年 4 月～令和元年 9 月の半年間で 31,200L の BDF を使用し、77.7 t -CO_2 の温室効果ガス（CO_2）を削減しています。これは本市のごみ収集車約 400 台分の燃料に相当します。

③　収集運搬車両による普及啓発

小学生が書いたポスターや高校生によるごみに関する啓発イラストをラッピングしたパッカー車を使用することで、市民へのごみに関する意識啓発を図ります。

第10節　食品ロス削減推進計画

1　計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存している一方で、世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在しており、食品ロスの削減は重要な課題となっています。また、SDGｓ（持続可能な開発目標）の「目標12［つくる責任 つかう責任］」では、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられており、食品ロスの削減は家計負担や市の廃棄物処理費用の軽減、CO_2排出量の削減による気候変動の抑制が期待できます。

こうした状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年５月に「食品ロス削減推進法」が成立し、同年10月に施行されました。さらに、同法第11条に基づき、国において「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和２年３月に閣議決定されました。その後、令和7年3月に閣議決定された「第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、新たな目標の設定や更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加しています。

区市町村は同法第13条第1項において、基本的な方針と都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、同法第13条第2項では、計画を定めるにあたっては、一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないとされています。

本市では、こうした背景を踏まえ、食品ロスをより一層削減するために、「備前市食品ロス削減推進計画」（以下「食品ロス削減計画」という。）を策定し、市内の食品ロスの削減に向けた取組を推進していきます。

2　計画策定の趣旨

食品ロス削減計画の期間は、備前市一般廃棄物処理基本計画と同様の、令和９年度から令和23年度までとします。なお、社会情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況、国が定める基本方針や上位計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

3 食品ロスの現状と課題

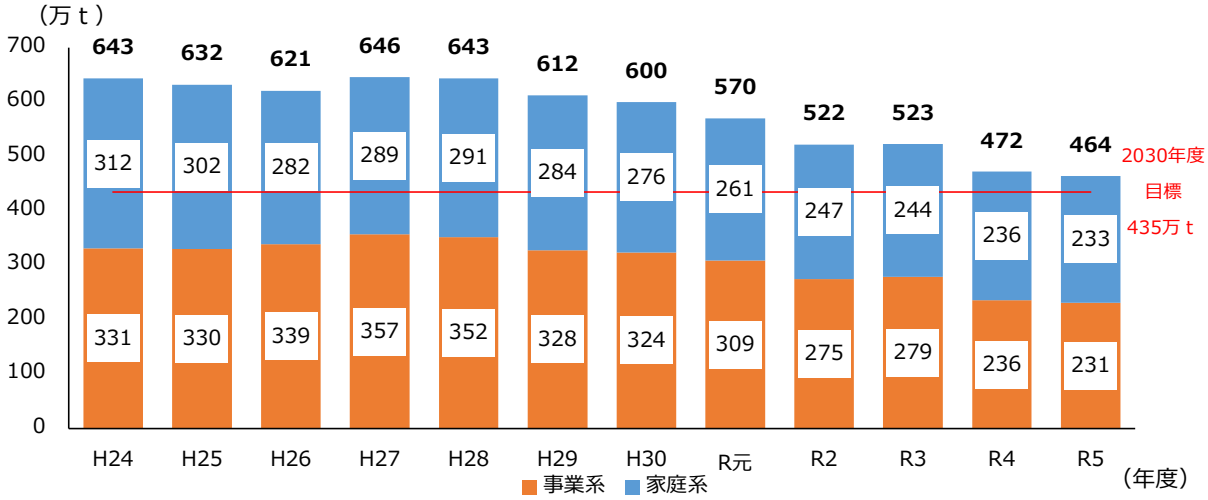
3-1 国の食品ロスの現状

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、家庭系食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れ、食品の過剰除去による廃棄が主な要因です。事業系食品ロスは、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業などから発生し、製造・流通・調理の過程での規格外品、返品、売れ残りなどが含まれます。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和２年３月31日閣議決定）」において、平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロス量を半減、事業系食品ロスを6割減（令和4年に半減目標を達成したことから、目標値を引き上げ）させる（家庭系：433万ｔ→216万ｔ、事業系：547万t→219万ｔ）という目標を設定しています。

国内では、令和５年度に、464万ｔ（家庭系約233万ｔ、事業系約231万ｔ）の食品ロスが発生したと推計され、これは開始以来最少の数値となっています。食品ロス発生量の推移を図表８-３-１に示します。

◆図表８-３-１　食品ロスの発生量推移



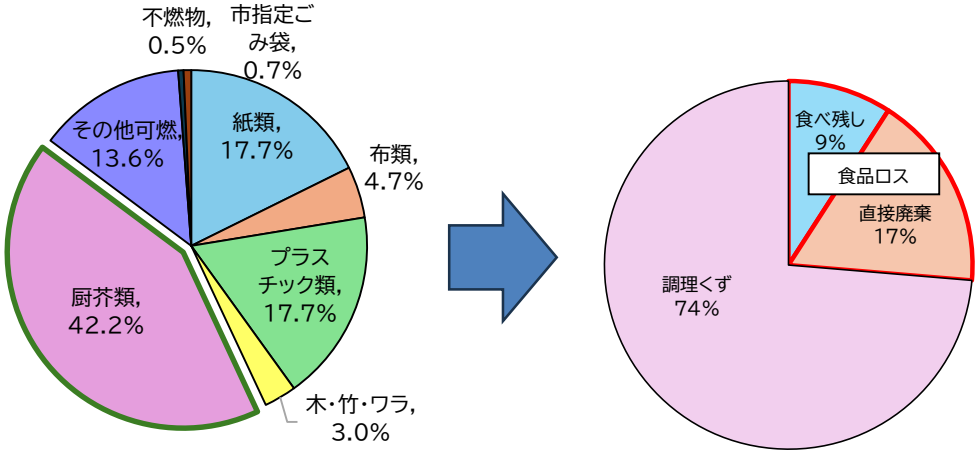
出典）環境省「我が国の食品ロスの発生量の推移」

食品ロスを国民一人当たりに換算すると毎日おにぎり１個分(約103g)を廃棄している推計となります。また、食品ロスによる経済的損失は、国民一人当たりで1日約88円と推計されています。

これらの現状を踏まえ、当該計画を策定する際には、家庭および事業者双方の取組を強化し、経済的・環境的な観点からも効果的な施策を検討することが重要です。

3-2　本市の食品ロスの現状

本市の家庭から排出されるごみのうち、厨芥類の占める割合は40%ほどで、さらにその内の30%が食品ロスと言われています。本市の家庭系可燃ごみに換算すると、令和7年度現在、一人一日当たりの食品ロス排出量は54ｇと推計され、これはおにぎり1個分（約100g～120g≒お米0.5合分）の半分程となります。



【家庭系食品ロスの発生要因】

① 食べ残し

・子どもや高齢者の少食、または食べる量の見込み違いや、家族の人数や食べる量に対して多めに作る習慣があり、食べきれずに廃棄。

② 過剰購入・買いすぎ

・計画的な買い物をせず、必要以上に購入してしまうことで、使い切れずに廃棄。

③ 保存方法の誤り

・野菜や果物などを適切に保存できず、傷ませてしまう。

④ 賞味期限・消費期限の誤解

・「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解せず、まだ食べられるものを廃棄。

【事業系食品ロスの発生要因】

① 製造・調理段階でのロス

・加工や調理の工程で出る切れ端やミスによる廃棄（例：パンの耳、失敗した料理）。

② 規格外品の廃棄

・形やサイズ、見た目が基準に合わない農産物や加工食品の廃棄。

③ 売れ残り・返品

・小売店や飲食店での販売予測ミスや、納入業者による返品制度によるロス。

④ 過剰提供

・飲食店での大盛りメニュー、バイキング形式などでの残食。

⑤ 賞味期限と消費期限切れ

・店頭で期限切れにより販売できなくなった商品、もしくは流通過程での期限切れ。

4 基本理念・基本方針

4-1 基本理念

食品ロス問題は、食料安全保障の観点からも、地球規模の環境負荷の観点からも、看過できない社会課題となっています。

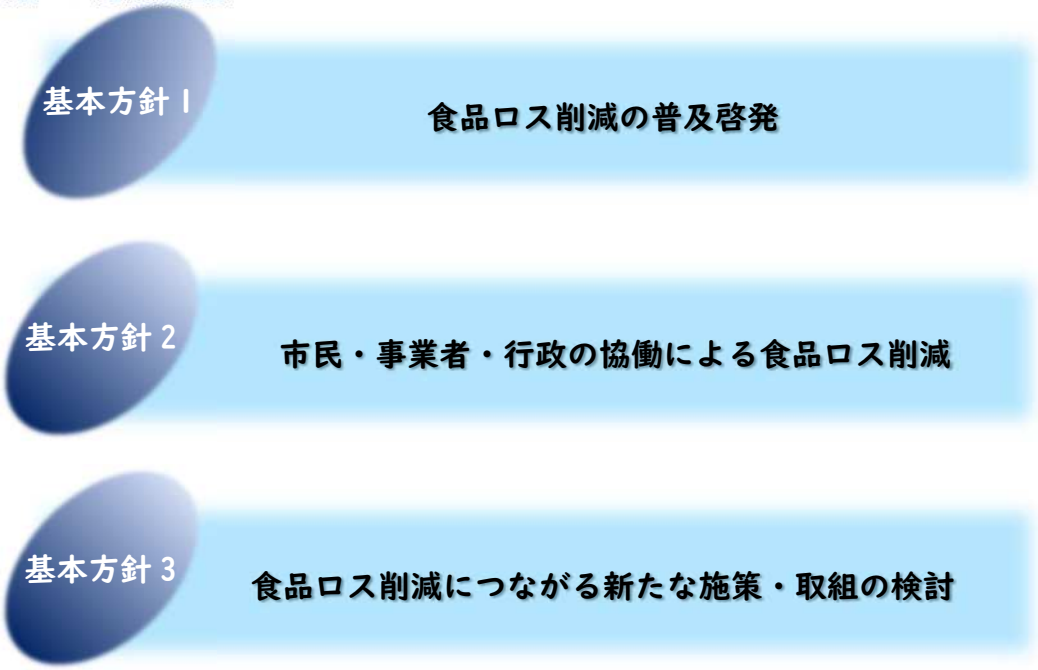
食品ロスの削減を単なる廃棄物対策としてだけではなく、持続可能な食料システムの構築、経済の活性化、そして次世代への責任ある資源継承を一体的に実現する取組として位置づけます。

目標を達成するためには、消費者・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携し、社会全体で取り組むことが不可欠となっています。「もったいない」の精神を現代社会に根付かせ、食を大切にする文化を次の世代へと引き継ぐことを、本計画の基本理念とします。

【基本理念】
「もったいない」から始める持続可能なまちづくり

4-2 基本方針

【食品ロス削減推進計画の基本方針】



4-3 食品ロス削減に向けた施策

基本方針において、特に重点的に取り組むべき項目を以下に示します。

【施策1　食品ロス削減の普及啓発】

① ３キリ運動※の普及啓発
② 学校や地域団体と連携した食育・出前講座の実施
③ 「30・10運動」や「食べきり運動」の周知強化
④ 家庭向けリーフレットやSNSでの情報発信
⑤ 食品ロス実態に関する見える化・データ公開
⑥ 食品ロス削減をテーマとしたイベント・キャンペーンの開催

【施策２　市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減】

① エコショップ認定制度の拡充
② フードドライブ活動の拡充と定着化
③ 市内事業者との情報共有と好事例の横展開
④ 市民協働型の検討会・ワークショップの開催

【施策３　食品ロス削減につながる新たな施策・取組の検討】

① 家庭ごみの組成調査に基づく改善策の検討と実施
② 市内小中学校や保育園における残食削減の推進
③ 規格外農産物の有効活用の促進
④ 災害備蓄品の入替え等における有効活用

４　計画目標

食品ロス削減推進計画における食品ロス削減の数値目標を表８-４-１に示します。

本市では、令和７年度現在、1人１日当たりの食品ロス排出量が54ｇと推計されます。国の「2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させる」考えを踏襲し、本計画では令和７年度比で令和23年度までに食品ロスを半減させることを目標とします。

◆図表８-４-１　食品ロス削減の数値目標

指標	R7年度	R12年度	R23年度
食品ロス量	596t	446t	248t
1人1日当たり食品ロス量	54g/人日	43g/人日	27g/人日

※「３キリ運動」とは、生ごみの水分を取り除く「水キリ」、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の３つの「キリ」に取り組む運動です。

☆水切り

生ごみを捨てる前に、水分をしっかり切りましょう。

☆使いキリ

買った食材は、無駄にせず使い切りましょう。

☆食べキリ

作った料理や注文した料理は、残さず食べ切りましょう。

5 市民・事業者・行政の役割

【市民が取り組むべき項目】

① 計画的な購入と消費の実践
- 買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ購入する
- 献立の事前計画や「てまえどり」の習慣化

② 正しい保存・調理方法の習得
- 食品の鮮度を保つ保存方法を理解する
- 食材を使い切るレシピ（残り物活用）を意識する

③ 期限表示の理解
- 「賞味期限（美味しく食べられる期限）」と「消費期限（安全に食べられる期限）」の違いを理解し、期限内に使い切る

④ 地域活動への参加
- フードドライブなどのイベントに参加する

【事業者が取り組むべき項目】

① 食品の適正な在庫管理と販売方法の工夫
- 発注量の最適化、値引き販売や少量・小分け販売の推進
- 「てまえどり」ポップなど啓発表示の活用

② 食べきり・残さず運動の推進
- 飲食店での少量メニューやハーフサイズの導入、持ち帰り容器の提供

③ フードバンク・フードドライブ等との連携
- 賞味期限内の未使用食品を寄贈するなど、地域福祉との連携を図る

④ 従業員教育の実施
- 食品ロス削減に向けた衛生・品質管理、接客・販売方法などの啓発を行う

【市(行政）が取り組むべき項目】

① 啓発活動の推進
- 広報誌やホームページ、イベントなどを通じた市民・事業者への情報発信
- 小中学校やこども園を対象とした食育の実施

② 支援制度・仕組みの整備
- フードドライブの実施支援、フードバンクと連携した仕組みの構築
- ごみ分別の徹底と、生ごみの減量施策（生ごみ処理機の補助等）の展開

③ 実態把握とデータの活用
- 市内の食品廃棄物の量や種類を把握し、施策の優先順位を明確にする

④ 官民連携の促進
- 企業・団体・学校との協働による地域ぐるみの取組を支援

第４章 生活排水処理基本計画

第１節 水環境、水質保全に関する状況

１ 水環境

本市は、日本最大の閉鎖性水域である瀬戸内海に隣接し、瀬戸内海に伸びる日生諸島はそのほとんどが瀬戸内海国立公園に指定され、観光資源として本市を支えています。また、一級河川吉井川水系吉井川及び金剛川を抱え、水源に恵まれた環境にあります。

２ 水質保全の達成状況

(1) 環境基準

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれています。本市に隣接する吉井川水系及び瀬戸内海の播磨灘北西部水域も公共用水域です。

公共用水域に対しては公害対策基本法及び環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境保全上で維持されることが望ましく、水質等の保全に向けた施策を実施していくための目標値として環境基準が定められています。

河川及び海域についての水質汚濁に係る環境基準を図表 4-1-1～4-1-2 に示します。

環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。

また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することがないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとされています。

◆図表 4-1-1　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基 準 値	項　　目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	－	－

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域についてはふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

◆図表 4-1-2(1)　生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－
備考 1　基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)						

注

1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2　水道１級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産１級　　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級　　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級　　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全　　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 ㎎/Ｌ 以下	0.001 ㎎/Ｌ 以下	0.03 ㎎/Ｌ 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 ㎎/Ｌ 以下	0.0006 ㎎/Ｌ 以下	0.02 ㎎/Ｌ 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 ㎎/Ｌ 以下	0.002 ㎎/Ｌ 以下	0.05 ㎎/Ｌ 以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 ㎎/Ｌ 以下	0.002 ㎎/Ｌ 以下	0.04 ㎎/Ｌ 以下

備考　基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

◆図表 4-1-2(2)　生活環境の保全に関する環境基準

湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が４日間以上である人口湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級　水産１級 自然環境保全及びＡ 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道２、３級 水産２級　水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産３級　工業用水１ 級　農業用及び C の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと。	2mg/L 以上	－

備考
水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注
1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２、３級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産１級　：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水産３級　：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級　：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級　：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道１，２，３級（特殊なものを除く。） 水産１種　水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に揚げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産３種　工業用 農業用　　環境保全	1　mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1　基準値は，年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3　水産１種　：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　水産２種　：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　水産３種　：コイ、フナ等の水産生物用
4　環境保全　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

◆図表 4-1-2(2)　生活環境の保全に関する環境基準

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 ㎎/Ｌ以下	0.001 ㎎/Ｌ以下	0.03 ㎎/Ｌ以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 ㎎/Ｌ以下	0.0006 ㎎/Ｌ以下	0.02 ㎎/Ｌ以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 ㎎/Ｌ以下	0.002 ㎎/Ｌ以下	0.05 ㎎/Ｌ以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 ㎎/Ｌ以下	0.002 ㎎/Ｌ以下	0.04 ㎎/Ｌ以下

(2) 水質環境基準類型指定

生活環境の保全に関する環境基準では、河川及び海域について類型が指定されています。本市管内または本市と接する吉井川水系及び瀬戸内海においては、図表 4-1-3～4-1-4 に示す水質環境基準類型が指定されています。

吉井川水系においては、嵯峨井堰より下流がＢ類型、上流がＡ類型に指定されており、支流においては、滝川は全域でＢ類型、金剛川、吉野川、梶並川、加茂川は全域がＡ類型に指定されています。また、瀬戸内海の播磨灘北西部においては、Ａ類型及びⅡ類型に指定されています。

◆図表 4-1-3　水質環境基準類型指定状況

水域の範囲			類型	達成期間	基準地点名	指定年月日
河川	吉井川水系	吉井川上流（嵯峨井堰より上流）	Ａ	イ	嵯峨堰	S46.5.25 閣議決定
		吉井川中・上流（嵯峨井堰より下流）	Ｂ	ロ	周匝大橋、熊山橋	同上
		吉野川（全域）	Ａ	イ	鷺湯橋	S45.4.17（岡山県告示第 424 号）
		梶並川（全域）	Ａ	イ	湯村橋	同上（同上）
		滝川（全域）	Ｂ	ロ	三星橋	同上（同上）
		金剛川（全域）	Ａ	ロ	宮橋	同上（同上）
		加茂川（全域）	Ａ	イ	加茂川橋	S53.4.22（岡山県告示第 347 号）
海域	瀬戸内海	播磨灘北西部	Ａ	ロ	－	S49.5.13（岡山県告示第 39 号）

イ：直ちに達成　　ロ：５年以内で可及的すみやかに達成

◆図表 4-1-4　水質環境基準類型指定状況（海域：全窒素及び全りん）

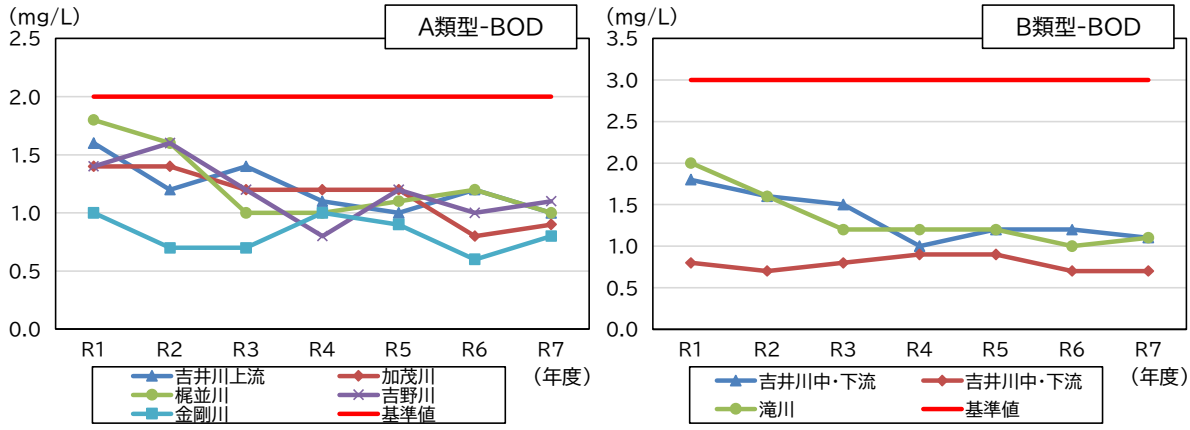
水域の範囲			類型	達成期間	基準地点名	指定年月日
海域	瀬戸内海	播磨灘北西部	Ⅱ	ロ	－	H9.4.28（環境省告示第 19 号）H15.3.27 改訂（環境省告示第 35 号）

イ：直ちに達成　　ロ：５年以内で可及的すみやかに達成

(3) 環境基準の達成状況

吉井川水系における過去７年間の BOD（75%値）の水質測定結果の推移を図表 4-1-5 に示します。令和元年度以降はどの水域においても基準値を下回っており、環境基準を達成しています。

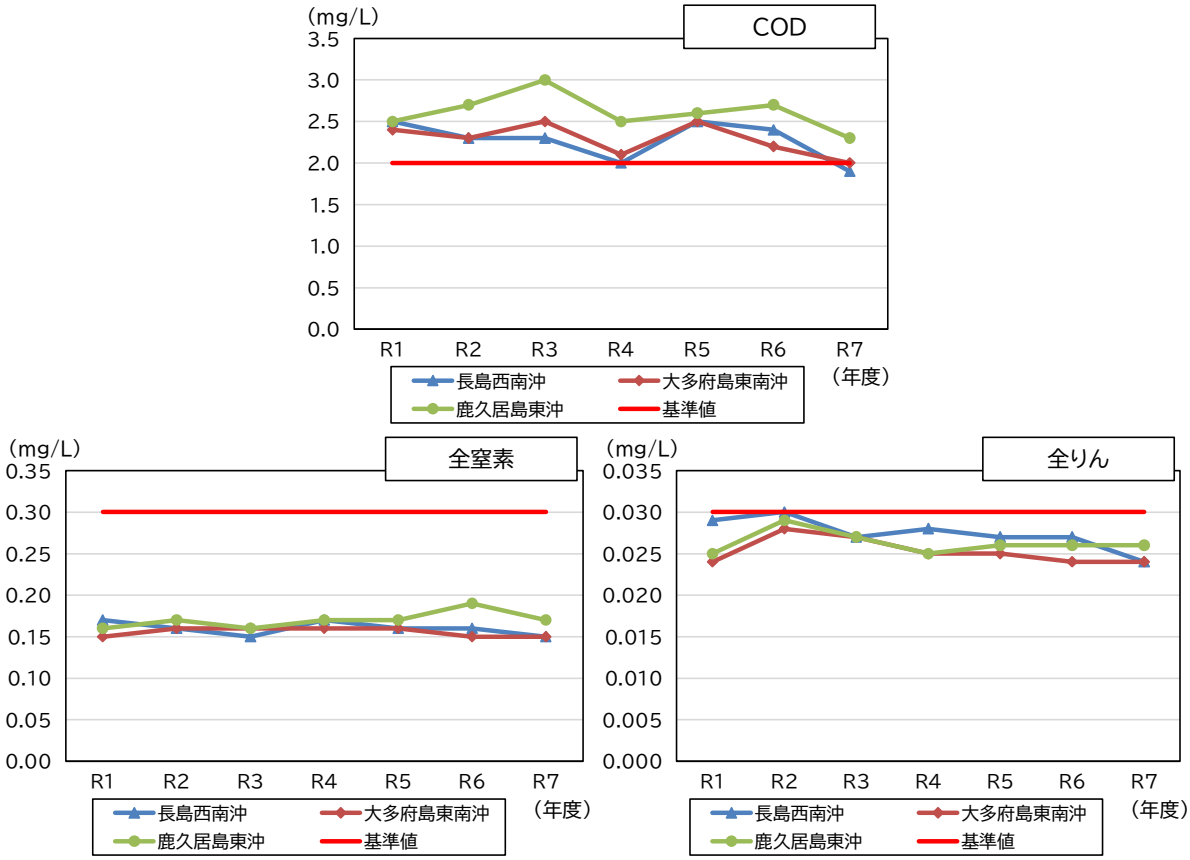
◆図表 4-1-5　水質測定結果の推移（吉井川水系：BOD）



瀬戸内海播磨灘海域における過去７年間の COD（75%値）、全窒素及び全りんの水質測定結果の推移を図表 4-1-6 に示します。COD は令和４年度及び令和７年度の長島西南沖、令和７年度の大多府島東南沖については基準値を下回っていますが、その他の年度及び海域については基準値を超過し、環境基準を達成していません。

一方、全窒素及び全りんはどの水域においても基準値を下回っており、環境基準を達成しています。

◆図表 4-1-6　水質測定結果の推移（海域：COD、全窒素、全りん）



第２節　生活排水処理の現状と課題

１　生活排水処理の流れ

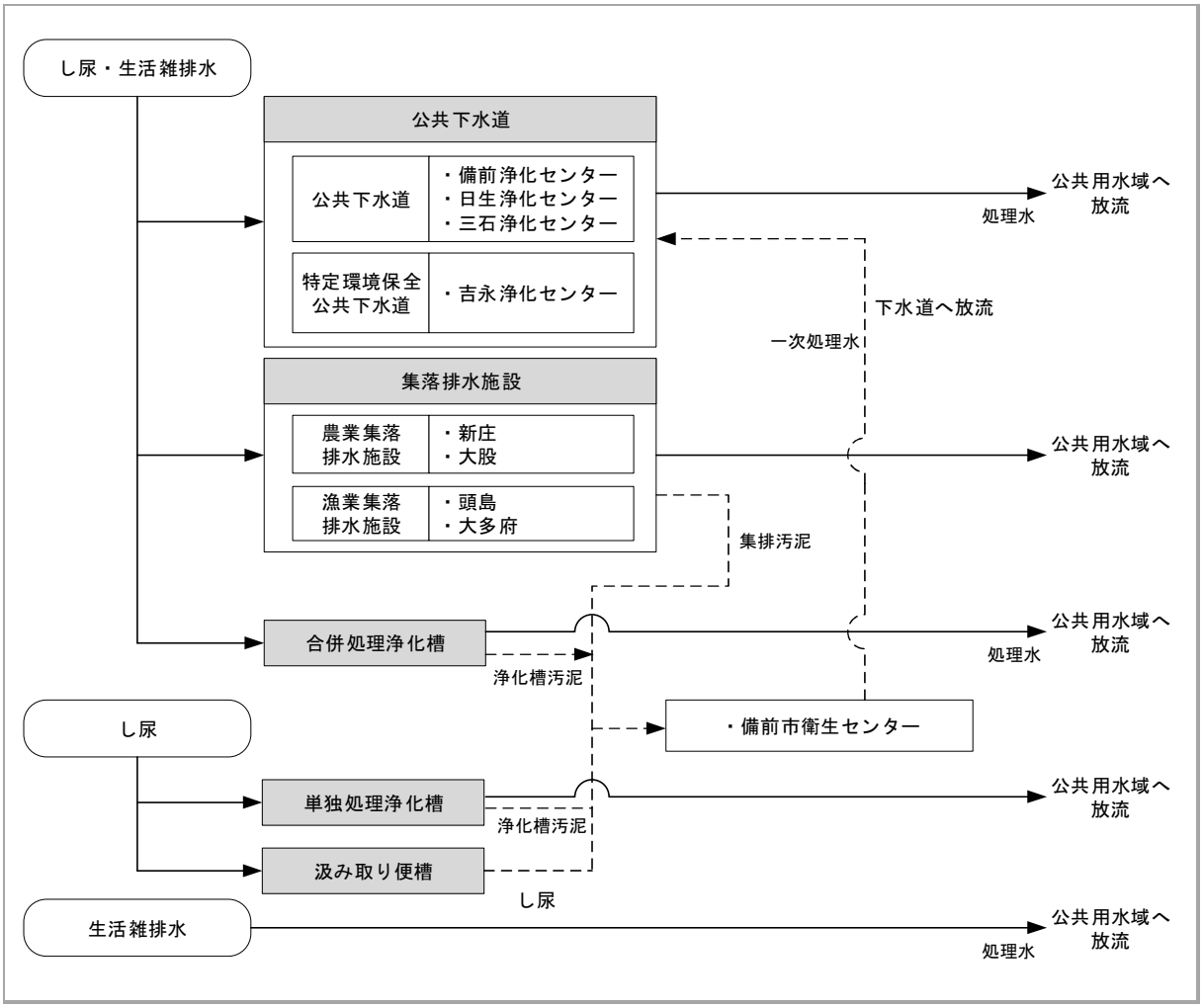
本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図表 4-2-1 に示すとおりです。

公共下水道・集落排水施設へ接続している世帯等では、各施設の終末処理場において適切に処理しています。

汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿は、備前市衛生センターで適正に中間処理し、公共下水道へ放流しています。

また、単独・合併処理浄化槽を設置している世帯等では、各浄化槽で処理し、処理後の浄化槽汚泥は備前市衛生センターへ搬入し適正に処理しています。

◆図表 4-2-1　生活排水処理の流れ



2 処理形態別人口

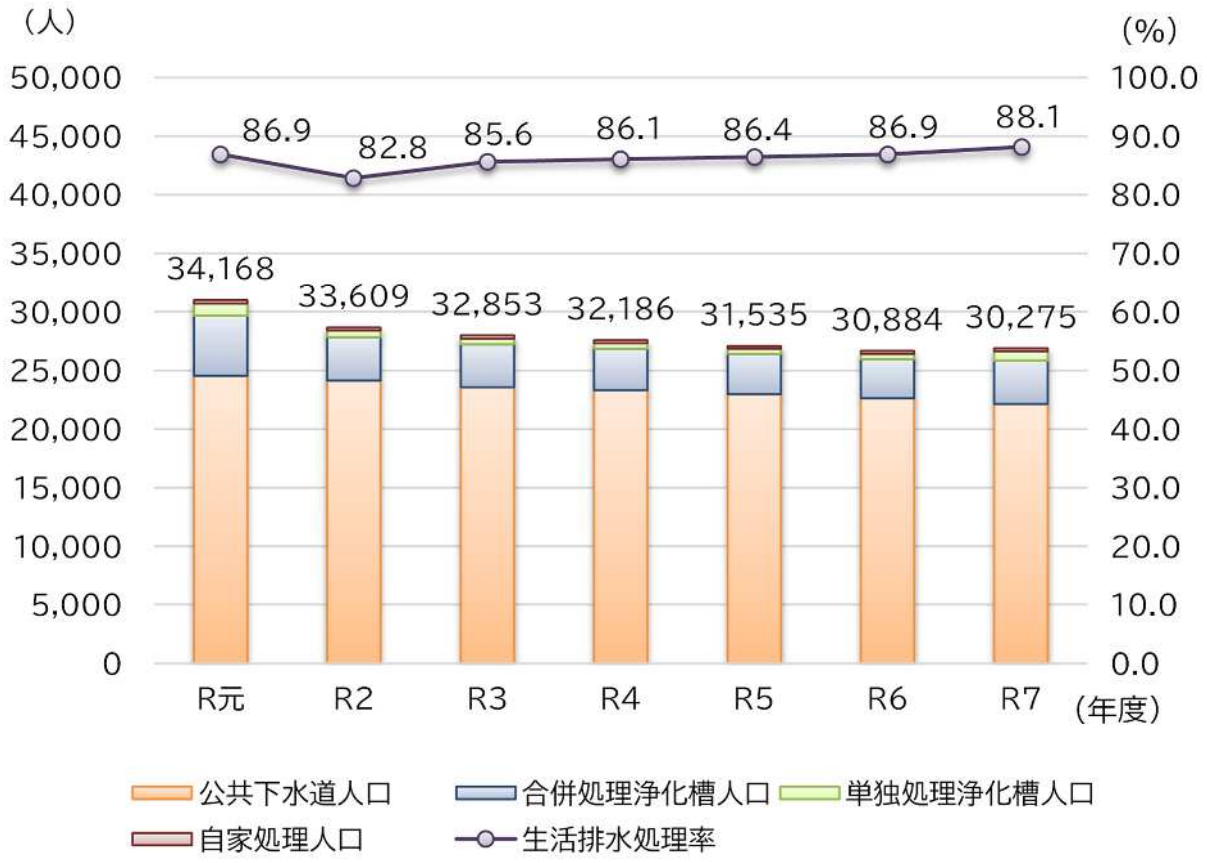
本市における過去 7 年間（令和元～7年度）の処理形態別人口の推移を図表 4-2-2 に示します。令和7年度においては、公共下水道、集落排水及び合併処理浄化槽によって行政区域内人口 30,275 人のうち 26,685 人が生活排水処理人口となっており、生活排水処理率は 88.1%です。

一方で、計画処理区域内人口のうち、3,592 人（単独処理浄化槽人口 786 人、し尿収集人口 2,567 人、自家処理人口 239 人）については、風呂、台所、洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっています。

今後、公共下水道等への接続または合併処理浄化槽への切替えが望まれます。

◆図表 4-2-2　処理形態別人口の推移

区分			単位	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画処理区域内人口			人	34,168	33,609	32,853	32,186	31,535	30,884	30,275
	生活排水処理人口		人	29,678	27,842	28,131	27,711	27,262	26,827	26,683
		公共下水道人口	人	24,539	24,133	23,569	23,301	22,963	22,629	22,149
		合併処理浄化槽人口	人	5,139	3,709	3,651	3,543	3,442	3,352	3,706
		集落排水処理人口	人	-	-	911	867	857	846	828
	生活排水未処理人口		人	4,490	5,767	4,722	4,475	4,273	4,057	3,592
		単独処理浄化槽人口	人	1,044	545	499	484	435	423	786
		し尿収集(汲み取り)人口	人	3,177	4,957	3,964	3,737	3,589	3,390	2,567
		自家処理人口	人	269	265	259	254	249	244	239
	計画処理区域不明分		人	-	-	-	-	-	-	-
生活排水処理率			%	86.9	82.8	85.6	86.1	86.4	86.9	88.1
	公共下水道処理率		%	71.8	71.8	71.7	72.4	72.8	73.3	73.2
	浄化槽処理率		%	15.0	11.0	13.9	13.7	13.6	13.6	15.0



3 収集運搬の状況

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、図表 4-2-3 に示すとおり、し尿は許可業者４社、浄化槽汚泥は許可業者７社により実施しています。

◆図表 4-2-3　し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

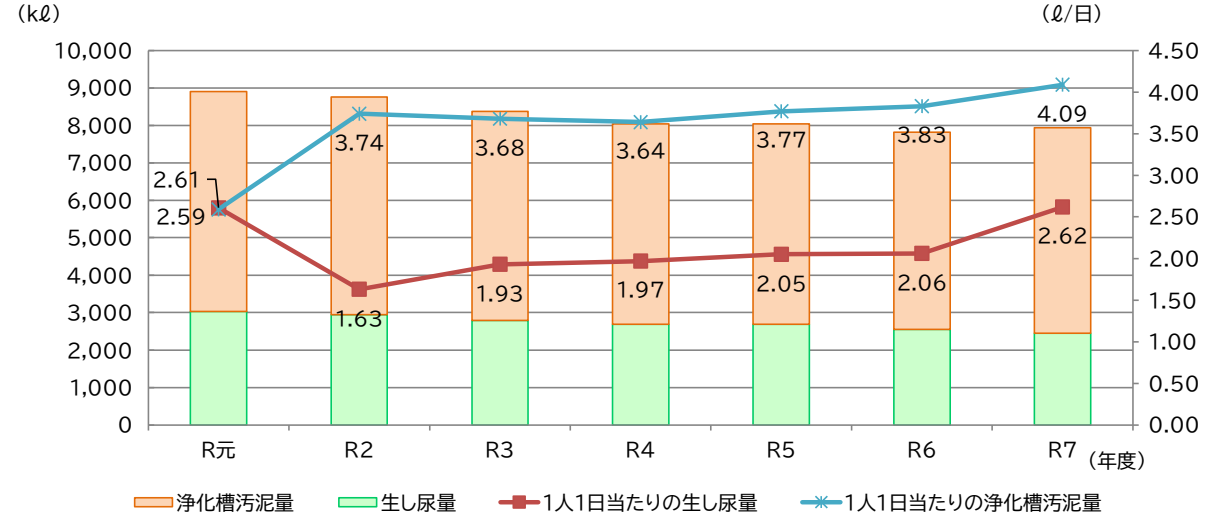
	し　　尿	浄化槽汚泥
備前地域	許可業者　２社	許可業者　５社
日生地域	許可業者　１社	許可業者　１社
吉永地域	許可業者　１社	許可業者　１社
合　　計	許可業者　４社	許可業者　７社

(2) 収集実績

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、図表 4-2-4 に示すとおりです。
全体の収集量は、下水道等の普及により減少傾向となっています。

◆図表 4-2-4　し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

区分	単位	R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７
し尿・汚泥処理量	kL/年	9,020	8,916	8,554	8,224	8,228	8,008	8,120
生し尿量	kL/年	3,037	2,945	2,793	2,688	2,688	2,546	2,451
浄化槽汚泥量	kL/年	5,867	5,814	5,579	5,354	5,354	5,279	5,495
自家処理し尿量	kL/年	116	157	182	182	186	183	174
1人１日当たりの収集・処理量	L/人日	2.56	2.58	2.80	2.81	2.91	2.96	3.05
1人１日当たりの生し尿量	L/人日	2.61	1.63	1.93	1.97	2.05	2.06	2.62
1人１日当たりの浄化槽汚泥量	L/人日	2.59	3.74	3.68	3.64	3.77	3.83	4.09
1人１日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	L/人日	2.15	3.11	3.06	3.03	3.13	3.18	3.40
1人１日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	L/人日	0.44	0.63	0.62	0.61	0.64	0.65	0.69



4 中間処理･資源化･最終処分の状況

(1) 中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制により収集し、備前市衛生センターで適正に中間処理したのち、公共下水道へ放流しています。

し尿等の中間処理施設の概要は、図表 4-2-5 に示すとおりです。

◆図表 4-2-5　し尿等の中間処理施設の概要

施設名称	備前市衛生センター
所 在 地	岡山県備前市穂浪2459-1
竣　　工	平成28年
処理能力	34kL/日
処理方式	水処理：　　前処理脱水希釈方式 資源化処理：　リン回収方式（ＭＡＰ法）
運転管理	備前市

(2) 資源化･最終処分の状況

備前市衛生センターでは、し尿等からリンを回収し、資源化しています。また、脱水した汚泥は民間委託による堆肥化を行っています。

また、処理水については公共下水道へ放流しています。

なお、備前市衛生センターでの処理工程において発生する残渣は、クリーンセンター備前で焼却処分しています。

5 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水処理率は、令和元年度は 87.5%となっており、令和 7 年度は 88.1%と横ばい傾向となっています。

一方、11.9%が、生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ放流している状況であることから、公共下水道等の整備区域内での未接続世帯や公共下水道等整備区域外における生活雑排水対策が課題となっています。

このような状況をふまえ、生活排水の適正処理推進における課題を次のとおりとします。

(1) 公共下水道及び集落排水施設の接続率向上

公共下水道及び集落排水施設において、整備区域内における未接続世帯などに対し、速やかに接続するよう指導を行っていく必要があります。

(2) 汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換

公共下水道及び集落排水施設の計画区域外における汲み取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のため合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

(3) し尿等の発生量減少による非効率化

し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少することにより、収集運搬の非効率化が予想されるため、体制の見直し等による収集運搬の効率化が必要です。

第３節 生活排水処理計画

１ 基本理念

生活排水を適正に処理するために、公共下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設の整備を推進します。施設運営にあたっては、市民に対して生活排水処理対策の必要性を啓発し、市民協力のもと進めていくものとします。

２ 基本方針

生活排水処理対策の基本は、適正に処理を行うことであり、処理施設の適正管理及び適正処理に関する啓発を進めていくものとします。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとします。

基本方針

①　公共下水道及び集落排水施設の整備区域内の接続率の向上

公共下水道、集落排水施設の整備済区域内においては、早期の接続のための啓発活動に努める。

②　汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換の推進

生活排水処理率 100%を将来的な最終目標とし、地域住民に対して汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併浄化槽処理への転換を呼びかけていく。

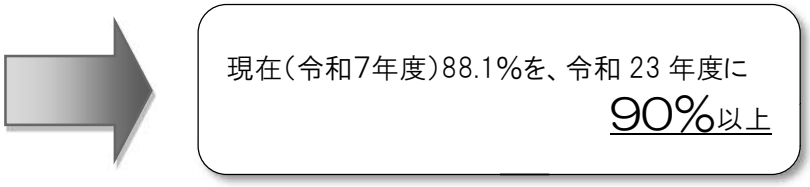
③　し尿等の発生量の減少等に対応した施設運営の実施

今後し尿等を適正に処理するために、し尿等の発生量の減少等を考慮した効率的な施設運営を実施する。

3 生活排水処理の目標

本市における諸政策に基づき、基本方針に沿って、各地域の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、目標年度において生活排水処理率を 90%以上とすることを目標とします。

〇生活排水処理率の目標



	令和 7 年度	令和 23 年度
生活排水処理率	88.1%	90.4%

4 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は図表 4-3-1 に示すとおりです。

◆図表 4-3-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本　　市
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本　　市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等の中間処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 （集落排水汚泥を含む）	本　　市

5 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本市の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道及び集落排水施設によって処理を行います。

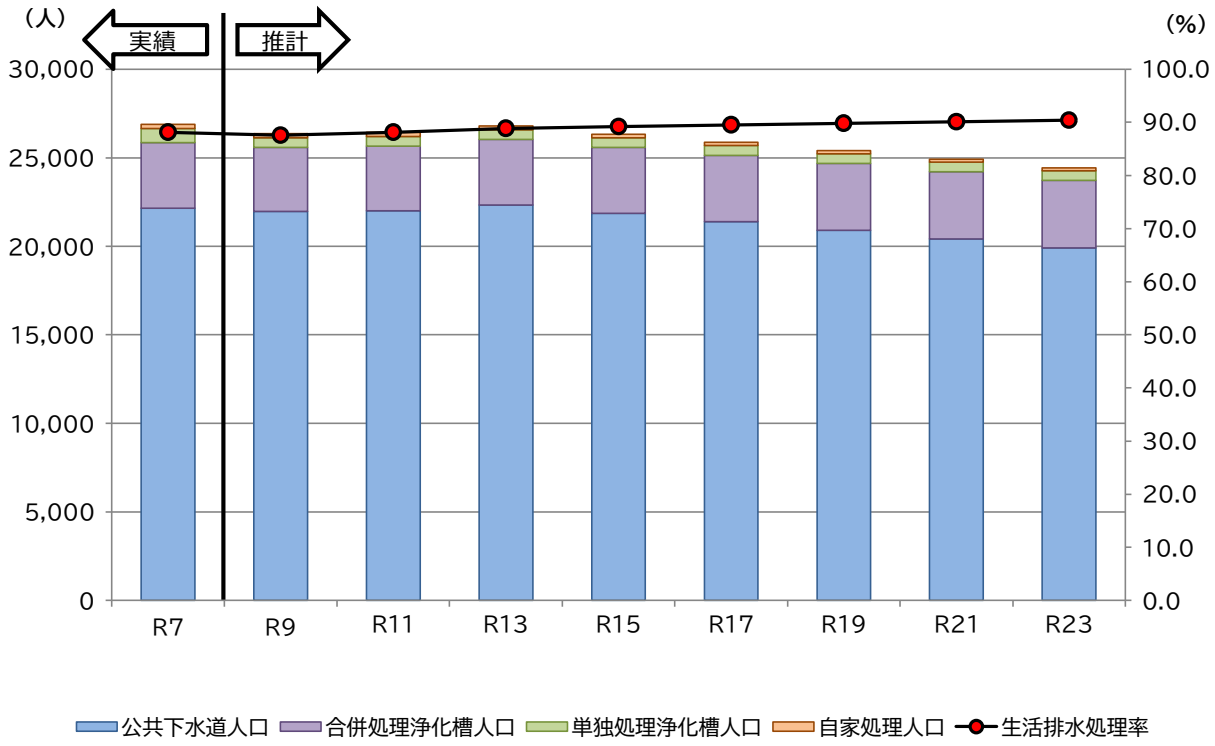
それ以外の区域を個別処理区域とし、合併処理浄化槽の整備を推進します。

生活排水処理の目標達成時の処理形態別人口の推計結果は図表 4-3-2 に示すとおりです。

目標年次である令和 23 年度において、生活排水処理率は 90.4%となる見込みです。

◆図表 4-3-2　処理形態別人口の将来推計結果

区分			単位	R7	R9	R11	R13	R15	R17	R19	R21	R23
				実績	見込み値							
計画処理区域内人口			人	30,275	30,161	30,047	30,237	29,623	29,009	28,395	27,781	27,163
	生活排水処理人口		人	26,683	26,406	26,485	26,857	26,415	25,963	25,501	25,030	24,547
		公共下水道人口	人	22,149	21,967	22,004	22,340	21,867	21,387	20,900	20,406	19,903
		合併処理浄化槽人口	人	3,706	3,611	3,653	3,689	3,720	3,748	3,773	3,796	3,816
		集落排水処理人口	人	828	828	828	828	828	828	828	828	828
	生活排水未処理人口		人	3,592	3,755	3,562	3,380	3,208	3,046	2,894	2,751	2,616
		単独処理浄化槽人口	人	786	548	548	548	548	548	548	548	548
		し尿収集(汲み取り)人口	人	2,567	2,978	2,795	2,623	2,462	2,310	2,168	2,035	1,910
		自家処理人口	人	239	229	219	209	198	188	178	168	158
生活排水処理率			%	88.1	87.6	88.1	88.8	89.2	89.5	89.8	90.1	90.4
	公共下水道処理率		%	73.2	72.8	73.2	73.9	73.8	73.7	73.6	73.5	73.3
	浄化槽処理率		%	15.0	14.7	14.9	14.9	15.4	15.8	16.2	16.6	17.1



第４節 し尿･浄化槽汚泥の処理計画

1 排出抑制･再資源化計画

本市における今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みを図表 4-4-1 に示します。

し尿排出量はし尿収集人口の減少により減少する見込みです。浄化槽汚泥排出量は浄化槽等の普及に努めながらも、行政区域内人口の減少により減少する見込みです。

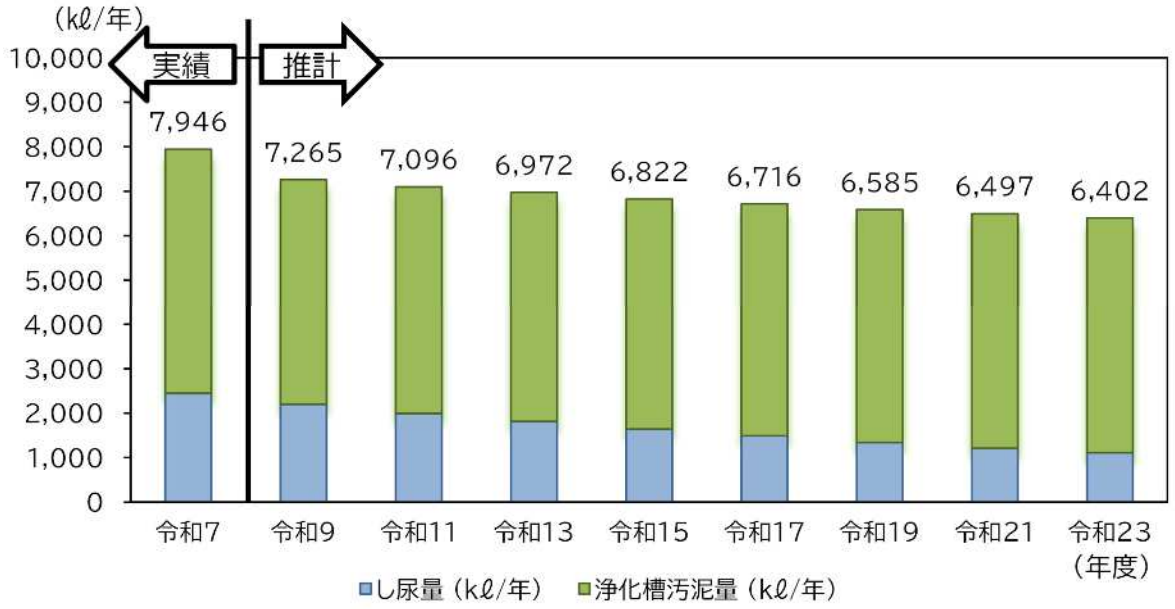
浄化槽汚泥搬入比率は令和 7 年度に 70.1%に達する見込みです。

浄化槽汚泥搬入比率の増加により、搬入性状・搬入量の変動が大きくなることが考えられるため、適正な浄化槽の維持管理を実施するよう浄化槽管理者への広報啓発に努めるとともに、収集運搬業者の協力のもと、計画的な収集・運搬を行い変動の抑制を図るものとします。

また、資源化に関しては、備前市衛生センターでのリン回収及び堆肥化等の有効利用を行うものとします。

◆図表 4-4-1　し尿及び浄化槽汚泥の推計結果

区分	単位	R7	R8	R9	R11	R13	R15	R17	R19	R21	R23
		実績	見込み値								
し尿･汚泥処理量	kL/年	8,120	5,372	7,439	7,270	7,146	6,996	6,890	6,759	6,671	6,576
生し尿量	kL/年	2,451	175	2,207	1,997	1,815	1,643	1,490	1,343	1,215	1,113
浄化槽汚泥量	kL/年	5,495	5,022	5,058	5,099	5,157	5,179	5,226	5,241	5,281	5,289
自家処理し尿量	kL/年	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174
1人１日当たりの収集･処理量	L/人日	3.05	1.98	2.76	2.76	2.76	2.77	2.77	2.78	2.78	2.80
1人１日当たりの生し尿量	L/人日	2.62	2.06	2.02	1.96	1.89	1.83	1.76	1.70	1.63	1.60
1人１日当たりの浄化槽汚泥量	L/人日	4.09	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90
1人１日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	L/人日	3.40	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24
1人１日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	L/人日	0.69	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66



2 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬は現状の許可業者によるし尿等の中間処理施設への搬入体制を維持するものとします。

(2) 収集方法

搬入変動を抑制するため、今後は、計画収集を行っていくことも検討します。

また、浄化槽については、必要な保守点検、年１回の清掃及び法定検査を指導していくものとします。

※保守点検：処理方式や処理対象人員により回数は異なります。

(3) 収集車両

現状どおり、許可業者が所有するバキューム車による収集運搬を継続するものとします。

3 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、現在、備前市衛生センターにて処理しています。

備前市衛生センターを適正に管理し、処理の効率化を図るものとします。

第５節 その他の事項

１ 市民に対する広報・啓発活動

市民に自分たちの生活する周辺の側溝や水路などの住環境、さらには汚濁した河川や海などの水環境に関心をもってもらうためには、生活排水が汚濁の主因となっていることや、更に家庭内や地域で行う取組の実践によって、身近な水路や河川をきれいにすることができることなどについて広報し、啓発を進めていくが必要です。

生活排水対策の広報、啓発策として、以下に示すような方策を推進していきます。

２ 家庭での発生源対策としての具体的取組

○ 排水中に食物残渣等の混入を防ぐため、三角コーナーには、さらに目の細かい水切り袋、ろ紙袋等をかぶせ、固形物の排水中への混入を防止してもらう。

○ 廃食用油は油固化剤を使って固めたり、キッチンペーパー等に吸い込ませるなどして流しに直接排水しないようにしてもらう。

○ 洗濯洗剤は、環境汚染の原因となるリン酸塩の入っていない無りん洗剤の使用を心掛けるとともに、適正な分量を使用してもらう。また、風呂の残り湯を使用するなど、汚濁原因発生量そのものを抑制することを実践してもらう。

３ 市における実践活動の取組

○ パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因を図や表等で示し、市民の意識啓発を高める。

○ 講演会などの開催

市民参加による講演会を開催し、その中で汚濁の現状報告を行うとともに、水質浄化の方策について市民と討議し、実践を呼び掛ける。

○ 生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援

地域住民を主体とした生活排水対策推進の組織育成や、その活動への支援方法を検討する。

○ ビオトープの推進による環境整備

ビオトープを作ることで水辺環境を整え、地域の生態系保全に努めます。

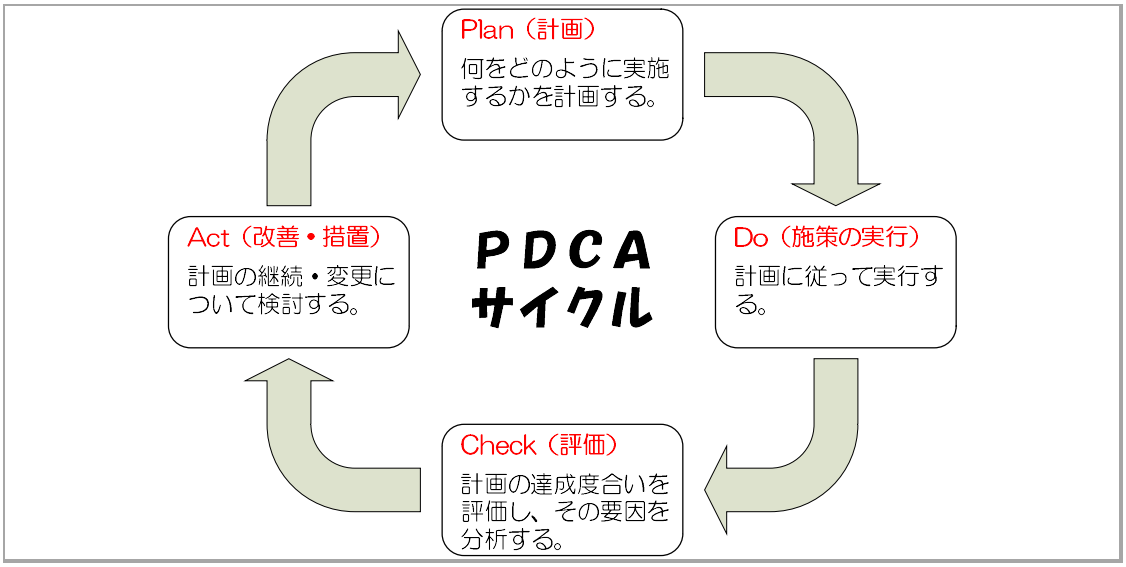
第５章　計画の進行管理

第１節　計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、PDCA サイクルにより、継続的に管理していくものとします。

◆図表 5-1-1　計画の進行管理手法



第２節　計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、ごみ及びし尿等の処理状況を把握します。

計画の進行管理のための指標は図表 5-2-1 に示すとおりとし、目標値に対する進捗率などを毎年確認し、計画の進行状況を把握します。

◆図表 5-2-1　計画の進行管理指標

	令和７年度（現状）	令和 23 年度（計画目標年度）
ごみ処理		
１人１日当たり家庭系可燃ごみ排出量	550g/人・日	433g/人・日
１人１日当たりごみ総排出量	797g/人・日	753g/人・日
リサイクル率	20.1%	27.5%
最終処分量	497t	206t
食品ロス		
１人１日当たり食品ロス量	54g/人・日	27g/人・日
生活排水処理		
生活排水処理率	88.1%	90.4%

注）１人１日当たり排出量：年間排出量÷年間日数÷人口。家庭系可燃ごみ：家庭から排出され、収集又は直接搬入された可燃ごみ。ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量。リサイクル率：資源化量（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量。食品ロス：家庭系収集可燃ごみに含まれる直接廃棄・食べ残し。